

第54回定期大会闘争経過報告

自 2014年9月2日
至 2015年8月31日

と き 2015年9月1日(火)
と ころ 東京・ホテルラングウッド

全日本金属産業労働組合協議会
(JCM)

目 次

2015年闘争評価と課題

I. 2015年闘争の経過	1
II. 2015年闘争の評価と課題	5

2015年闘争結果

I. 各産別の要求内容	13
II. 要求・回答状況総括表	17
III. 集計登録組合闘争結果	20
IV. 中堅・中小登録組合闘争結果	36
V. 全体集計	60
VI. 連合闘争結果	67

2015年闘争の経過	69
------------------	----

2015年闘争資料

I. 2015年闘争の推進	73
II. 経団連「経営労働政策委員会報告」に対する見解	88
III. 戦術委員会確認事項	92

特定（産業別）最低賃金の取り組み

I. 会議の開催等	101
II. 2015年度最低賃金連絡会議	101
III. 2015年度特定（産業別）最低賃金の取り組み方針	101
IV. 2015年度特定（産業別）最低賃金額改正に臨む確認事項	113
V. 2014年度特定（産業別）最低賃金決定状況	117

2015年闘争評価と課題

I. 2015年闘争の経過

1. 2015年闘争を取りまく情勢

日本経済は、消費者物価上昇率2%を目標とする2013年1月以来の量的・質的金融緩和をきっかけとして、円高の是正と株価の上昇、金利の低下が進み、輸出の回復、投資の拡大、銀行貸出の増加など、経済の持ち直しが見られる状況となりました。しかしながら、2014年4月の消費税率5%から8%への引き上げによって、4月には経済活動は大幅に落ち込み、5～7月には回復が見られたものの、その後、低迷が続きました。

消費者物価上昇率（総合）は、2014年5月には一時、消費税率引き上げ分（2%程度）を含め、3.7%となりましたが、その後は鈍化し、交渉が本格化する2015年2月には2.2%となりました。一方、金属産業の企業業績は、おおむね増収増益、予測も上方修正の傾向となりましたが、中小企業などでは、円安による原材料価格高騰の影響等によって、厳しい状況のところもみられました。

金属労協は、消費税率引き上げ後の経済の低迷が、予想外に大きなものとなる中、デフレ脱却と景気回復を確かなものとし、経済の好循環を図るべく、継続的な賃上げと労働条件の向上による個人消費の回復が決定的に重要となっているとの認識の下で、2015年闘争に取り組みました。

2. 2015年闘争推進の基本的考え方と金属労協の方針

2015年闘争は、経済の好循環の実現に向け、継続的な賃上げと労働条件の向上、底上げ・格差是正に取り組み、労使の社会的責任を果たしていくとの考え方の下で、取り組むことにしました。

賃金の引き上げについては、①「経済の好循環」を実現するための継続的な賃上げ、②実質生活を守るための賃上げ、③「人への投資」による企業の持続的な発展を図るための賃上げの3つの観点から、日本経済や生産性の動向、物価動向をはじめとする勤労者生活の動向、金属産業の動向、などを総合的に勘案し、JC共闘が一丸となって、「6,000円以上」の賃上げを求めました。また、経済の好循環、実質生活の維持、「人への投資」の実現に向けた重要な取り組みとして、産業間・産業内の賃金格差是正と非正規労働者の賃金の底上げを図ることにしました。

併せて、一時金に対する適正な成果配分や、非正規労働者の労働条件改善、ワーク・ライフ・バランスの実現、60歳以降の賃金・労働条件の改善、安全衛生体制の充実と労災付加補償の増額、退職金・企業年金の引き上げ、職場における男女共同参画推進のためのポジティブ・アクションなどについても、産業・企業の実態を踏まえて、制度の充実や水準・運用の改善、格差是正等に取り組みました。

<金属労協の具体的取り組み>

賃金	<p><賃金の引き上げ></p> <ul style="list-style-type: none">○賃金制度に基づき賃金構造維持分を確保した上で、6,000円以上の賃上げに取り組む。○中期的に下記の「あるべき水準」に到達することをめざす。 【基幹労働者（技能職35歳相当）の「あるべき水準」】<ul style="list-style-type: none">*目標基準：基本賃金 338,000円以上*到達基準：基本賃金 310,000円以上*最低基準：到達基準の80%程度（24.8万円程度）
----	---

	<p><賃金実態の把握と賃金制度の確立></p> <ul style="list-style-type: none"> ○すべての組合は、賃金実態の点検、課題の把握と改善に努める。 ○賃金水準が低下している組合は、その是正に取り組む。 ○賃金制度が未整備の組合は、賃金制度や賃金引き上げの仕組みの確立に向けて取り組む。
ミニマム運動	<ul style="list-style-type: none"> ○企業内最低賃金協定の締結拡大と水準の引き上げ <ul style="list-style-type: none"> ・すべての組合が企業内最低賃金協定を締結する。 ・企業内最低賃金協定の水準は、高卒初任給準拠とし、着実に引き上げる。 ・月額156,000円以上の水準、もしくは月額3,000円以上の引き上げに取り組む。 ・時間額で協定する場合は、上記月額を所定労働時間で除した水準とし、時間額987円以上の水準、もしくは時間額19円以上の引き上げに取り組む。 ・社会全体への波及効果を高めるため、非正規労働者（直接雇用）を含めた協定の締結をめざす。 ○特定（産業別）最低賃金の機能強化 ○「JCミニマム(35歳)」は、月額21万円とする。
一時金	<ul style="list-style-type: none"> ○要求の基本は、基準内賃金の年間5カ月分以上とする。 ○最低獲得水準として、年間4カ月分以上を確保する。
非正規労働者	<ul style="list-style-type: none"> ○未組織も含めた非正規労働者の賃上げに関する交渉・協議では、賃金の底上げの重要性を踏まえて取り組む。 ○非正規労働者の雇用に関して、労使で確認や協議を行うとともに、法令遵守の徹底を図る。 ○賃金・労働条件や福利厚生などの改善、能力向上機会の提供・協力についても、均等・均衡待遇の観点から実態に応じて取り組む。 ○非正規労働者の組織化に向けた取り組みを進める。 ○未組織労働者を含めた非正規労働者の賃金・労働条件改善に関する交渉・協議の実施に向けて取り組む。
ワーク・ライフ・バランス	<ul style="list-style-type: none"> ○年間総実労働時間1,800時間台の実現に向けて取り組む。 ○労働時間管理の徹底を図る。 ○時間外労働60時間超の割増率50%以上については、猶予措置の対象となっている中小企業も含め、所定労働時間を上回るすべての労働時間を時間外労働算定対象時間とする。 ○年次有給休暇の完全取得に向けて、具体的な取り組みを行う。 ○仕事と家庭の両立支援制度の充実に取り組む。制度を利用しやすい環境を整備し、活用の促進を図るため、労使協議の充実等に取り組む。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○60歳以降の賃金・労働条件 ○安全衛生体制の充実と労災付加補償の増額 ○退職金・企業年金 ○職場における男女共同参画のためのポジティブ・アクション ○政策・制度課題への取り組み

3. 2015年闘争の経過と労使の主張

(1) 闘争の経過

① 第57回協議委員会の開催

2014年12月12日に、第57回協議委員会を開催し、2015年闘争方針として、「2015年闘争の推進」を決定しました。協議委員会では、産別からJC共闘の一員として精一杯の取り組みを展開するとの決意表明がなされ、これまで培ってきたJC共闘の枠組みを最大限に生かしながら、一枚岩で取り組むことによって成果を上げていくことを確認しました。

② 2015年闘争推進集会の開催

2015年1月27日に、「2015年闘争推進集会」を開催し、2015年闘争における交渉参考資料について提起しました。また、5産別の書記長・事務局長をパネラーに、「2015年闘争における各産別の取り組み」と題してパネルディスカッションを行い、加盟組織の産業状況、闘争方針に関して、相互に理解を深めました。

③ 2015年最低賃金連絡会議の開催

2015年1月28日に、「2015年最低賃金連絡会議」を開催し、「2015年度の特定（産業別）最低賃金の取り組み方針」を報告し、意見交換を行いました。最低賃金の重要性が高まっていることから、基幹産業である金属産業の誇りを持って、特定（産業別）最低賃金に取り組んでいくことや、金属労協としてもしっかり支援していくことなどを確認しました。

④ 戦術委員会、中央闘争委員会の開催

*2014年12月17日の第1回戦術委員会および第1回中央闘争委員会では、J C共闘の集中回答日を2015年3月18日にすることなど、主要日程を設定しました。

*2015年1月23日の第2回戦術委員会および第2回中央闘争委員会では、経団連が1月20日に発表した「経営労働政策委員会報告」に対して、1月21日、「継続的な賃上げによって経済の好循環の実現を」との見解を発表したこと、3月18日の集中回答日に向けた主要日程を設定し、金属労協の総力を結集して闘争を推進することを確認しました。

*2015年2月25日の第3回戦術委員会および第3回中央闘争委員会では、集計登録組合を中心とした要求提出状況および交渉状況を把握し、要求趣旨に沿った回答を引き出すべく、強力で交渉を展開することを確認しました。

*2015年3月13日の第4回戦術委員会では、金属労協全体の要求状況および交渉状況を把握し、交渉の最終局面に向けた方針を以下の通り確認するとともに、最後まで一丸となって強力な交渉を粘り強く展開し、要求の実現を図ることを確認しました。

○賃上げは、昨年実績からさらに大きな前進を図り、賃上げの流れを確かなものとする。

○一時金は、組合員の協力・努力や成果にふさわしい適正な配分を求め、積極的な水準引き上げを果たす。

○企業内最低賃金の協定締結および引き上げは、未組織労働者・非正規労働者の賃金の底上げを果たすため、要求趣旨に沿った改善を図る。

○非正規労働者の賃金・労働条件は、今次闘争における底上げの重要性を踏まえ、着実な前進を図る。

*2015年3月16日の第5回戦術委員会では、最終局面における情報交換を行いました。

*2015年3月18日の集中回答日には、第6回戦術委員会と第4回中央闘争委員会を開催し、集計登録組合を中心とする回答の受け止め、ならびに中堅・中小登録組合の回答状況の公表等によって後続組合に対する支援を行うことを確認しました。

*2015年4月3日の第7回戦術委員会では、金属産業全体の格差改善と底上げを図るため、昨年を確実に上回る賃上げの流れを、今後回答を引き出す組合に波及させていくことなどを確認しました。

*2015年4月22日の第8回戦術委員会と第5回中央闘争委員会では、昨年を上回る賃上げ額を獲得する傾向がJ C共闘の大勢となっている流れを、今後回答を引き出す組合に波及させていくことや、早期

決着に向けて一層の努力を図ることなどを確認しました。

*2015年5月27日の第9回戦術委員会と5月28日の第6回中央闘争委員会では、要求提出組合の約8割が回答を引き出している状況の下で、闘争諸機関を解散することを確認しました。また、闘争全体の評価等について、「2015年闘争評価と課題・中間まとめ」を取りまとめました。

(2) 2015年闘争における労使の主張

① 経団連「経営労働政策委員会報告」への見解

経団連は、2015年1月20日に「経営労働政策委員会報告」を発表し、2015年の労使交渉に臨む経営側の姿勢を明らかにしました。2015年版の経労委報告では、「デフレからの脱却に向けた『期待』を『確信』へと変えていかない限り、経済の再生は困難である。企業労使は、こうしたマクロ的な認識や、春季労使交渉・協議に対する社会的な期待の大きさを踏まえていく必要がある」とマクロの視点の重要性が提起されました。しかしながら一方では、賃金は賞与を含めたものであると主張し、「『賃金の引き上げ＝ベースアップ』といった単純なものとはならない」とするなど、ベアには慎重な姿勢を示しました。

これに対し、金属労協では、同日「継続的な賃上げによって経済の好循環の実現を」との観点から見解を発表しました。見解では、「デフレ脱却を確かなものとするには、将来にわたって月例賃金が継続的に引き上げられるという『確信』が必要」「継続的な賃上げによって、勤労者の実質生活を維持することは当然」「現在求められているのは、『マクロの視点』」「景気回復をチャンスと捉え、『人への投資』によって賃金格差是正を進めることが重要」等の主張を展開しました。

② 2015年闘争の推進 交渉参考資料の作成

2015年1月末に「2015年闘争の推進 交渉参考資料」を作成、発行しました。経団連「経営労働政策委員会報告」に対して、詳細な反論を行うとともに、「ベースアップが賃上げの選択肢のひとつなら、『マクロ的な認識』に立って賃上げ要求に応えるべき」「ベースアップの消費拡大効果は、一時金引き上げよりも大きい」「物価が上昇すると賃金構造維持だけでは、生活水準切り下げになる」など、労働組合の主張をとりまとめました。

③ 企業別交渉における労使の主張点

<経営の主張>

- *「人への投資」の必要性や、デフレ脱却や経済の好循環に向けて経営の果たすべき役割は理解する。
- *賃上げ要求は、将来にわたる固定的負担が増加し、経営に与える影響が非常に大きい。取りまく環境からみても重い要求であり、組合要求にそのまま応えることは困難である。
- *大幅な賃上げによって競争力を失い、雇用を脅かすことがあってはならない。
- *短期的な物価上昇で賃上げを行うべきなのか疑問がある。物価について、社会保障制度を通じて国民に還元される消費税増税分を含めて賃上げの根拠とするのは適切ではない。
- *一時金は、組合員の協力・努力には感謝するものの、業績回復は為替など外的要因によるところも多く、真の実力でないことから慎重に判断せざるを得ない。
- *企業内最低賃金の引き上げは、コスト競争力や雇用への影響も踏まえた慎重な対応が求められる。

<労働組合の主張>

- *デフレ脱却と経済成長を確かなものとするための極めて重要な局面にある。「人への投資」を行い、経

済の好循環を実現すべき。

- * 実質賃金が低下し、消費の回復に至っていない。個人消費の下支えとして、継続的・安定的に月例賃金の改善を行うことが、労使の社会的責任として強く問われている。
- * 実質生活を維持し、消費拡大への影響の大きい月例賃金の引き上げによって経済を好循環に導くのは、労使の社会的責務である。
- * 個人消費の拡大、生活不安の払拭に向けて、賃上げに対する組合員の期待は大きい。組合員の意欲・活力につながる「人への投資」として、月例賃金の引き上げを行うべきである。
- * 一時金は、業績改善に対する組合員の協力・努力や成果にふさわしい適正な配分を行い、働く意欲、活力につなげるため、組合員の思いをしっかりと受け止めるべきである。
- * 未組織労働者・非正規労働者の賃金の底上げを図るため、企業内最低賃金を引き上げるべきである。

Ⅱ. 2015年闘争の評価と課題

1. 2015年闘争の概括

2015年闘争は、消費税率引き上げをきっかけとした消費の低迷により景気の足踏みが見られ、継続的な賃上げと労働条件の向上による個人消費の回復によって、デフレ脱却と経済成長を確実なものとすることができるか否かの岐路に立つ中での取り組みとなりました。

また、2年連続で政労使会議が開催され、2014年12月16日に、「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組」について合意しました。2015年4月2日には、「価格転嫁や支援・協力についての取組策およびサービス業の生産性向上に向けた取組策」に合意し、中堅・中小企業の賃上げに注目が集まりました。

こうした中、金属労協は、経済の好循環を実現するとともに、物価上昇の下で勤労者生活を守り、適正な成果配分と「人への投資」によって企業の持続的な発展を図るべく、2014年を上回る継続的な賃上げの実現、産業間・産業内の賃金格差是正と非正規労働者の賃金の底上げを重視して取り組みました。生活を守り、消費拡大の鍵となる賃上げについては、2002年闘争以来、13年ぶりに具体的な要求額を示し、JC共闘が一枚岩となって、「6,000円以上」の賃上げ実現に向けて取り組みました。

これに対して、経営側は、「人への投資」の必要性や、デフレ脱却と経済の好循環に向けて経営の果たすべき役割は理解するとするものの、「大幅な賃上げは将来にわたる固定的負担を増大し、競争力を失う」「短期的な物価上昇で賃上げを行うべきなのか疑問がある」などと主張し、慎重な態度で交渉に臨みました。

JC共闘は、緊密な連携・情報共有の下で、要求を策定し、交渉に臨んだ結果、2014年闘争で作りに出した賃上げの流れを加速させ、賃上げ獲得組合、賃上げ額ともに前年を上回る成果を引き出すことができました。また、中小労組の結果は大手の結果には及ばないものの、賃上げを獲得する組合が拡大し、賃金の底上げを図ることができました。実質生活を守り、経済の好循環を実現するという今次闘争の意義からみて、着実な成果を上げることができたものと考えます。

デフレマインドの払拭や経済の好循環を実現するための道筋を確かなものとするためには、今後も継続的に賃金を引き上げていくとともに、回答を引き出した組合の3分の1では賃上げを獲得できていない実態を踏まえ、中小労組を中心に賃上げ獲得組合の拡大に力を注いでいくことが重要課題となっています。

2. 具体的な取り組みの評価と課題

(1) 賃金

① 要求

賃金については、日本経済や生産性の動向、物価動向をはじめとする勤労者生活の動向、金属産業の動向などを総合的に勘案し、経済の好循環、実質生活の維持と底上げ、「人への投資」に資するため、具体的な要求基準を「6,000円以上の賃上げ」と示して、賃金の引き上げ、産業間・産業内の賃金格差是正に取り組みました。

集計登録組合は、全53組合のうち2年サイクルで決定済みの組合を除く37組合全てが賃上げを要求し、要求額の平均は6,943円となりました。

中堅・中小登録組合は、169組合のうち144組合が賃上げを要求し、要求額の平均は、5,992円となりました。

全体集計では、3,283組合のうち、2,732組合が要求し、そのうち81.6%にあたる2,223組合が賃上げを要求しました。要求額の平均は5,705円となりました。要求額を規模別にみると、1,000人以上が6,054円、300～999人が5,994円、299人以下が5,578円となっています。

② 回答

集計登録組合は、37組合全てが賃金構造維持分を確保しました。このうち、36組合が平均で2,801円の賃上げを獲得し、前年の平均1,737円を1,064円上回りました。

中堅・中小登録組合は、回答を引き出した148組合全てが賃金構造維持分を確保しました。このうち、132組合が平均1,862円の賃上げを獲得し、前年の1,268円を594円上回りました。賃上げを獲得した組合は、回答を引き出した組合の89.2%、賃上げを要求した組合の91.7%となっています。

全体集計では、回答を引き出し、賃金構造維持分が明確な2,240組合のうち、2,137組合（95.4%）が賃金構造維持分を確保しました。このうち、1,607組合が平均1,751円の賃上げを獲得し、前年の1,320円を431円上回りました。賃上げ額を規模別にみると、1,000人以上が2,265円（前年1,469円）、300～999人が1,777円（同1,280円）、299人以下が1,631円（同1,291円）となり、いずれの規模においても前年の獲得額を上回りました。しかしながら、規模ごとの賃上げ額の差は広がっています。

また、賃上げを獲得した組合は、回答を引き出した組合の60.9%（前年55.8%）、賃上げを要求した組合の72.3%（同67.1%）となっています。回答引き出し組合に対する賃上げ獲得組合の比率を規模別にみると、1,000人以上が89.8%（前年72.9%）、300～999人が78.4%（同66.3%）、299人以下が53.8%（同48.9%）となっており、全ての規模で、賃上げを獲得した組合の比率が改善しています。ただし、規模が小さくなるほど獲得組合の比率が低く、その改善度合いも小さいことについては、留意する必要があります。

③ 評価と課題

長期にわたるデフレからの脱却と景気回復の兆しが見え始めたことから、2014年闘争では、「人への投資」によって産業の競争力を強化し、持続的な成長と勤労者生活の安定・向上を実現していく時代への転換を迎えているとの認識の下、マクロの視点を重視しながら、さまざまな要素を総合勘案した要求を行い、JC共闘全体で「1%以上」の賃上げを要求し、回答を引き出した組合の6割近くが賃上げを獲

得しました。

2015年闘争では、日本経済や生産性の動向、物価の動向など、マクロの視点をより重視した要求スタンスに立ち、2014年を確実に上回る継続的な賃上げによって実質生活を維持し、経済の好循環を確実なものとすることをめざして、2002年闘争以来、13年ぶりに具体的な要求額を「6,000円以上」と示しました。

これに対して、経団連は、2015年度の「経営労働政策委員会報告」において、「マクロ的な認識や、春季労使交渉・協議に対する社会的な期待の大きさを踏まえていく必要がある」との考え方を示しました。各企業の交渉でも、経営側が「デフレ脱却や経済の好循環に向けて経営の果たすべき役割は理解する」とするなど、産業・企業の事情を見据えつつも、マクロ経済における賃上げの必要性について理解を示す発言がみられました。

こうした取り組みの結果、前年同時期との比較で、賃上げ獲得組合、賃上げ額ともに昨年を上回る継続的な賃上げを実現することができました。マクロの視点を重視した賃上げを行い、JC共闘として明確な賃上げ基準を示して共闘を強化したことで、賃上げを獲得する組合が拡大し、賃金の底上げを図ることにつながることができたものと考えます。

2015年闘争の重要課題である賃金格差の是正と底上げの取り組みについては、共闘強化の結果、賃金の社会性を重視し、人材確保や「人への投資」の観点から、原材料の高騰や価格転嫁の困難さから経営が厳しい中であっても、賃上げを実施する企業が少なくなかったなど、成果を得ることができました。また、中小労組の結果は大手の結果には及ばないものの、先行する組合の賃上げ獲得が波及し、相乗効果によって、賃上げを獲得する組合が増加することになりました。物価が上昇する中で、実質生活を守り、経済の好循環を実現するためには、継続的に賃上げを実現することが重要です。

一方で、企業体力、業績の厳しさなどを理由に賃上げを見送る企業もあり、規模ごとに賃上げ獲得の状況に差が見られるなどの課題が残りました。デフレマインドの払拭や経済の好循環を実現するための道筋を確かなものとするためには、働く者全体の賃金の底上げが不可欠です。中堅・中小労組の回答状況を注視し、次年度以降の取り組みにつなげていくことが必要です。

(2) JCミニマム運動

① 要求

企業内最低賃金協定は、引き上げ額の基準を2014年の「2,000円以上」から引き上げ、高卒初任給に準拠した水準を基本としながら、「月額156,000円以上の水準、もしくは月額3,000円以上の引き上げ」に取り組みました。また、全単組締結に向けて、未締結組合が企業内最低賃金協定の締結に取り組みました。

集計登録組合は、53組合のうち、25組合が2014年を上回る引き上げを要求し、その他の組合においても、労使協議等で取り組みました。

② 回答

集計登録組合では、企業内最低賃金協定を締結している52組合の平均は、159,801円になりました。そのうち、引き上げを要求した組合、賃上げに連動して引き上げる組合、労使協議によって引き上げる組合を併せて、前年の38組合を上回る40組合が水準を引き上げました。引き上げ額の平均は月額で2,014円となり、前年の1,694円を320円上回りました。

全体集計では、3,283組合のうち、企業内最低賃金協定を締結している組合は1,714組合・52.2%とな

り、前年から70組合・2ポイント増加しました。このうち、18歳最低賃金協定は、平均で月額156,957円となり、前年から1,221円増加しました。

③ 評価と課題

企業内最低賃金協定の引き上げを獲得する組合が前年よりも増加し、引き上げ額も前年を上回ることができました。デフレ脱却と経済成長を確実なものとするためには、未組織労働者・非正規労働者を含めた、働く者全体の底上げが不可欠です。企業内最低賃金協定の引き上げは、未組織労働者・非正規労働者の賃金の引き上げに寄与するものであり、賃金の底上げに向けて、労働組合に課せられた一定の社会的責任を果たすことができました。今後、交渉・協議の中で決定する組合においても、労働組合の社会的責任として、強力に取り組んでいくことが必要です。

近年、地域別最低賃金が都市部を中心に急速に引き上げられてきたことから、企業内最低賃金協定の水準が地域別最低賃金や特定（産業別）最低賃金の水準と接近・逆転している地域も出てきています。このため、地域や対象者を限定して企業内最低賃金協定を引き上げる組合も一部で見られるところとなっています。企業内最低賃金協定の適用対象範囲や地域間格差については、労使で企業内最低賃金協定の意義・役割について十分議論を尽くした上で、対応することが重要です。

特定（産業別）最低賃金は、組織労働者が締結した企業内最低賃金協定の水準を未組織労働者に波及させる役割を担っています。企業の枠を超えて、金属産業で働く者全体の賃金の底上げに寄与するため、企業内最低賃金協定の水準が、特定（産業別）最低賃金の引き上げを牽引する水準となるよう、積極的に引き上げに取り組む必要があります。産業・企業の実態を踏まえて、全組合の協定締結や適用対象者の拡大に取り組むことが重要です。

(3) 一時金

① 要求

一時金は、産業・企業ごとにバラツキはあるものの、全体として企業業績は堅調に推移していることから、組合員の協力・努力に報い、業績改善にふさわしい適正な成果配分を求めることとしました。要求は、年間5カ月以上を基準として、年間4カ月を最低獲得水準と位置づけて、企業業績にかかわらず、確保するように取り組みました。

② 回答

集計登録組合は、51組合が確定し、その平均獲得月数は年間5.35カ月となり、前年の年間5.16カ月を0.19カ月上回りました。前年と比較できる49組合のうち、38組合(77.6%)が前年を上回り、5組合(10.2%)が下回りました。最低獲得水準である年間4カ月を下回る組合は1組合となりました。

中堅・中小登録組合は、158組合が確定し、その平均獲得月数は年間4.89カ月となり、前年の年間4.75カ月を0.14カ月上回りました。前年と比較できる145組合のうち80組合(55.2%)が前年を上回り、41組合(28.3%)が下回りました。最低獲得水準である年間4カ月を下回る組合は、前年の16組合から12組合に減少しました。

全体集計は、2,620組合が回答を引き出しています。平均獲得月数は年間4.35カ月となり、前年の年間4.30カ月とほぼ同水準になりました。前年と比較できる2,431組合のうち、1,149組合(47.3%)が前年を上回り、747組合(30.7%)が下回りました。最低獲得水準である年間4カ月を下回る組合は、前年の

32.3%から34.2%に増加しました。

③ 評価と課題

金属産業の業績はおおむね堅調であるものの、中堅・中小企業では業績が厳しい組合もあったことから、一時金の水準は、企業ごとのバラツキが大きくなりました。集計登録組合では前年の月数を年間0.19カ月上回っているものの、金属労協全体の平均では、前年とほぼ同水準となりました。前年との比較では、金属労協全体の5割近い組合が前年実績を上回りましたが、前年実績を下回る組合が14.8%から29.3%へと増加しており、二極化することとなりました。

金属労協では、一時金の要求基準を「年間5カ月分以上」としていますが、年間5カ月以上を獲得した組合は29.6%であり、前年と同水準に止まっています。業績にふさわしい、適正な成果配分を獲得するため、「年間5カ月分以上」を安定的に獲得できる取り組みが重要です。

一方、最低獲得水準である年間4カ月に到達しない組合は、前年とほぼ同水準の34.2%となりました。ここ数年、年間4カ月を下回る組合が減少してきましたが、業績がばらつく中で、年間4カ月以上の確保に向けてさらなる取り組みが必要となっています。

一時金は、年間決定を基本に取り組んでいますが、半期の回答に止まる組合が少なくありません。年間総賃金の一部として、生活の安定の観点から、年間決定にこだわって取り組むことが必要です。

(4) 非正規労働者

① 要求

未組織を含めた非正規労働者の賃上げに関する交渉・協議を行う組合は、賃金の底上げの重要性を踏まえて取り組むこととしました。また、非正規労働者の雇用に関して、仕事内容、労働契約期間、人員、社会保障への加入、労働条件、正社員への転換等について、労使で確認や協議を行うとともに、法令遵守の徹底を図る取り組みも行いました。

非正規労働者を組合員化している組合では、正規労働者の賃上げに見合った賃上げや一時金の引き上げを要求する組合が増加しました。また、間接雇用の非正規労働者に関しては、産別レベル、単組レベルで労働条件改善を申し入れるなど、産業・企業の実態を踏まえた取り組みが広がりました。

② 回答

非正規労働者の賃上げ等に取り組んだ組合では、賃上げをはじめとする具体的な前進回答や経営の前向きな見解を引き出しました。

また、従来から取り組んできた労使協議についても徹底を図りました。

③ 評価と課題

産業・企業の実態を踏まえつつ、非正規労働者の賃金・労働条件改善に取り組む組合が増加したことで、労働組合として、賃金の底上げに向けた取り組みを一步前進させることができました。

具体的な賃上げの取り組みは、組織化している非正規労働者が中心となりましたが、その取り組みに準じて、未組織の非正規労働者の賃上げにつながっている組合もみられます。通年で労使協議等に取り組む組合についても、2015年闘争の成果を、未組織労働者・非正規労働者の賃金・処遇の改善に波及させるように取り組むことが重要です。

一方、組織化していない非正規労働者の労働条件改善については、産別レベル・単組レベルで協議や申し入れなどの取り組みが広がりましたが、具体的な成果に結びついたかどうかを検証した上で、今後の取り組みにつなげていかなければなりません。

今後は、正社員登用、組織化の取り組みを強化するとともに、非正規労働者の労働条件改善に向け、春季生活闘争で獲得した賃上げや企業内最低賃金協定を波及させるように取り組んでいくことが必要です。

(5) ワーク・ライフ・バランスの実現

ワーク・ライフ・バランスについては、企業労使の取り組みによって、職場実態を踏まえつつ、勤労者のニーズに合った働き方を実現するとともに、少子化に歯止めをかけ、日本の経済・社会の活力を高める観点から取り組みました。

2015年闘争では、一部の組合が時間外労働抑制の観点から労働時間管理の徹底や年次有給休暇の取得促進などに取り組み、一定の前進が図られました。

時間外労働の抑制や年次有給休暇の取得促進などについては、通年で労使協議等に取り組む組合も多く、職場の実態を踏まえつつ、実効性のある施策の実施などに取り組むことが必要です。

また、仕事と家庭の両立支援策については、制度の充実とともに、制度を活用しやすい職場の意識や風土の改革が不可欠です。通年の労使協議等を通じて、職場環境の改善に取り組まなければなりません。

(6) 60歳以降の賃金・労働条件

60歳以降の賃金・労働条件については、公的年金が支給されない状況において生活を賄うことのできる賃金水準の確保、モチベーションを削ぐような賃金・処遇制度の見直し、厚生年金（報酬比例部分）の支給される年代についても希望者全員雇用とするなど、個別企業の状況に応じて、必要な制度改善を図っていくこととしています。2015年闘争では、60歳以降の就労者についても、賃上げに取り組むこととしました。

各単組では、60歳以降の就労制度の実態に応じて、賃上げ等を要求し、賃上げや一時金の引き上げ等を獲得する組合が増加しました。制度のあり方とともに、賃金水準についても、継続的に点検・見直しを図ることが重要です。

(7) 安全衛生体制の充実と労災付加補償の増額

労災付加補償については、金属産業全体が、死亡・障害等級1～3級3,400万円に到達することをめざして取り組んでいます。

大手労組ではおおむね到達してきましたが、中堅・中小労組においても到達できるように、粘り強く取り組むことが必要です。

(8) 退職金・企業年金

退職金については、公的年金の支給開始年齢の引き上げや、今後、マクロ経済スライドの実施による

公的年金の支給水準の実質的な引き下げが見込まれる状況の中で、高齢者の生活の安定にとって、退職金や企業年金の重要性が増しているとの認識の下で、産業・企業の状況を踏まえて、退職金の引き上げに取り組みました。産別方針に基づいて取り組んだ組合では、水準の引き上げを図ることができました。

(9) 職場における男女共同参画推進のためのポジティブ・アクション

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」が閣議決定され、国会に提出されていますが、法案成立は不透明なままとなっており、詳細についても今後検討されることとなっています。

公平・公正で、男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現しながら、いきいきと働くことのできる職場をつくるためには、組合員のニーズや職場の実態を踏まえた取り組みを進めることが重要です。このため、労使協議の場で、職場の実態を共有するなどの取り組みをすすめなければなりません。

(10) 政策・制度課題への取り組み

金属労協では、景気回復基調を維持し、デフレ脱却を確実なものにするるとともに、ものづくり産業に働く者の「現場力」強化を図るための政策・制度の取り組みを推進しています。「2015年闘争の推進」では、①ものづくり産業を支えるマクロ環境整備、②ものづくり産業を強化する「攻め」の産業政策、③ものづくり産業における「良質な雇用」の確立、④ものづくり産業の強化に向けたエネルギー・環境政策の観点から、取り組むことを確認しました。

2015年4月には、「2015年政策・制度課題重点取り組み項目」を策定し、実現に向けた取り組みを推進しています。

3. 2016年闘争に向けて

2015年闘争では、JC共闘で「6,000円以上」の要求基準を示し、一枚岩となって取り組むことで、2014年闘争で作り出した賃上げの流れを加速させ、賃上げ獲得組合、賃上げ額ともに前年を上回る成果を引き出しました。また、賃上げを獲得する組合の裾野が広がり、賃金の底上げを図ることができました。

2016年闘争では、この2年間の取り組みをさらに前進させ、継続的な賃上げによる勤労者生活の維持・改善、経済の好循環実現と金属産業の基盤強化に資する賃上げを図るべく、議論を尽くしていきます。このため、生産性と物価の動向をはじめ、日本経済の状況、勤労者の生活実態、金属産業の動向、企業収益などを十分に精査していきます。

2015年闘争で重要課題として取り組んだ賃金の底上げは、前進を図ることができました。しかしながら、回答を引き出した組合の3分の1が賃上げを獲得しておらず、2016年闘争では、賃上げを獲得する組合の一層の拡大をめざし、JC共闘強化に向けた検討を進めます。

日本の金属産業の強みは、サプライチェーン、バリューチェーン全体の総合力です。労働力不足が見込まれる中、ものづくり産業基盤強化の観点から、金属産業全体として日本の基幹産業にふさわしい賃金水準を実現するよう取り組まなければなりません。このため、政策・制度面では、優越的地位の濫用の防止や下請法の強化など適正取引の確立に向け強力に取り組むとともに、金属産業における付加価値配分のあり方について議論を深めていきます。

さらに、デフレ脱却と経済成長を確実なものとするためには、未組織労働者・非正規労働者を含めた

働く者全体の賃金・労働条件の底上げが不可欠です。2015年闘争では、産別レベル、単組レベルでさまざまな取り組みを行い、非正規労働者の賃金・労働条件改善の取り組みを一步前進させることができました。非正規労働者の賃金・労働条件改善に向けて、組織化の取り組みや、企業内最低賃金協定を特定（産業別）最低賃金の引き上げに波及させる取り組みを進めるとともに、さらに実効性ある取り組みのあり方について検討を深めていきます。

以上

2015年闘争結果

I. 各産別の要求内容

金属労協各産別の要求内容

		金属労協		自動車総連		電機連合	
機関決定	第57回協議委員会(2014.12.12)	金属労協	自動車総連	自動車総連	電機連合	第101回中央委員会(2015.1.29-30)	金属労協政策企画局
要求提出	集計登録組合を中心に2月25日まで	集計登録組合を中心に2月25日まで	2月未まで。拡大戦術会議登録組合は2月18日。車体・部品部門は2月25日まで。	2月未まで。拡大戦術会議登録組合は2月18日。車体・部品部門は2月25日まで。	2月19日まで	2月19日まで	
賃金	<p><賃金の引き上げ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○賃金制度に基づき賃金構造維持分を確保した上で、6,000円以上の賃上げに取り組む。 ○中期的に下記の「あるべき水準」に到達することをめざす。 <p>【基幹労働者(技能職35歳相当)の「あるべき水準」】</p> <ul style="list-style-type: none"> *目標基準：基本賃金 338,000円以上 *到達基準：基本賃金 310,000円以上 *最低基準：到達基準の80%程度(24.8万円程度) <p><賃金実態の把握と賃金制度の確立></p> <ul style="list-style-type: none"> ○すべての組合は、賃金実態の点検、課題の把握と改善に努める。 ○賃金水準が低下している組合は、その是正に取り組む。 ○賃金制度が未整備の組合は、賃金制度や賃金引き上げの仕組みの確立に向けて取り組む。 	<p><平均賃金要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ○すべての単組は、目指すべき経済の実現、物価動向、生産性向上の成果配分、産業実態、賃金実態を踏まえた格差・体系の是正など様々な観点を総合勘案し、6,000円以上の賃金改善分を設定する。 <p>なお、直接雇用の非正規労働者の賃金についても、原則として、賃金改善分を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別ポイント絶対水準要求 <p>技能職中堅労働者(中堅技能職)の現行水準を維持し、水準向上や格差・体系是正に向け、各組合の判断により賃金改善分を設定する。</p> <p><技能職中堅労働者(中堅技能職※)銘柄の目指すべき水準></p> <p>賃金センサスプレミア 370,000円、自動車産業プレミア 292,000円、自動車産業目標 272,000円、自動車産業スタンダード 248,000円、自動車産業ミニマム 240,000円</p> <p>※35歳・高卒・勤続17年・技能職に準じた職種</p>	<p>【統一要求基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開発・設計職基幹労働者賃金(基本賃金) [スキル・能力基準：レベル4、年齢要素：30歳相当] ・水準改善額(引上額)：6,000円以上 <p>【統一目標基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○製品組立職基幹労働者賃金(基本賃金) [スキル・能力基準：レベル4、年齢要素：35歳相当] ・水準改善額(引上額)：開発・設計職基幹労働者賃金の水準改善額に見合った額 ○高卒初任給：161,500円以上(3,000円引き上げ) ○大卒初任給：211,000円以上(4,000円引き上げ) ○産業内格差改善 ○男女の機会均等と均等処遇の確立 ○エイジフリー社会を展望した雇用延長 	<p>【統一要求基準】</p> <p>産業別最低賃金(18歳見合い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・160,500円(4,000円引き上げ) <p>【統一目標基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 25歳最低賃金(基本賃金)：179,500円以上 40歳最低賃金(基本賃金)：226,500円以上 技能職群(35歳相当)ミニマム基準：210,000円 			
ミニマム運動	<ul style="list-style-type: none"> ○企業内最低賃金協定の締結拡大と水準の引き上げ ・すべての組合が企業内最低賃金協定を締結する。 ・企業内最低賃金協定の水準は、高卒初任給水準とし、着実に引き上げる。 ・月額156,000円以上の水準、もしくは月額3,000円以上の引き上げに取り組む。 ・時間額で協定する場合は、上記月額を所定労働時間で除した水準とし、時間額987円以上の水準、もしくは時間額19円以上の引き上げに取り組む。 ・社会全体への波及効果を高めるため、非正規労働者(直接雇用)を含めた協定の締結をめざす。 ○特定(産業界別)最低賃金の機能強化 <p>○「JCMミニマム(35歳)」は、月額21万円とする。</p>	<p>○企業内最低賃金協定の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての未締結単組は新規締結に取り組む。 ・要求基準に未達の場合は、締結額の引上げを図る。 ・非正規労働者への締結対象の拡大を目指す。 ・18歳の最低賃金要求は、156,000円以上とする。 ・基準達成の組合は高卒初任給に準拠した水準での協定化を目指す。 ○特定(産業界別)最低賃金の金額改正に向けた取り組み ○年齢別最低保障賃金の締結 <p>20歳 159,000円 25歳 178,500円 30歳 212,000円 35歳 235,000円 40歳 253,500円 45歳 262,500円</p>	<p>○企業内最低賃金協定の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての未締結単組は新規締結に取り組む。 ・要求基準に未達の場合は、締結額の引上げを図る。 ・非正規労働者への締結対象の拡大を目指す。 ・18歳の最低賃金要求は、156,000円以上とする。 ・基準達成の組合は高卒初任給に準拠した水準での協定化を目指す。 ○特定(産業界別)最低賃金の金額改正に向けた取り組み ○年齢別最低保障賃金の締結 <p>20歳 159,000円 25歳 178,500円 30歳 212,000円 35歳 235,000円 40歳 253,500円 45歳 262,500円</p>				

	金属労協	自動車総連	電機連合
一時金	<p>○要求の基本は、基準内賃金の年間5カ月分以上とす。</p> <p>○最低獲得水準として、年間4カ月分以上を確保する。</p>	<p>○年間5カ月を基準とし、最低でも昨年獲得実績以上とする。</p>	<p>○安定的確保要素と成果配分要素を総合的に勘案し、平均で年間5カ月分を中心とする。</p> <p>○産別ミニマム基準として、年間4カ月分を確保する。</p>
非正規労働者	<p>○未組織も含めた非正規労働者の賃上げに関する交渉・協議では、賃金の底上げの重要性を踏まえて取り組む。</p> <p>○非正規労働者の雇用に関して、労使で確認や協議を行うとともに、法令遵守の徹底を図る。</p> <p>○賃金・労働条件や福利厚生などの改善、能力向上機会の提供・協力についても、均等・均衡待遇の観点から実態に応じて取り組む。</p> <p>○非正規労働者の組織化に向けた取り組みを進める。</p> <p>○未組織労働者を含めた非正規労働者の賃金・労働条件改善に関する交渉・協議の実施に向けて取り組む。</p>	<p>○賃金、一時金の取り組み</p> <p><直接雇用の非正規労働者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接雇用の非正規労働者については、原則として、賃金改善分を設定する。また、一時金が設定されている場合については、正規従業員に準じた取り組みを行う。 <p><間接雇用の非正規労働者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車総連・各労連は、各種産業団体等に対して、間接雇用の非正規労働者の処遇改善について要請するなど、労働組合としての社会的役割を果たしていく。各単組は、労働者派遣法改正の動向なども踏まえ、より一層の関与・対応力を高める取り組みを進める。 <p>○その他の労働諸条件改善について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接、間接非正規労働者に限らず、人材確保という観点からも正社員登用制度のより積極的な促進を労使協議の場で求めている。 ・直接、間接非正規労働者に限らず、能力向上やスキルアップなど生産性向上につながる施策を労使協議で求めたい。 	<p>○総実労働時間の短縮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定労働時間1800時間の達成、祝日法の改正対応 ・年次有給休暇制度および多目的特別休暇制度の改善 ・時間管理の適正化 ・働き方改革につながる労使協議の推進 <p>○勤務間における休息時間の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休息時間は24時間につき11時間をめざす ・勤務間の休息時間を確保する必要性について、労使合意を行う。次に確保に向けた具体的な取り組みについて確認を行う。 <p>○次世代育成行動計画の策定に対する労使協議の場の設置と意見反映</p>
その他	<p>○年間総実労働時間1,800時間台の実現に向け取り組む。</p> <p>○労働時間管理の徹底を図る。</p> <p>○時間外労働60時間超の割増率50%以上については、猶予措置の対象となっている中小企業も含め、所定労働時間を上回るすべての労働時間を時間外労働算定対象時間とする。</p> <p>○年次有給休暇の完全取得に向けて、具体的な取り組みを行う。</p> <p>○仕事と家庭の両立支援制度の充実に取り組む。制度を利用しやすい環境を整備し、活用の促進を図るため、労使協議の充実等に取り組む。</p>	<p>○所定労働時間1,952時間未達組合は、引き続きその達成に向けて全力で取り組む。</p> <p>○年次有給休暇の完全取得に向けた取り組みを推進する。</p> <p>○所定外労働時間の削減に向けて、全単組が年間540時間以下となるよう36協定の年間特別延長時間の引き下げに計画的に取り組む。</p> <p>○改正労働基準法において、中小企業に対して適用猶予とされている月間60時間超の割増率引き上げ等についても取り組みを進める。</p> <p>○労働時間に関する労使協議の場の設置など、取り組みの基盤整備を推進する。</p>	<p>○ポジティブ・アクションを推進するための労使委員会を設置し、実態把握と問題点の整理、改善のための取り組みの検討、実現に向けた取り組みの推進</p> <p>○男女がともに働きやすい職場をつくるための取り組み</p> <p>○2014年改正労働安全衛生法を踏まえ、安全で快適な職場をつくるための取り組み(メンタルヘルスチェックの導入に向けた対策に関する推進計画の策定、受動喫煙防止対策、業務において取り扱う化学物質)</p> <p>○60歳以降の希望者全員を対象とした雇用延長制度の実現、労働条件の向上</p> <p>○組織化の推進に関する取り組み</p>

	J AM	基幹労連	全電線
機関決定	第24回中央委員会 (2015. 1. 20)	第12回中央委員会 (2015. 2. 18)	第191回中央委員会 (2015. 1. 30)
要求提出	統一要求日：2月24日	2月20日 (集中要求提出日)	統一要求提出日 2月24日
賃金	(1)賃金水準の引き上げ額 賃金構造維持分に加える賃金水準の引き上げ額について、次の通りとする。 ①過年度物価上昇分と生活改善分を勘案して、9,000円 ②是正が必要な場合には上記に加えて、1,500円以上 (2)個別賃金要求基準 ①標準労働者：現行水準に9,000円を上乗せする 高卒直入者・所定内賃金 30歳 269,000円 35歳 314,000円 ②J AM一人前ミニマム基準 18歳 156,000円 20歳 170,000円 25歳 205,000円 30歳 240,000円 35歳 270,000円 40歳 295,000円 45歳 315,000円 50歳 335,000円 (3)平均賃上げ要求基準 13,500円 是正が必要な場合の要求基準 15,000円以上	1) 定期昇給 ①制度的な定昇の実施およびその確認、または定昇相当分を確保する。 ②定期昇給制度未確立または未整備な組合については、制度化・整備に取り組む。 2) 月例賃金 ○格差改善の観点を基本に、条件の整う組合はその実現に向け取り組む。 ○単年度取り組みの組合は、A P 1 4 春季取り組み要求基準もふまえて取り組む。 ○要求設定にあたり、「当面の目標」をふまえ、各業種別部会や個別組合の実情に応じて改善額を設定。	○「定期昇給をはじめとする賃金構造維持分の確保」を図ったうえで、賃金引き上げに取り組む。 ・35歳標準労働者賃金で6,000円以上を個別賃金方式で要求する。個別賃金方式が困難である単組については、平均賃金方式で6,000円以上を要求する。 ・基幹労働者(技能職35歳相当)の「あるべき水準」 目標基準：めざすべき水準； 338,000円以上 到達基準：到達すべき水準； 310,000円以上 ・賃金構造維持分が制度上で確保されていない単組は、賃金カーブ維持分として4,500円を要求する。また、産業・規模間格差是正に向けては、連合「中小共闘」における取り組みを踏まえ、賃金水準の低下や賃金格差、賃金のひずみ是正を図ることをめざし、賃金カーブ維持分の4,500円を含め、10,500円以上を目安に賃金引き上げを要求する。
ミニマム運動	企業内最低賃金協定 ①18歳正規労働者月例賃金を、所定内労働時間で割戻した時間額 ②年齢別協定額：35歳まで一人前労働者水準の80%基準	1) 最低賃金 ①企業内最低賃金の締結と引き上げ ○未協定組合は協定化 ○18歳最低賃金の水準は高卒初任給に準じた水準をめぐり、J CM方針の156,000円以上の金額で、各組合で設定し具体的な対応をはかる。 ○地賃、特定最賃引き上げ状況に鑑み、企業内最賃協定引き上げに積極的に取り組む。 ○締結にあたり時間額を協定に盛り込む。 ②「J C ミニマム (35歳)」の確立	○初任給 ・18歳 高卒正規入社 初任給に取り組む。 ○企業内最低賃金 ・18歳の位置づけで協定化を図る。 ・到達闘争として156,000円以上に引き上げる。もしくは、実態に応じて底上げを図る観点から3,000円以上の引き上げに取り組む。 ・「J C ミニマム(35歳)210,000円」の取り組みを推進する。
一時金	(1)年間5カ月基準または半期2.5カ月基準 (2)最低到達基準として年間4カ月または半期2カ月	○「金額」要求方式 生活を考慮した要素：120万円ないし130万円 成果を反映した要素：40万円を基本に設定 ○「金額+月数」要求方式：40万円+4カ月を基本 ○「月数」要求方式：5カ月を基本 ○業連方式：中期ビジョンの考え方をふまえる。	○要求基準は、「生活保障部分(固定部分)」と「成果反映部分(変動部分)」を併せて5カ月中心とする。 ○産別ミニマム基準は「平均原資年間4カ月」とする。

	J AM	基幹労連	全電線
非正規労働者	<p>有期労働契約や派遣労働者について、J AMの「取組み指針」等に基づいて取り組む。</p>	<p>○直接雇用の非正規労働者については、組織化に向けた取り組み推進とともに、労働条件の均等・均衡処遇の観点から取り組みをすすめる。 「労使話し合いの場」「別途申し入れ」含め対応可能な方で取り組む。 ○派遣労働者については、コンプライアンス徹底と受け入れに関する労使協議の充実・定着化に注力する。</p>	<p>○「改正 労働者派遣法」「改正 労働契約法」を踏まえるとともに、同じ職場の働く仲間として、雇用の安定と職場の安全確保、公正な労働条件の確保、および受け入れ時の対応など、労使協議の充実に努める。</p>
ワーク・ライフ・バランス	<p>(1) 時間外割増率の引き上げ (2) 年間 2000 時間を超える所定労働時間の短縮 (3) 年次有給休暇取得促進運動の継続・開始 (4) 長時間労働に掛かるメンタルヘルスの確保とインターバル規制の導入</p>	<p>○年間総実労働時間の削減に向けて、「時間外・休日労働の削減」「有給休暇取得率の向上(失効年休ゼロ)」を「労使話し合いの場」でテーマとして掲げ、継続的かつ具体的改善をはかる。 ○過労死等防止の観点から、3 6 協定遵守状況点検。 ○WLB、男女共同参画の観点から、育児・介護制度の構築・運用等、状況に応じ要求を策定する。</p>	<p>○労働時間短縮 ・年間総実労働時間到達目標 1,800 時間の達成に向けて、積極的に取り組む。 ・労働時間の管理・徹底 ・長時間労働是正・時間外労働の削減 ○次世代育成支援 ・「次世代育成支援対策推進法」への対応については、引き続き行動計画における実施状況のフォローを行う。 ○育児・介護への対応 ・「育児・介護休業法」の改正主旨を踏まえ、協定締結を行なう際には、すべての労働者が制度の対象となるよう活用促進に向けた実効性ある取り組みを行う。</p>
その他	<p>○65 歳までの希望者全員の雇用・所得確保 ○男女間賃金格差問題の是正</p>	<p>○格差改善 ・格差を速やかに改善すべき項目 ①年休初年度 20 日以上 ②時間外・休日割増率改善 ③労災・通災付加補償の総合水準到達 ・退職金：「当面の目標」ふまえた引き上げ ・労働時間・休日・休暇：所定労働時間の総合水準をめざす ・諸割増率：法を上回る水準設定 ・労災付加補償：労災死亡 3,400 万円、通災 1,700 万円到達 ○AP1 4 春季取り組みからの継続課題対応 ○60 歳以降者に関する取り組み ○法改正への対応 ○産業政策と政策・制度の取り組み</p>	<p>○退職金 ○60 歳以降の雇用確保</p>

II. 要求・回答状況総括表

2015年闘争要求・回答状況総括表

2015年7月24日 金属労協/JCM

I. 集計登録組合

1. 賃金

(単位：組合数・円)

	登録組合	要求組合			回答組合			
		うち賃上げ要求組合	賃上げ要求額(円)	うち賃金構造維持分確保	うち賃上げ獲得組合	賃上げ獲得額(円)		
2014年	52	52	52	3,918	52	52	49	1,737
2015年	53	37	37	6,943	37	37	36	2,801

- (注) 1. 要求組合・回答組合には、賃金制度上、定期昇給を確保しているため、賃金を要求しない組合を含む。
 2. 賃上げ要求・回答組合は、賃金構造維持分・定期昇給分のみを要求・回答する組合を除く。
 3. 賃上げ要求額・獲得額は、ベア・賃金改善分を獲得した組合の単純平均額(算出可能な組合のみ)。賃金構造維持分・定期昇給分を除く。
 4. 2015年の要求・回答組合は、基幹労連で前年度に2年を1つの単位として賃金を要求・妥結済みの組合を含まない。

2. 一時金

(単位：組合数、年間月数)

	登録組合	取り組み方式		支給額・月数 確定組合	回答			平均月数 (カ月)	4カ月未滿
		要求・ 回答方式	業績連動 方式		前年との比較				
					上回る	同水準	下回る		
2014年	52	34	16	46	39	2	2	5.16	2
2015年	53	32	19	51	38	6	5	5.35	1

- (注) 1. 業績連動方式で決定する組合は、確定した時点で「確定組合」に含める。
 2. 前年との比較ができない組合があるため、「確定組合」と「前年との比較」欄の合計は異なる。

3. 企業内最低賃金協定

(単位：組合数・円)

	登録組合	協定締結 組合数	平均額		水準引き上 げ要求組合 数	水準引き上 げ回答組合 数	平均 引き上げ額 (円)
			改定前 (円)	改定後 (円)			
2014年	52	51	157,003	157,985	28	38	1,694
2015年	53	52	158,084	159,801	25	40	2,014

- (注) 1. 平均額、平均引き上げ額は、月額で協定している組合の平均。
 2. 別途協議等で水準引き上げに取り組む組合は、水準引き上げ要求組合に含めないが、回答組合に含む。

Ⅱ. 中堅・中小登録組合

1. 賃金

(単位：組合数)

	登録組合	要求組合			回答組合			
			うち 賃上げ 要求組合	賃上げ 要求額 (円)		うち 賃金構造 維持分 確保	うち 賃上げ 獲得組合	賃上げ 獲得額 (円)
2014年	161	161	152	3,430	161	156	129	1,268
2015年	169	148	144	5,992	148	148	132	1,862

- (注) 1. 要求組合・回答組合には、賃金制度上、定期昇給を確保しているため、賃金を要求しない組合を含む。
 2. 賃上げ要求・回答組合は、賃金構造維持分・定期昇給分のみを要求・回答する組合を除く。
 3. 賃上げ要求額・獲得額は、ベア・賃金改善分を獲得した組合の単純平均額（算出可能な組合のみ）。賃金構造維持分・定期昇給分を除く。
 4. 2015年の要求・回答組合は、基幹労連については、単年度の賃上げ要求・回答組合と定期昇給要求・回答組合の合計。

2. 一時金

(単位：組合数)

	登録組合	取り組み方式		支給額 ・月数 確定組合	回答			平均月数 (カ月)	4カ月 未満
		要求・ 回答方式	業績連動 方式		前年比				
					上回る	同水準	下回る		
2014年	161	133	26	152	102	20	15	4.75	16
2015年	169	141	27	158	80	24	41	4.89	12

- (注) 1. 業績連動方式で決定する組合は、確定した時点で「確定組合」に含める。
 2. 前年との比較ができない組合があるため、「確定組合」と「前年との比較」欄の合計は異なる。

Ⅲ. 全体集計

1. 賃金

(単位：組合数・円)

	構成組合		要求組合			回答組合			
			うち 賃上げ 要求組合	賃上げ 要求額 (円)	うち 賃金構造 維持分 確保	うち 賃上げ 獲得組合	賃上げ 獲得額 (円)		
2014年	3,272	規模計						2,895	2,329
2015年	3,283	規模計	2,732	2,223	5,705	2,637	2,137	1,607	1,751
		1,000人以上	207	201	6,054	206	200	185	2,265
		300～999人	487	457	5,994	482	461	378	1,777
		299人以下	2,031	1,565	5,578	1,942	1,474	1,044	1,631

- (注) 1. 要求組合・回答組合には、賃金制度上、定期昇給を確保しているため、賃金を要求しない組合を含む。
 2. 賃上げ要求・回答組合は、賃金構造維持分・定期昇給分のみを要求・回答する組合を除く。
 3. 賃上げ要求額・獲得額は、ベア・賃金改善分を獲得した組合の単純平均額（算出可能な組合のみ）。賃金構造維持分・定期昇給分を除く。
 4. 2015年の要求・回答組合は、基幹労連については、単年度の賃上げ要求・回答組合と定期昇給要求・回答組合の合計。

2. 一時金

(単位：組合数・円)

	構成組合	取り組み方式		支給額 ・月数 確定組合	回答			平均月数 (カ月)	4カ月 未満
		要求・回 答方式	業績連動 方式		前年比				
					上回る	同水準	下回る		
2014年	3,272	2,452	209	2,339	1,479	376	321	4.30	727
2015年	3,283	2,589	224	2,619	1,149	535	747	4.35	842

- (注) 1. 確定組合は、前年比ができない組合を含む。業績連動方式で決定する組合が確定した場合は含む。
 2. 前年比は、前年との比較が可能な組合。

3. 企業内最低賃金協定

(単位：組合数・%・円)

	締結 組合数	協定締結 組合比率	18歳 最低賃金 平均額
2014年	1,644	50.2	155,736
2015年	1,714	52.2	156,957

- (注) 1. 締結組合数は、協定対象者、協定方式にかかわらず、締結している組合。
 2. 18歳最低賃金協定は、18歳以上の組合員または正社員のみを対象とした協定を原則とする。

Ⅲ. 集計登録組合闘争結果

2015年闘争 金属労協集計登録組合 要求・回答状況

2015年7月24日 金属労協/JCM

①賃金

産別	組織名	組合員数	要求日	回答日	集約方向	要求			回答			昨年実績
						個別賃金 銘柄	水準	平均賃上げ	個別賃金 銘柄	水準	平均賃上げ	
	トヨタ	56,967	2/18	3/18	集	中堅技能職	357,030	13,300円 (内、賃金制度維持分7,300円)	中堅技能職	357,120	11,300円	10,000円
	日産	20,125	2/18	3/18	集	中堅技能職	(345,100)※1	平均賃金改定原資(12,000円)	中堅技能職	(345,100)※1	平均賃金改定原資(11,000円)	平均賃金改定原資(9,500円)
	本田技研	36,775	2/18	3/18	集	中堅技能職	355,975	6,000円	中堅技能職	353,350	3,400円	2,200円
	マツダ	18,495	2/18	3/18	集	中堅技能職	○※2	賃金引上げ6,000円	中堅技能職	別途確定	賃金引上げ1,800円	賃金引上げ1,100円
	三菱重工	11,036	2/18	3/18	集	中堅技能職	323,050	賃金改善分6,000円	中堅技能職	別途確定	賃金改善分2,000円	賃金改善分2,000円
	スズキ	15,186	2/17	3/18	集	中堅技能職	○※2	賃金制度維持(昇給制度維持)+賃金改善分6,000円	中堅技能職	別途確定	昇給制度維持分の昇給と賃金改善を実施する。賃金改善分は組合員1人平均1,600円相当。	標準的に昇格・昇進した者の昇給額は、昨年と同等水準を維持する。賃金の改善として800円。
	ダイハツ	10,808	2/18	3/18	集	中堅技能職	○※2	賃金水準維持+賃金改善分6,000円	中堅技能職	○	賃金水準維持+賃金改善分800円	賃金水準維持+賃金改善分800円
	富士重工	12,968	2/18	3/18	集	中堅技能職	300,606	賃金体系維持分+賃金改善分6,000円相当	中堅技能職	別途確定	賃金体系維持分+賃金改善分3,300円相当	賃金体系維持分+賃金改善分2,000円相当
	いすゞ	6,479	2/18	3/18	集	中堅技能職	327,800	6,000円	中堅技能職	別途確定	3,800円	2,500円
	日野	9,155	2/18	3/18	集	中堅技能職	338,440+賃金改善分相当額	賃金改善分6,000円	中堅技能職	338,440+賃金改善分相当額	賃金改善分3,000円	定期昇給分+賃金表改定分(2,100円)
	ヤマハ発動機	9,195	2/18	3/18	集	中堅技能職	○※2	賃金改善分6,000円	中堅技能職	○	賃金改善分3,500円	賃金改善分2,000円
	計	207,189										

(※1) 前年度到達水準が維持されることを確認する(参考値)
(※2) 個別賃金の要求欄が「○」の組合は、要求は行方が水準は非公開。

産別	組織名	組合員数	年齢	要求日	回答日	集約方向	要求			回答			昨年実績		
							ベース		引き上げ額	個別賃金		引き上げ額		個別賃金	
							個別賃金	水準		平均賃金	銘柄(*1)			水準	
							銘柄(*1)	水準		銘柄(*1)	水準				
電機 機 連 合	パナソニックグループ労連(*2)	42,446	44.2	2/19	3/18	集	開発・設計職	333,800円		6,000円	336,800円	3,000円	2,000円		
	日立グループ連合・日立製作所	23,880	37.1	2/19	3/18	集	開発・設計職	309,500円		6,000円	312,500円	3,000円	2,000円		
	東芝グループ連合・東芝	23,495	40.4	2/18	3/18	集	開発・設計職	313,200円		6,000円	316,200円	3,000円	2,000円		
	全富士通労連・富士通	19,026	41.4	2/19	3/18	集	開発・設計職	311,800円		6,000円	314,800円	3,000円	2,000円		
	NECグループ連合・日本電気	11,375	39.2	2/18	3/18	集	開発・設計職	322,500円		6,000円	325,500円	3,000円	2,000円		
	三菱電機労連・三菱電機	15,726	33.8	2/19	3/18	集	開発・設計職	312,500円		6,000円	315,500円	3,000円	2,000円		
	シャープグループ労連・シャープ														
	富士電機グループ連合・富士電機	10,233	41.7	2/19	3/18	集	開発・設計職	320,700円		6,000円	323,700円	3,000円	2,000円		
	村田製作所労連・村田製作所	4,700	37.7	2/19	3/18	集	開発・設計職	312,800円		6,000円	315,800円	3,000円			
	OKIグループ連合・沖電気工業	2,423	39.3	2/19	3/18	集	開発・設計職	302,100円		6,000円	305,100円	3,000円	2,000円		
	パイオニア労連・パイオニア	3,064	40.3	2/19	3/18	集	開発・設計職	290,900円		6,000円	293,900円	3,000円			
	安川グループ・安川電機	2,454	39.3	2/19	3/18	集	開発・設計職	301,860円		6,000円	304,860円	3,000円	2,000円		
	明電舎	2,690	37.3	2/19	3/18	集	開発・設計職	317,960円		6,000円	320,960円	3,000円	2,000円		
	計	161,512													

(*1)「開発・設計職」：開発・設計職基幹労働者(30歳相当)

(*2)パナソニックグループ労連は、パナソニック㈱に對峙する9組合の数値

産別	組織名	組合員数	年齢	要求日	回答日	集約方向	要求				回答		昨年実績	
							ベース		引き上げ額	個別賃金		引き上げ額		引き上げ額
							個別賃金	水準		平均賃金	銘柄			
							銘柄	水準	平均賃金	銘柄	水準	銘柄		水準
J	オークマ	1,473	32.8	2/24	3/18	集	30歳	254,850	254,811	30歳：ベア13,700円 平均：構造維持分5,934円+ベア9,000円		構造維持分5,869円+ベア2,285円	構造維持分5,934円+ベア是正2,147円	
	島津	2,641	39.7	2/24	3/17	集	35歳	372,860	360,680	35歳：ベア9,300円 平均：構造維持分5,711円+ベア約9,000円(*1)		構造維持分5,652円+ベア3,000円	構造維持分5,681円+ベア2,000円	
	アズビル	4,135	40.8	2/23	3/9	集	-	-	335,810	平均：構造維持分5,170円+ベア改善3,830円		構造維持分5,170円+ベア改善3,830円	構造維持分5,285円+賃金改善1,650円	
A	シチズン	829	38.2	2/23	3/17	集	-	-	311,323	平均：ベア9,027円		定期昇給実施+臨時昇給平均2,804円	構造維持分5,871円(*3)	
	ジーエス・ユアサ	1,882	39.9	2/24	3/18	集	35歳	307,870	322,505	平均：構造維持分5,849円+ベア9,000円		構造維持分5,849円+ベア2,000円	構造維持分5,862円+ベア1,000円	
	NTN	5,179	38.6	2/24	3/17	集	30歳	265,900	-	30歳：ベア9,000円	30歳	267,800	30歳ベア1,000円	
M	日本精工	7,046	40.1	2/24	3/17	集	35歳	283,200	-	35歳：9,000円(*2)	35歳	286,700	35歳ベア2,600円	
	クボタ労連	7,490	37.5	2/27	3/17	集	-	-	309,831	定期月俸改定額(約6,700円)+T職賃金改善を含む9,000円		定期月俸改定額(約6,700円)+賃金改善2,700円	定期月俸改定額(約6,700円)+賃金改善3,000円	
	コマツユニオン	8,796	35.8	3/4	3/18	集	-	-	290,372	構造維持分6,400円+賃金改善9,000円(再雇用・非正規含む)		構造維持分6,400円+賃金改善2,500円別原資として再雇用社員・非正規の改善	構造維持分6,400円+ベア改善3,600円	
計	ヤンマー	1,136	36.2	2/24	3/18	集	-	-	305,514	平均：構造維持分6,905円+賃金改善9,000円		賃金構造維持分6,907円+賃金改善2,000円	構造維持分6,911円+賃金改善1,500円	
	井関農機	1,161	40.2	2/24	3/17	集	30歳	253,100	303,363	30歳：賃金改善15,900円		構造維持分6,132円	30歳ベア1,200円	
	計	41,768												

*1：島津の平均賃金引き上げ額は非正規改善分を含む。 *2：日本精工の引き上げ額は制度改定分2,500円を含む。

*3：特別支給24,000円を一時金に加算。

産別	組織名	組合員数	年齢	要求日	回答日	集約方向	要求			回答			昨年実績		
							ベース		平均賃金	平均引き上げ額		平均引き上げ額		引き上げ額	
							個別賃金	水準		個別賃金	水準	個別賃金			水準
	新日鐵住金	22,872	-	-	-	-	35歳生産職標準労	289,800円	-				引き上げ額		
	JFEスチール	14,213	-	-	-	-	35歳生産職標準労	289,800円	-						
	神戸製鋼	9,915	-	-	-	-	35歳生産職標準労	289,800円	-						
	日新製鋼	3,882	-	-	-	-	35歳生産職標準労	281,673円	-				2014年度1,000円 2015年度1,000円 を基本に 2年で2,000円		
基幹労連	三菱重工	23,483	-	2/20	3/18	集	-	-	-						
	川崎重工	11,712	-	2/20	3/18	集	-	-	-						
	IHI	5,839	-	2/20	3/18	集	-	-	-						
	住友重機械	2,052	-	2/20	3/18	集	-	-	-						
	三井造船	3,395	-	2/20	3/18	集	-	-	-						
	キャピタラージャパン	1,745	-	2/20	3/18	集	-	-	-						
	日立造船	2,278	-	2/20	3/18	集	-	-	-						
	三菱マテリアル	3,215	-	-	-	-	-	-	-						
	住友金属鉱山	1,878	-	2/20	3/18	集	-	-	-				2014年度3,000円 2015年度2,500円 年取増92,000円		
	三井金属	2,160	-	2/20	3/18	集	-	-	-				2014年度1,000円 2015年度1,000円 を基本に 2年で2,000円		
	DOWA	497	-	-	-	-	-	-	-						
	JX日鉱日石金属	1,801	-	2/13	3/18	集	-	-	-				2014年度3,000円 2015年度1,000円		
	計	110,937													
産別	組織名	組合員数	年齢	要求日	回答日	集約方向	要求			回答			昨年実績		
							ベース		平均賃金	引き上げ額		引き上げ額		引き上げ額	
							個別賃金	水準		個別賃金	水準	個別賃金			水準
全電線	古河電工	3,489	41.4	2/24	3/18	集	35歳			6,000円			平均1,500円		
	住友電工	7,392	40.5	2/24	3/18	集	35歳			6,140円・2%			2,500円(各人一律)		
	フジクラ	1,746	36.0	2/24	3/18	集	35歳			6,000円			1,000円 現行通り		
	計	12,627													

賃金構造維持分は賃金制度の実施により確保されることから要求せず。

②一時金

産別	組織名	要求		回答		昨年実績	
		金額	月数	金額	月数	金額	月数
自動車総連	トヨタ	—	年間6.8ヵ月	年間246万円	—	年間244万円	—
	日産	—	年間5.7ヵ月	年間2,167,600円	(年間5.7ヵ月)*1	年間2,102,100円	(年間5.6ヵ月) *1
	本田技研	—	年間5.0+0.9ヵ月	(年間2,222,000円)*1	年間5.9ヵ月	(年間2,192,000円) *1	年間5.9ヵ月
	マツダ	—	年間5.5ヵ月	年間1,739,000円	年間5.5ヵ月	年間1,658,000円	(年間5.3ヵ月) *1
	三菱自工	—	年間5.5ヵ月	年間1,690,000円	年間5.5ヵ月	年間1,519,000円	年間5.0ヵ月
	スズキ	—	年間5.8ヵ月	—	年間5.6ヵ月	—	年間5.5ヵ月
	ダイハツ	—	年間5.0+0.5ヵ月	—	年間5.5ヵ月	—	年間5.5ヵ月
	富士重工	—	年間5.0+1.0ヵ月	—	年間6.0ヵ月	—	年間6.0ヵ月
	いすゞ	—	年間6.0ヵ月	—	年間6.0ヵ月	—	年間6.0ヵ月
	日野	—	年間6.0ヵ月	年間1,613,000円	年間6.0ヵ月	年間1,587,600円	年間6.0ヵ月
ヤマハ発動機	—	年間5.8ヵ月	—	年間5.8ヵ月	—	年間5.5ヵ月	
*1：回答水準の置き換え（組合換算値）							

産別	組織名	ベース	要求		回答		昨年実績	
			金額	月数	金額	月数	金額	月数
電機連合	パナソニックグループ労連		業績連動算定方式	年間5ヵ月	年間1,801,500円	年間5ヵ月	年間1,573,500円	年間4.4ヵ月
	日立グループ連合・日立製作所	305,300	年間1,802,000円	年間5.9ヵ月	年間1,746,316円	年間5.72ヵ月	年間1,700,612円	年間5.62ヵ月
	東芝グループ連合・東芝		業績連動算定方式		業績連動算定方式		年間1,816,000円	年間5.53ヵ月
	全富士通労連・富士通		業績連動算定方式		年間1,673,200円	年間4.75ヵ月	年間1,650,900円	年間4.7ヵ月
	NECグループ連合・日本電気		業績連動算定方式		年間1,562,200円	年間4.58ヵ月	年間1,520,300円	年間4.52ヵ月
	三菱電機労連・三菱電機	279,962	年間1,719,000円	年間6.14ヵ月	年間1,689,000円	年間6.03ヵ月	年間1,595,000円	年間5.74ヵ月
	シャープグループ労連・シャープ							
	富士電機グループ連合・富士電機	321,517	年間1,737,200円	年間5.4ヵ月	年間1,688,000円	年間5.25ヵ月	年間1,591,900円	年間5.0ヵ月
	村田製作所労連・村田製作所		業績連動算定方式		年間1,555,500円+ α	年間5ヵ月+ α		
	OKIグループ連合・沖電気工業	330,000	年間1,716,000円	年間5.2ヵ月	年間1,683,000円	年間5.1ヵ月	年間1,471,500円+ α	年間4.5ヵ月+ α (0.1ヵ月相当)
	パイオニア労連・パイオニア	349,997	年間1,399,988円	年間4.0ヵ月	年間1,399,988円	年間4.0ヵ月		
	安川グループエオン・安川電機		業績連動算定方式		年間2,003,952円	年間6ヵ月	1,937,984円	5.88ヵ月
	明電舎	304,410	年間1,674,255円	年間5.5ヵ月	年間1,522,050円	年間5.0ヵ月	年間1,422,625円	年間4.7ヵ月

産別	組織名	ベース	要求		回答		昨年実績	
			金額	月数	金額	月数	金額	月数
	オークマ			年間5.2ヵ月	年間1,341,140円	年間5.1ヵ月分相当	年間1,082,750円	—
	島津		半期：業績連動		半期1,095,660円	半期2.95ヵ月	半期1,071,605円 (*2)	半期2.95ヵ月 (*2)
	アズビル		年間：業績連動		—	年間6.0ヵ月	—	年間5.81ヵ月 (*2)
	シチズン		半期：業績連動		半期1,008,867円	半期3.24ヵ月	夏季：926,523円 +24,000円 (*2)	夏季：2.94ヵ月 +24,000円 (*2)
J	ジェエス・ユアサ	322,505	年間：1,821,711円	年間5.4ヵ月	年間1,732,739円	年間5.2ヵ月	—	年間5.12ヵ月
A	NTN			年間5.4ヵ月		年間5.3ヵ月	—	年間4.2ヵ月+7万円
M	日本精工		年間：業績連動		—	年間6.1ヵ月	—	年間5.8ヵ月 (*2)
	クボタ労連		年間：220万円		年間210万円 (*3)		210万円+2万円 (*1)	—
	コマツユニオン		年間：業績連動		年間1,856,000円	年間6.22ヵ月	年間1,831,000円 (*2)	年間6.23ヵ月 (*2)
	ヤンマー			年間5.4ヵ月		年間5.303ヵ月	—	年間5.5ヵ月
	井関農機			年間4.5ヵ月	年間930,000円	年間3.07ヵ月	—	年間3.94ヵ月

*1：事業点反映解消原資 *2：業績連動実績 *3：再雇用社員の年間一時金に+10万円

産別	組織名	ベース	要求		回答		昨年実績	
			金額	月数	金額	月数	金額	月数
基幹労連	新日鐵住金	306,800	(業績連動方式)	-	年間1,700,000円	-	年間1,610,000円	-
	J F E スチール	306,800	(業績連動方式)	-	年間1,520,000円	-	年間1,400,000円	-
	神戸製鋼	306,800	(業績連動方式)	-	年間1,430,000円	-	年間1,350,000円	-
	日新製鋼	309,604	(業績連動方式)	-	年間1,350,000円	-	年間1,250,000円	-
	三菱重工	-	年間62万円 + 4ヵ月	年間59万円 + 4ヵ月 + 生産協力金3万円	-	年間53万円 + 4ヵ月	-	-
	川崎重工	-	(業績連動方式)	-	-	年間6.2ヵ月	-	年間5.62ヵ月
	I H I	-	-	年間5.7ヵ月	-	年間5.43ヵ月	-	年間5.11ヵ月
	住友重機械	-	-	年間5.4ヵ月	-	年間5.3ヵ月	-	年間4.95ヵ月
	三井造船	-	-	年間5.0ヵ月	-	年間4.5ヵ月 (事業構造改革推進協力金0.5ヵ月分含む)	-	年間4.0ヵ月 + 特別協力金5万円
	キヤタピラー ジャパン	-	季節手当などに織り込み済み	季節手当などに織り込み済み	季節手当などに織り込み済み	季節手当などに織り込み済み	季節手当などに織り込み済み	季節手当などに織り込み済み
	日立造船	-	年間40万円 + 4ヵ月	年間12万円 + 4ヵ月	年間10万円 + 4ヵ月	-	-	-
	三菱マテリアル	-	(業績連動方式)	-	年間1,707,000円	-	年間1,737,000円	-
	住友金属鉱山	-	年間2,100,000円	-	年間2,070,000円	-	年間1,840,000円	-
	三井金属	-	(年収増10万円)	-	(年収増7.6万円)	-	年間1,550,000円	-
D O W A	-	(業績連動方式)	-	年間1,765,000円	-	年間1,674,000円	-	
JX日鉱日石金属	-	(業績連動方式)	-	年間1,776,089円	(年間6.182ヵ月)	年間1,695,000円	-	
古河電工	-	-	年間5.00ヵ月	年間1,303,000円	年間4.10ヵ月	年間1,324,000円	年間4.22ヵ月	
住友電工	-	-	年間5.00ヵ月	年間1,555,200円	年間4.80ヵ月	年間1,516,800円	年間4.74ヵ月	
フジクラ	-	-	年間5.00ヵ月	年間1,292,000円	年間4.30ヵ月	年間1,247,000円	年間4.202ヵ月	
全電線								

③最低賃金

(円)

組織名	18歳最低賃金協定						全従業員最賃協定						
	要求			改定額			月額			時間額			
	現行水準	引上額	到達水準	引上額	到達水準	改定額	現行水準	引上額	到達水準	要求	引上額	到達水準	改定額
自動車総連	159,765 8	-	161,515 4	-	161,310 8								913 3
電機連合	156,500 12	4,000 12	160,500 12	2,000 12	158,500 12								
JAM	159,130 11	5,850 4	167,625 4	3,143 8	162,619 9		895 9		928 6	38 6		33 6	923 6
基幹労連	157,981 15	1,795 2	157,740 2	1,294 11	158,930 15								
全電線	156,630 3	3,000 1	158,200 1	780 1	156,890 3								
平均	158,085 49	4,105 19	161,588 23	2,014 38	159,801 47		895 9		928 6	38 6		33 7	920 9

(注) 上段：金額(単純平均)、下段：該当組合数

平均は、単純平均値。「18歳最低賃金協定」は企業内最賃協定のうち、18歳以上の正規従業員対象の協定を原則とする。平均値は、現行・引上額・到達水準それぞれの(18歳最賃協定は月額の)平均であり、対象組合は一致しない。別途協議等で水準引き上げに組み合わさる組合は、要求組合には含まれないが、改定額に含む。

産別名	組織名	18歳最低賃金協定				全従業員最賃協定												
		要求		改定額		月額		時間額										
		現行水準	引上額	到達水準	引上額	現行水準	引上額	到達水準	引上額	要求	到達水準	引上額	改定額	到達水準				
	トヨタ																	
	日産																	
	本田技研																	
	マツダ																	
	三菱自工																	
	スズキ																	
	ダイハツ																	
	富士重工																	
	いすゞ																	
	日野																	
	ヤマハ発動機																	
	平均	159,765		161,515		161,310												913

産別名	組織名	18歳最低賃金協定				全従業員最賃協定									
		要求		改定額		月額		時間額							
		現行水準	引上額	到達水準	引上額	現行水準	引上額	到達水準	引上額	要求	到達水準	引上額	改定額	到達水準	
電	パナソニックグループ労連	156,500	4,000	160,500	2,000	158,500									
	日立グループ連合・日立製作所	156,500	4,000	160,500	2,000	158,500									
	東芝グループ連合・東芝	156,500	4,000	160,500	2,000	158,500									
	全富士通労連・富士通	156,500	4,000	160,500	2,000	158,500									
	NECグループ連合・日本電気	156,500	4,000	160,500	2,000	158,500									
	三菱電機労連・三菱電機	156,500	4,000	160,500	2,000	158,500									
	シャープグループ労連・シャープ														
	富士電機グループ連合・富士電機	156,500	4,000	160,500	2,000	158,500									
	村田製作所労連・村田製作所	156,500	4,000	160,500	2,000	158,500									
	OKIグループ連合・沖電気工業	156,500	4,000	160,500	2,000	158,500									
	パイオニア労連・パイオニア	156,500	4,000	160,500	2,000	158,500									
	安川グループエレクトリック・安川電機	156,500	4,000	160,500	2,000	158,500									
	明電舎	156,500	4,000	160,500	2,000	158,500									
	平均	156,500	4,000	160,500	2,000	158,500									
J	オークマ	158,400			5,400	163,800						988			
	島津	155,870			3,000	158,870						873	27	900	
	アズビル	155,000	1,900	156,900	1,900	156,900						870	(東京神奈川1890→920)	(東京神奈川1890→920)	
	シチズン	159,900	6,500	166,400	2,100	162,000						910	50	960	30
	ジーエス・ユアサ	158,360			4,040	162,400						869	21	890	21
	NTN	165,200	8,000	173,200	1,900	167,100						870	20	890	10
	日本精工	167,000	7,000	174,000	4,300	171,300									
	クボタ労連	156,000													
	コマツユニオン	166,000			2,500	168,500						900	100	1,000	100
	ヤンマー	156,000										920	10	930	10
	井関農機	152,700				152,700						857	700	700	700
	平均	159,130	5,850	167,625	3,143	162,619						895	38	928	33
	A														
M															

産別名	組織名	I 8 歳最低賃金協定				全従業員最賃協定							
		要求		改定額		月額		時間額					
		現行水準	引上額	到達水準	引上額	現行水準	到達水準	引上額	到達水準	要求	到達水準	引上額	到達水準
	新日鐵住金 ※	160,000	1,000	161,000	1,000	161,000							
	J F E スチール ※	160,000	1,000	161,000	1,000	161,000							
	神戸製鋼 ※	160,000	1,000	161,000	1,000	161,000							
	日新製鋼	158,256	2,744	161,000		161,000							
	三菱重工	161,000	1,000	162,000		162,000							
	川崎重工	158,890	590	159,480	590	159,480							
	I H I	156,000		156,000		156,000							
	住友重機械	154,270	改訂後の18歳初任給	900	900	155,170							
	三井造船	153,000	3,000	156,000	1,000	154,000							
	キャタピラージャパン	156,000		156,000		156,000							
	日立造船	156,000		156,000		156,000							
	三菱マテリアル	157,500	2,300	159,800		159,800							
	住友金属鉱山	157,800	700	158,500		158,500							
	三井金属	161,000	2,000	163,000		163,000							
	DOWA	160,000		160,000		160,000							
	J X 日鉄日石金属	-		-		-							
	平均	157,981	1,795	157,740	1,294	158,930							
	※鉄鋼総合3社の到達水準は、「基幹的労働者に適用する最低賃金」。												
	古河電工	158,670		158,670		158,670							
	住友電工	156,000		156,000		156,000							
	フジクラ	155,220	3,000	158,200	780	156,000							
	平均	156,630	3,000	158,200	780	156,890							

④産別重点項目

	非正規労働者の取り組み(※1)	回答
トヨタ	○	要求通り
日産	○	要求通り
本田技研	○	要求通り
マツダ	○	要求通り
三菱自工	○	要求通り
スズキ	○	要求通り
ダイハツ	○	要求通り
富士重工	○	要求通り
いすゞ	○	要求通り
日野	○	要求通り
ヤマハ発動機	○	要求通り
	※1：未組織の非正規労働者については組織化を方針とするなど計画的な取り組みを設定。組織化している非正規労働者が取り組み対象。「○」の組合は、通年での取り組み等も含め、処遇改善（賃金・一時金等）を要求していく。	

	要 求	回 答
パナソニックグループ労連		
日立グループ連合 ・日立製作所		・【○】(法に則った対応を確認、労使協議の徹底等)
東芝グループ連合 ・東芝		
全富士通労連 ・富士通	・非正規労働者に関する取り組み(パートタイム労働者に関する労使協議の実施)	・【○】(パートタイム労働者の賃金についても組合員に見合った引き上げを実施)
NECグループ連合 ・日本電気	・働き改革につながる労使協議の推進(長時間労働抑制、年休低取得者向け取り組み等) ・次世代育成支援に向けた取り組み(プラチナくるみん取得に向けた行動計画の策定)	・【○】(生産性向上のための職場環境づくり、働き方改革等を一層進めていく) ・【○】(2年後のプラチナくるみん取得に向け、労使協議により行動計画を策定)
三菱電機労連・三菱電機	・非正規労働者に関する取り組み(派遣・請負、有期契約労働に関する法令遵守の徹底)	・【○】(法令遵守の徹底を要請)
シャープグループ労連 ・シャープ	・非正規労働者に関する取り組み(労使協議の徹底、有期契約労働者の労働条件の点検等)	
富士電機グループ連合・富士電機		・【続】(継続協議)
村田製作所労連 ・村田製作所	・非正規労働者に関する取り組み(パートタイム労働者に関する労使協議の実施) ・ポジティブ・アクション推進のための労使委員会の設置	・【○】(労使委員会等の組織設置を検討し、進めていく)
OKIグループ連合 ・沖電気工業	・働き改革につながる労使協議の推進(年休取得促進等) ・非正規労働者に関する取り組み(有期契約労働に関する労使協議の実施) ・介護休職制度・在宅勤務制度など介護に関わる規程に関し、社会動向を踏まえ協議	・【○】(長時間労働者の年休取得推進として「時間外労働及び休日労働に関する運用協定書」に文言を追加等) ・【○】(労働条件を確認) ・【続】(必要に応じた人事諸制度の見直しに加え、公的サービスの利用方法の周知等、労使で構成するワーク・ライフ・バランス推進委員会等の場で、継続して協議を行う)
パイオニア労連 ・パイオニア		
安川グループ・エノン ・安川電機	・時間管理の適正化(36協定特別条項 1年700時間台以下:未到達支部のみ) ・海外単身赴任者の家族の任地訪問および帰国休暇起算日改定	・【続】(2015年度1年間の施行期間として捉え、労使協議を通じ、労使で具体的な施策の検討・実施を進める) ・続(引き続き労使課題に関する検討委員会での協議事項とする)
明電舎	・次世代育成支援に向けた取り組み(労使協議の設置)	・【○】(「次世代支援委員会」を発展的に解消し、新たに「ダイバーシティ推進委員会」の新設する)

	要 求	回 答
オークマ		
島津	<ul style="list-style-type: none"> ・非正規の賃金改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・有期社員のベア昇給として3,000円昇給する。 ・再雇用者(S組合員)の一時金について、半期毎の一時金に業績連動加算の仕組みを設置する。(連結売上高営業利益率：5%未満、1万円、5%以上10%未満、1.5万円、10%以上、3万円を加算)
アズビル		
シチズン	<ul style="list-style-type: none"> ・有期雇用者の3%賃上げ ・所定労働時間の短縮(現行：1,912時間 要求：1,904時間) 	
ジーエス・ユアサ	<ul style="list-style-type: none"> ・再雇用者の賃金改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の再雇用者の月例賃金に月額2,000円の増額(無年金期間のみ)
NTN	<ul style="list-style-type: none"> ・再雇用者の時給引き上げ 30円/時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・物価水準の動向などを踏まえて、前向きに別途検討する。
日本精工	<ul style="list-style-type: none"> ・付帯要求として、家族手当の見直し、住宅手当の見直し、シニア(準組合員)の月給引上げ、シニア非正規の時給引上げ、定年延長を睨んだ人事賃金制度の改定、企業内最賃の協定 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族手当のみ：500円、その他：3,000円 ・住宅補助金を廃止し住宅手当を改定し一時金算出式に組み込む ・シニア(準組合員)の月給3,000円、シニア非正規の時給15円 ・人事賃金改定の骨格を8月末までに作成し、2016年4月スタートを目指す
クボタ労連	<ul style="list-style-type: none"> ①定年延長に向けた再雇用制度の充実、②働きやすい職場環境の構築、③長時間労働の抑制を前提とした労働時間管理の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間一時金において再雇用社員に年間10万円のプラス ・その他は平成27年度の労使会議で協議をおこなう
コマツユニオン	<ul style="list-style-type: none"> 休暇制度実施規則などの見直し 	
ヤンマー		
井関農機		

J
A
M

	要 求	回 答
	新日鐵住金	
	J F E スチール	
	神戸製鋼	
	日新製鋼	
	三菱重工	
	川崎重工	
	I H I	
基	住友重機械	
幹	三井造船	
労	キャタピラーージャパン	
連	日立造船	
	三菱マテリアル	
	住鉄連	
	三井金属	・ 8 級勤続30年定年退職金 40万円増額 ・ 退職金30万円増額(8級勤続30年定年)
	DOWA	
	J X 日鉄日石金属	・ 休日の1日増
全	古河電工	
電	住友電工	
線	フジクラ	

IV. 中堅・中小登録組合闘争結果

2015年闘争 金属労協 中堅・中小登録組合 要求・回答状況

2015年7月24日 金属労協/JCM

①賃金

地域	単組	産別	組合員数	要求日	回答日	集約方向	要求			回答			昨年実績		
							ベース		引き上げ額	個別賃金		引き上げ額	個別賃金		
							水準	平均賃金		銘柄	水準		銘柄	水準	銘柄
	ルネサスグループ・連合・ルネサスエレクトロニクス	電機	10,475	2/25	3/18	集	個別賃金 水準	299,500	引き上げ額	賃金体系維持	個別賃金 銘柄	299,500	引き上げ額	302,500	賃金体系維持
	シニアテクノロジーズグループ・シニアテクノロジーズ	電機	1,329	2/17	3/19	集	個別賃金 水準	291,800	引き上げ額	6,000円	個別賃金 銘柄	294,300	引き上げ額	291,800	2,000円
	日新労連・日新電機	電機	1,437	2/20	3/18	集	個別賃金 水準	282,180	引き上げ額	6,000円	個別賃金 銘柄	285,180	引き上げ額	281,050	2,420円
	ダイヘン	電機	799	2/18	3/18	集	個別賃金 水準	287,570	引き上げ額	6,000円	個別賃金 銘柄	290,570	引き上げ額	287,570	2,000円
	山洋電気	電機	1,300	2/24	3/18	集	個別賃金 水準	264,320	引き上げ額	6,350円	個別賃金 銘柄	268,370	引き上げ額	264,320	4,050円
	東光高岳	電機	1,550	2/20	3/18	集	個別賃金 水準	275,000	引き上げ額	6,000円	個別賃金 銘柄	278,000	引き上げ額	278,500	2,000円
	岩崎電気	電機	924	3/3	3/19	集	個別賃金 水準	281,795	引き上げ額	5,000円	個別賃金 銘柄	283,795	引き上げ額	279,950	1,000円
	ヤマハグループ・労連・ヤマハ	電機	4,052	2/17	3/18	集	個別賃金 水準	315,000	引き上げ額	6,000円	個別賃金 銘柄	318,000	引き上げ額	316,000	2,000円
	JVCケンウッドグループ・労連	電機	2,892	2/19	3/18	集	個別賃金 水準	273,000	引き上げ額	6,000円	個別賃金 銘柄	276,000	引き上げ額	282,000	2,000円
	C&D労協	電機	313	2/19	3/18	集	個別賃金 水準	291,800	引き上げ額	6,000円	個別賃金 銘柄	291,800	引き上げ額	291,800	500円
	オムロングループ・労連・オムロン	電機	3,920	2/19	3/18	集	個別賃金 水準	289,200	引き上げ額	6,000円	個別賃金 銘柄	292,200	引き上げ額	289,200	2,000円
	日本無線	電機	1,409	2/19	3/18	集	個別賃金 水準	283,920	引き上げ額	6,000円	個別賃金 銘柄	286,920	引き上げ額	282,520	2,000円
	アドバンテクト	電機	1,905	2/23	3/23	集	個別賃金 水準	360,100	引き上げ額	6,000円	個別賃金 銘柄	362,100	引き上げ額	360,100	賃金体系維持
	岩通労連・岩通	電機	232	2/19	3/18	集	個別賃金 水準	275,800	引き上げ額	6,000円	個別賃金 銘柄	278,800	引き上げ額	275,800	2,000円
	S C S K	電機	2,010	2/19	5/21	集	個別賃金 水準	309,000	引き上げ額	6,000円	個別賃金 銘柄	309,000	引き上げ額	309,000	1,700円
	日本電気硝子	電機	1,721	2/17	3/18	集	個別賃金 水準	276,000	引き上げ額	6,000相当	個別賃金 銘柄	286,500	引き上げ額	285,000	1,000円
	サンケン電気	電機	1,111	2/26	4/10	集	個別賃金 水準	308,420	引き上げ額	6,000円	個別賃金 銘柄	311,420	引き上げ額	308,420	2,000円
	SMK	電機	729	2/18	3/19	集	個別賃金 水準	291,300	引き上げ額	6,000円	個別賃金 銘柄	294,300	引き上げ額	291,300	2,000円
	I D E C	電機	667	2/25	3/19	集	個別賃金 水準	280,600	引き上げ額	6,000円	個別賃金 銘柄	283,600	引き上げ額	280,600	2,000円
	ホンデン	電機	623	3/3	3/18	集	個別賃金 水準	295,000	引き上げ額	6,000円	個別賃金 銘柄	297,000	引き上げ額	295,000	賃金体系維持
	帝国通信工業	電機	241	2/20	3/19	集	個別賃金 水準	275,300	引き上げ額	6,000円	個別賃金 銘柄	276,300	引き上げ額	275,300	500円
	本多通信工業	電機	183	3/3	4/24	集	個別賃金 水準	280,000	引き上げ額	賃金体系を事前合意し要求せず	個別賃金 銘柄	282,500	引き上げ額	282,000	2,000円

地域	単組	産別	組合員数	要求日	回答日	集約方向	要求				回答				昨年実績		
							ベース		引き上げ額	個別賃金		引き上げ額	個別賃金		引き上げ額	個別賃金	
							個別賃金	水準		平均賃金	銘柄		水準	銘柄		銘柄	水準
							銘柄	水準	水準	水準	水準	水準	水準	水準			
	トヨタ自動車北海道	自動車	2,271	2/18	3/18	集			賃金制度維持分+是正分6,000円		賃金制度維持分+是正分2,000円					組合員一人平均基準内賃金で6,600円とする。	
	庄内ヨロズ	自動車	156	2/20	3/24	集			8,400円		3,400円					3,400円	
	ケーヒン	自動車	4,025	2/18	3/19	集			制度維持分+6,000円(賃金改善分)		制度維持分					賃金改善分0円	
	スズキ部品秋田	自動車	335	2/25	3/27	集			賃金制度維持分(昇給水準維持)+賃金改善分6,000円		昇給制度維持分の昇給と賃金改善を実施する。					昇給水準維持、賃金の改善分として390円	
	TBK	自動車	519	2/18	3/19	集			10,723円		定期昇給					3,788円	
	NOKグループ本社	JAM	5,175	3/16	3/18	集	-	311,100	構造維持分6,145円+3,500円		構造維持分6,145円+3,500円					構造維持分5,773円+べア了3,000円	
	日本製鋼所	JAM	1,702	2/25	3/19	集			構造維持分5,000円+べア了5,000円		構造維持分5,000円+べア了2,500円					-	
	日立AMS第三支部	JAM	6,250	2/24	3/19	集		303,200	賃金体系維持+べア了6,000円		賃金体系維持+べア了3,000円					賃金体系維持+べア了2,000円	
	(JFE条鋼)	基幹	1,278	2/20	3/24	集			(再要求) 3,500円		1,000円					(平均) 2014年度1,000円 2015年度 -	
	(新日本電工)	基幹	314	2/20	3/19	集	35歳17年	246,775	2年済み		2年済み					(個別) 2014年度1,000円 2015年度1,000円	
	(日鐵住金建材)	基幹	638	2/23	3/23	集	35歳17年	244,440	2年済み		2年済み					(平均) 2014年度1,000円 2015年度1,000円	
	産業振興	基幹	638	2/25	3/25	集			2年済み		2年済み					(平均) 2014年度 - 2015年度 -	
	(東亜亜鉛)	基幹	569	2/27	5/21	集		246,539	3,500円		-					(平均) -	
	(東亜建設工業)	基幹	1,152	4/9	4/23	集			若年層の賃金体系見直し		事務・技術初任給10,000円増、円増1~4級5,000円増 5級4,000円増 6級3,000円増					(平均) -	
	(東亜道路)	基幹	757	4/13	4/22	集	総合職 30歳以下	275,000	2,800円		-					(平均) 1,500円	

地域	単組	産別	組合員数	要求日	回答日	集約方向	要求				回答				昨年実績		
							ベース		引き上げ額		個別賃金		引き上げ額		個別賃金		引き上げ額
							個別賃金	水準	平均賃金	引き上げ額	銘柄	水準	銘柄	水準			
							銘柄	水準	平均賃金	引き上げ額	銘柄	水準	銘柄	水準			
	京三電機	自動車	1,304	2/18	3/18	集			賃金制度維持分(4,137円)+是正分(6,000円)			賃金制度維持分(4,137円)+是正分(2,700円)			賃金制度維持分+是正分2,500円		
	GKNドライブラインジャパン	自動車	977	2/20	3/23	集			賃金改善分6,000円			賃金改善分500円			制度的昇給昇格維持分+1,000円		
	ミツバ	自動車	3,394	2/19	3/19	集			制度的定期昇給+6,000円			制度的定期昇給+2,100円			制度的定期昇給+1,300円		
	本田金属	自動車	572	2/18	3/19	集			制度維持分+6,000円(賃金改善分)			制度維持分			定期昇給分5,008円		
	日本電産エレクトロニクス	自動車	281	2/18	5/29	集			制度維持分+6,000円(賃金改善分)			制度維持分+2,000円(賃金改善分)			賃金改善分1,300円		
	宝栄工業	自動車	292	2/26	4/7	集			10,166円			3,000円			賃金改善分1,000円		
	富士機械	自動車	318	2/18	3/19	集			賃金体系維持+改善分6,000円			賃金体系維持分+1,600円			賃金体系維持分+1,300円		
	東亜工業	自動車	742	2/18	3/19	集			賃金制度維持+改善分6,000円			賃金制度維持+一人平均800円相当			賃金制度維持+一人平均800円		
	自動車部品工業	自動車	673	2/19	3/20	集			賃金カーブ維持分+6,000円			賃金カーブ維持分+2,000円			賃金カーブ維持分確保+賃金改善分1,000円		
	澤藤電機	自動車	597	2/25	3/27	集			平均賃金引き上げ一人あたり10,495円			賃金引上げ一人平均5,695円			カーブ維持分4,521円+賃金改善分328円		
	ソーシン	自動車	804	2/18	3/27	集			定昇分2,965円+賃金改善分6,000円			定期昇給分2,965円+賃金改善分1,200円			制度維持分+改善分1,000円		
	NOKグループエレクトロニクス	JAM	5,175	3/16	3/18	集	-	-	311,100円			構造維持分6,145円+3,500円			構造維持分5,773円+3,000円		
	サンデン	JAM	2,177	2/20	3/17	集			構造維持分4,815円+3,299円			構造維持分4,815円+3,080円			構造維持分4,918円+3,460円		
	市光工業	JAM	1,406	2/24	3/18	集			構造維持分5,893円+3,000円			構造維持分+3,500円			構造維持分+改善分1,000円		
	(JFE株)	基幹	1,278	2/20	3/24	集			(再要求) 3,500円			1,000円			(平均) 2014年度1,000円 2015年度 -		

地域	単組	産別	組合員数	要求日	回答日	集約方向	要求				回答				昨年実績			
							ベース		引き上げ額		個別賃金		引き上げ額		個別賃金		引き上げ額	
							個別賃金	平均賃金	引き上げ額	引き上げ額	銘柄	水準	銘柄	水準	銘柄	水準	銘柄	水準
							銘柄	水準	銘柄	水準	銘柄	水準	銘柄	水準	銘柄	水準	銘柄	水準
北関東	(大同特殊鋼)	基幹	2,479	2/20	3/18	集	35歳17年	288,396	2年済み		2年済み		2年済み			(平均) 2014年度1,000円 2015年度1,000円		
	(日鐵住金建材)	基幹	638	2/23	3/23	集	35歳17年	244,440	2年済み		2年済み		2年済み			(平均) 2014年度1,000円 2015年度1,000円		
	東邦亜鉛	基幹	569	2/27	5/21	集		246,539	3,500円		-		-			(平均) -		
	沖電線	電線	281	2/24	3/19	集		280,499	3,409円		現行通り		現行通り			現行通り		
	OCC	電線	218	2/24	3/19	集	35歳個別賃金	287,130	6,000円	301,967	2,000円					-		
	(住友電装)	電線	4,015	2/24	3/19	集	35歳個別賃金	302,500	6,000円	305,000	2,500円	35歳個別賃金	302,500	2,000円				
	日産車体	自動車	1,831	2/18	3/18	集			平均賃金改定原資 11,000円		平均賃金改定原資 8,500円		平均賃金改定原資 7,500円			平均賃金改定原資 7,500円		
	カハニツカカンセイ	自動車	3,024	2/20	3/19	集			平均賃金改定原資 11,000円		平均賃金改定原資 8,200円		平均賃金改定原資 6,200円			平均賃金改定原資 6,200円		
	ファルテック	自動車	832	2/20	3/23	集			10,000円		4,800円		4,800円			4,800円		
	河西工業	自動車	896	2/20	3/20	集			10,500円		6,100円		6,000円			6,000円		
タチエス	自動車	1,250	2/20	3/23	集			10,000円		6,100円		5,300円			5,300円			
シヨウワ	自動車	2,390	2/18	3/19	集			制度維持分+6,000円 (賃金改善分)		制度維持分+1,100円 (賃金改善分)		賃金改善分 1,300円			賃金改善分 1,300円			
八千代工業	自動車	1,343	2/18	3/19	集			制度維持分+6,000円 (賃金改善分)		制度維持分		賃金改善分0円			賃金改善分0円			
日本発条	自動車	3,786	2/18	3/18	集			賃金制度改定原資 11,950円		賃金制度改定原資 8,950円 (改善分3,000円)		賃金制度改定原資 8,350円			賃金制度改定原資 8,350円			
曙ブレーキ工業	自動車	1,815	2/18	3/18	集			10,909円		カーブ維持分+賃金改善1,700円		6,306円			6,306円			
ニツキ	自動車	196	2/18	3/18	集			11,638円		定期昇給+賃金改善750円		6,315円			6,315円			
NOKグループエ ン	JAM	5,175	3/16	3/18	集		-	311,100円 +3,500円		構造維持分6,145円 +3,500円		構造維持分5,773円 +3,000円			構造維持分5,773円 +3,000円			
カシオ	JAM	1,841	3/2	3/18	集			371,001円 +9,000円		構造維持分4,683円 +賃金改善3,000円		構造維持分4,940円 +3,000円			構造維持分4,940円 +3,000円			
ボッシュ	JAM	4,266	2/17	3/18	集			構造維持分4,800円 +3,000円		構造維持分4,800円 +3,000円		構造維持分5,200円 +3,000円			構造維持分5,200円 +3,000円			
東芝機械	JAM	1,117	2/20	3/18	集			構造維持分5,200円 +3,000円		構造維持分5,200円 +3,000円		構造維持分5,350円 +3,000円			構造維持分5,350円 +3,000円			

地域	単組	産別	組合員数	要求日	回答日	集約方向	要求				回答		昨年実績	
							ベース		引き上げ額	個別賃金		引き上げ額	個別賃金	
							個別賃金	水準		平均賃金	銘柄		水準	銘柄
							水準	銘柄	水準	銘柄	水準	銘柄	水準	銘柄
	日本電子連合	J AM	1,315	2/23	3/18	集	35歳	326,300	339,349	構造維持分6,779円+ベア2,000円	35歳	328,300	構造維持分6,779円+ベア2,000円	構造維持分6,811円
	リケン	J AM	1,210	2/24	3/18	集	35歳	300,062	302,622	構造維持分6,916円+ベア9,000円	35歳	302,162	構造維持分6,978円+ベア2,100円	構造維持分7,048円+ベア500円
	ダイキン工業	J AM	6,307	2/24	3/19	集			326,427	平均11,000円			平均9,500円	平均8,000円
	日立AMS第三支部	J AM	6,250	2/24	3/19	集			303,200	賃金体系維持+ベア6,000円			賃金体系維持+ベア3,000円	賃金体系維持+ベア2,000円
	ミツミニオン	J AM	2,154	2/24	3/18	集	35歳	337,000	315,611	構造維持分4,121円+ベア6,300円+是正	35歳	340,750	構造維持分4,121円+ベア3,000円	構造維持分4,142円+ベア1,000円
	スタンレー電気	J AM	3,037	2/24	3/17	集				構造維持分5,443円+ベア9,000円			定期昇給+ベア500円	
	マキノ	J AM	1,161	2/24	3/17	集			279,719	構造維持分5,200円+ベア8,392円			構造維持分5,000円+ベア2,500円	構造維持分5,000円+ベア2,070円
	オイルス	J AM	647	2/24	3/17	集				平均15,084円			構造維持分7,763円+ベア3,300円	構造維持分7,822円+ベア1,800円
	K Y B	J AM	3,139	2/18	3/23	集			292,554	構造維持分5,931円+ベア6,000円			構造維持分5,931円+ベア1,900円	構造維持分5,921円+ベア1,500円
	J V C ケンウッド	J AM	2,892	2/19	3/18	集	35歳	293,600	351,617	35歳+35歳+業界格差改善4,000円	35歳	297,600	定昇+35歳+3,000円+業界格差改善4,000円	構造維持分+ベア2,000円(10月実施)
	市光工業	J AM	1,406	2/24	3/18	集			294,649	構造維持分5,893円+ベア9,000円			構造維持分+ベア500円+是正分500円	構造維持分+改善分1,000円
	(合同製鐵)	基幹	630	-	-	-				2年済み			2年済み	(個別) 2014年度 - 2015年度 -
	J F E 条鋼	基幹	1,278	2/20	3/24	集				(再要求) 3,500円			1,000円	(平均) 2014年度1,000円 2015年度 -
	(淀川製鋼所)	基幹	1,012	2/24	3/19	集	35歳17年	266,962		2,000円			初任賃金を一律1,000円増額	(平均) 2014年度1,000円 2015年度1,000円
	日本冶金工業	基幹	841	2/25	3/19	集				2年済み			2年済み	(平均) 2014年度 - 2015年度 -
	(新日本電工)	基幹	314	2/20	3/19	集	35歳17年	246,775		2年済み			2年済み	(個別) 2014年度1,000円 2015年度1,000円

南関東

地域	単組	産別	組合員数	要求日	回答日	集約方向	要求				回答				昨年実績			
							ベース		引き上げ額	個別賃金		引き上げ額	個別賃金		引き上げ額	個別賃金		引き上げ額
							個別賃金	水準		平均賃金	銘柄		水準	銘柄		銘柄	水準	
							銘柄	水準	水準	水準	水準	水準	水準	水準				
南関東	日鐵住金建材	基幹	638	2/23	3/23	集	35歳17年	244,440	2年済み	2年済み	2年済み	2年済み	2年済み	(平均) 2014年度1,000円 2015年度1,000円				
	J F E 物流	基幹	1,781	-	-	-	35歳17年	250,000	2年済み	2年済み	2年済み	2年済み	(平均) 2014年度1,000円 2015年度1,000円					
	ジャパンマリン ユナイテッド	基幹	4,196	2/25	3/18	集		284,057					2016年度以降で 業績本格的回復局面 において、賃金改善 (2,000円/人)を実施					
	I H I 運搬機械	基幹	1,114	2/23	3/23	集		282,835	2年済み	2年済み	2年済み	2年済み	(平均) 2014年度1,000円 2015年度1,000円					
	J F E エンジニア リング	基幹	1,931	-	-	-	35歳17年	283,400	2年済み	2年済み	2年済み	2年済み	(個別) 2014年度2,000円 2015年度-					
	(東邦亜鉛)	基幹	569	2/27	5/21	集		246,539	3,500円	-	-	-	(平均)					
	J X 日鉄日石コイ ルセクター	基幹		3/19	3/24	集		800円	800円	893円			(平均) 定昇3,050円					
	エクサ	基幹	854	2/25	3/26	集		328,000	2年済み	2年済み	2年済み	2年済み	(平均) 2014年度1,000円 2015年度1,000円					
	東亜建設工業	基幹	1,152	4/9	4/23	集			若年層の賃金体系 見直し				事務・技術初任給 10,000円増、 1～4級5,000円増 5級4,000円増 6級3,000円増					
	東亜道路	基幹	757	4/13	4/22	集	総合職 30歳ポイント	275,000	2,800円	-	-	-	(平均) 1,500円					
	(第一建設)	基幹	603	2/20	4/28	集		389,000	5,600円	800			(平均)					
	(住友電装)	電線	4,015	2/24	3/19	集	35歳個別賃金	302,500	6,000円	305,000	2,500円	302,500	2,000円					

地域	単組	産別	組合員数	要求日	回答日	集約方向	要求				回答				昨年実績		
							ベース		引き上げ額		個別賃金		引き上げ額		個別賃金		引き上げ額
							個別賃金	水準	平均賃金	引き上げ額	銘柄	水準	銘柄	水準			
							銘柄	水準	平均賃金	引き上げ額	銘柄	水準	銘柄	水準			
	アイシン軽金属	自動車	1,150	2/18	3/18	集			賃金制度維持分+是正分6,000円			賃金制度維持分+是正分(1,000円)		賃金制度維持分+是正分(1,200円)			
	アイソ・エイ・ダブリエ工業	自動車	2,348	2/18	3/18	集			賃金制度維持分+賃金改善分(6,000円)			賃金制度維持分+賃金改善分(1,500円)		賃金制度維持分+賃金改善分(1,500円)			
	アート	自動車	569	2/16	3/18	集			賃金制度維持分+水準向上分(6,000円)			賃金制度維持分+水準向上分(2,500円)		賃金制度維持分+水準向上分(2,500円)			
	浅間技研	自動車	154	2/18	3/19	集			制度維持分			制度維持分		-			
	田中精密	自動車	950	2/18	3/19	集			総額要求10,156円(制度維持分+賃金改善分)			制度維持分		定期昇給分3,932円			
	パジエロ製造	自動車	905	2/24	4/9	集			6,000円			4,938円		制度維持分+1,500円			
	スズキ部品富山	自動車	278	2/25	3/27	集			賃金カーブ維持+賃金改善分6,000円			昇給制度維持分の昇給と賃金改善を実施する。		昇給水準維持、賃金の改善分として540円			
	ジェイ・バス	自動車	1,022	2/24	3/27	集			賃金改善分として一人当たり平均6,000円を要求する			定期昇給+賃金改善分1,900円		制度維持分+改善分1,200円(1人当たり平均)			
	盟和産業	自動車	199	2/18	3/18	集			9,761円			定期昇給+賃金改善1,200円		4,642円			
	リケン	J AM	1,210	2/24	3/18	集	35歳	300,062	構造維持分6,916円+ベア9,000円	35歳	302,162	構造維持分6,978円+ベア2,100円		構造維持分7,048円+ベア500円			
	T P R	J AM	724	2/23	3/11	集			構造維持分4,500円+ベア9,000円			構造維持分4,500円+ベア3,800円		構造維持分4,500円+ベア2,500円			
	津田駒工業	J AM	774	3/2	3/31	集			構造維持分5,839円+ベア9,000円+是正1,500円			構造維持分5,800円+1,200円(内是正分400)		構造維持分5,900円+ベア1,100円			
	コロナ	J AM	872	2/24	3/17	集	35歳	252,533	構造維持分5,000円+ベア9,000円			構造維持分5,000円+ベア500円		構造維持分5,000円+ベア500円			
	多摩川精機	J AM	508	2/24	3/17	集	35歳	301,885	構造維持分6,009円+ベア9,000円		35歳	302,535		構造維持分5,999円+ベア500円			
	不二越	J AM	2,067	2/20	3/17-18	集	35歳	269,300	構造維持分5,000円+ベア9,000円			構造維持分5,650円+ベア3,000円		構造維持分+ベア3,260円			

北陸・信越

地域	単組	産別	組合員数	要求日	回答日	集約方向	要求				回答				昨年実績		
							ベース		引き上げ額	個別賃金		引き上げ額	個別賃金		引き上げ額	個別賃金	
							水準	平均賃金		銘柄	水準		銘柄	銘柄		水準	
							個別賃金	水準	銘柄	水準	銘柄	銘柄	水準	銘柄	水準	銘柄	水準
北陸・信越	(新日本電工)	基幹	314	2/20	3/19	集	35歳17年	246,775	2年済み	2年済み	2年済み	2年済み	(個別) 2014年度1,000円 2015年度1,000円			(平均) 1,000円	
	I H I 回転機械	基幹	666	3/20	4/28	集		272,718	3,500円		1,100円						
	(東亜建設工業)	基幹	1,152	4/9	4/23	集			若年層の賃金体系見直し							(平均) -	
	(東亜道路)	基幹	757	4/13	4/22	集	総合職 30歳ポイント	275,000	2,800円							(平均) 1,500円	
	第一建設	基幹	603	2/20	4/28	集		389,000	5,600円		800					(平均) -	
	(沖電線)	電線	281	2/24	3/19	集		280,499	3,409円		現行通り					現行通り	
	東京特殊電線	電線	174	2/24	3/19	集		295,646	6,002円		現行通り					現行通り	
	古河マカネット/イ	電線	150	2/24	3/19	集	35歳個別賃金	270,350	6,000円		平均1,000円	271,350				現行通り	
	トヨタ自動車東日本	自動車	6,820	2/18	3/18	集			賃金制度維持分 +6,000円							賃金制度維持分 +是正分1,200円	
	アスモ	自動車	4,383	2/18	3/18	集			賃金制度維持分 +6,000円							賃金制度維持分 +是正分(1,300円)	
東海	愛三工業	自動車	2,487	2/18	3/18	集			賃金制度維持分 +水準向上分6,000円							組合員一人平均 6,400円	
	シロキ工業	自動車	1,343	2/18	3/18	集			賃金制度維持分 +6,000円							賃金制度維持分 (4,654円) + 向上分(300円)	
	中央発条	自動車	1,337	2/18	3/18	集			賃金制度維持分 +6,000円(実態改善+水準向上)							賃金構造維持分	
	津田工業	自動車	909	2/18	3/18	集			賃金制度維持分 +是正分							5,400円 (賃金制度維持分)	
	大豊工業	自動車	1,472	2/18	3/18	集			賃金制度維持分 +6,000円							組合員一人平均 6,600円	
	三互	自動車	1,776	2/18	3/18	集			賃金制度維持分 +6,000円							定期昇給分 +是正分(800円)	

地域	単組	産別	組合員数	要求日	回答日	集約方向	要求				回答				昨年実績		
							ベース		引き上げ額	個別賃金		引き上げ額	個別賃金		引き上げ額	個別賃金	
							水準	平均賃金		銘柄	水準		銘柄	銘柄		水準	
							個別賃金	水準	銘柄	水準	銘柄	銘柄	水準	銘柄	水準	銘柄	水準
東海	豊田鉄工	自動車	1,835	2/18	3/18	集			賃金制度維持分+是正分6,000円		賃金制度維持分+是正分2,000円					賃金カーブ維持分+是正分(1,000円)	
	岐阜車体工業	自動車	1,254	2/19	3/18	集			賃金制度維持分+是正分6,000円		賃金制度維持分+是正分1,500円					賃金制度維持分+是正分(700円)	
	中庸スプリング	自動車	334	2/18	3/23	集			カーブ維持分4,400円+実態改善分200円+水準向上分5,800円		カーブ維持分4,400円+実態改善分200円+水準向上分300円					賃金カーブ維持分+実態改善分	
	林テレンプ	自動車	1,460	2/19	3/31	集			賃金制度維持分5,300円+是正分6,000円		賃金制度維持分5,300円+是正分1,000円					賃金制度維持分5,300円+是正分1,000円	
	セキソー	自動車	111	2/18	3/20	集			賃金カーブ維持分4,750円+是正分6,000円		賃金カーブ維持分4,750円+是正分800円					賃金カーブ維持分+是正分500円	
	ユニブレス	自動車	1,775	2/20	3/20	集			制度維持分+6,000円		7,600円					6,800円	
	ユニバンス	自動車	1,048	2/20	3/20	集			9,500円		5,000円					4,500円	
	富士機工	自動車	983	2/20	3/20	集			10,500円		6,000円					5,500円	
	今仙電機	自動車	1,689	2/19	3/19	集			9,752円		4,752円					4,611円	
	ユタカ技研	自動車	925	2/18	3/19	集			制度維持分+6,000円(賃金改善分)		制度維持分+1,300円(賃金改善分)					賃金改善分1,500円	
	柳河精機	自動車	481	2/18	3/19	集			制度維持分		制度維持分					賃金改善分0円	
	ヤマモーターグループ タック	自動車	341	2/18	3/18	集			6,000円		2,800円					1,700円	
	日本特殊陶業	自動車	5,376	2/18	3/18	集			賃金改善分6,000円		賃金改善分3,300円					制度維持+2,200円	
大同メタル	自動車	1,179	2/18	3/20	集			10,779円		定期昇給+賃金改善1,500円					5,690円		
NOKグループ エフ	JAM	5,175	3/16	3/18	集	-	-	311,100円+3,500円		構造維持分6,145円+3,500円					構造維持分5,773円+べア3,000円		
全矢崎	JAM	6,544	2/17	3/18	集			構造維持分6,000円+べア5,824円		構造維持分6,000円+べア2,800円					構造維持分6,500円+べア2,366円		
東芝機械	JAM	1,117	2/20	3/18	集			構造維持分5,200円+べア9,000円		構造維持分5,200円+べア1,500円					構造維持分5,350円+べア1,330円		

地域	単組	産別	組合員数	要求日	回答日	集約方向	要求				回答				昨年実績		
							ベース		引き上げ額		個別賃金		引き上げ額		個別賃金		引上げ額
							個別賃金	平均賃金	引き上げ額	引き上げ額	個別賃金	引き上げ額	個別賃金	引き上げ額			
							銘柄	水準	銘柄	水準	銘柄	水準	銘柄	水準			
	小糸製作所	JAM	3,694	2/23	3/19	集			構造維持分5,187円+ベア6,000円	構造維持分5,187円+ベア1,200円			構造維持分5,220円+ベア1,000円				
	村田機械	JAM	1,739	2/24	3/18	集		303,003	構造維持分6,000円+ベア4,000円	構造維持分6,000円+ベア1,250円			構造維持分6,000円+ベア1,500円				
	浜松ホトニクス	JAM	2,624	2/3	3/10	集		288,592	構造維持分7,817円+ベア9,000円	構造維持分7,197円+ベア2,200円+賃金カーブ補正800円			構造維持分7,277円+ベア1,000円+賃金カーブ補正1,000円				
	ナブテスコ	JAM	1,707	2/24	3/19	集	35歳	310,000	構造維持分5,762円+ベア6,062円	構造維持分5,762円+ベア/手当2,153円	35歳	314,000	構造維持分5,762円+ベア2,000円				
	フジオーゼック	JAM	399	2/24	3/18	集		299,512	構造維持分4,285円+ベア9,000円	構造維持分4,285円+ベア1,500円			構造維持分4,148円+ベア1,000円				
	ホシザキ電機	JAM	900	2/16	3/18	集		324,303	構造維持分5,653円+ベア3,200円	構造維持分5,653円+ベア1,600円			構造維持分5,550円+ベア1,000円				
	オーエスジー	JAM	1,410	2/20	3/17	集		327,825	構造維持分6,701円+ベア3,799円	構造維持分6,701円+ベア3,000円			構造維持分6,648円				
	村上開明堂	JAM	854	2/24	3/18	集			構造維持分5,400円+ベア6,000円	構造維持分5,400円+ベア2,000円			構造維持分5,400円+改善分1,000円				
	KYB	JAM	3,139	2/18	3/23	集		292,554	構造維持分5,931円+ベア6,000円	構造維持分5,931円+ベア1,900円			構造維持分5,921円+ベア1,500円				
	CKD	JAM	1,798	2/24	3/19	集			構造維持分5,000円+ベア9,000円	構造維持分4,900円+ベア2,300円			構造維持分+ベア1,500円				
	大同特殊鋼	基幹	2,479	2/20	3/18	集	35歳17年	288,396	2年済み	2年済み			(平均) 2014年度1,000円 2015年度1,000円				
	愛知製鋼	基幹	2,211	2/20	3/18	集	35歳17年	298,322	(再要求) 3,500円	1,000円	35歳17年		(平均) 2014年度1,000円 2015年度 -				
	(JFE物流)	基幹	1,781	-	-	-	35歳17年	250,000	2年済み	2年済み			(平均) 2014年度1,000円 2015年度1,000円				
	(産業振興)	基幹	638	2/25	3/25	集			2年済み	2年済み			(平均) 2014年度 - 2015年度 -				
	(シヤハツマリンエナイ フット)	基幹	4,196	2/25	3/18	集		284,057					2016年度以降で 業績本格的回復局 面において、賃金 改善(2,000円/人) を実施				

地域	単組	産別	組合員数	要求日	回答日	集約方向	要求				回答				昨年実績			
							ベース		引き上げ額	個別賃金		引き上げ額	個別賃金		引き上げ額	個別賃金		引き上げ額
							個別賃金	水準		平均賃金	個別賃金		水準	個別賃金		水準	個別賃金	
							銘柄	水準	銘柄	水準	銘柄	水準	銘柄	水準	銘柄	水準	銘柄	水準
東海	(IHI 運搬機械)	基幹	1,114	2/23	3/23	集			282,835	2年済み		2年済み					(平均) 2014年度1,000円 2015年度1,000円	
	(JFEエンジニアリング)	基幹	1,931	-	-	-	35歳17年	283,400		2年済み		2年済み					(個別) 2014年度2,000円 2015年度-	
	三菱エンジニアリング	基幹	638	2/20	3/18	集			295,975	2年済み		2年済み					(平均) 2年分として 2014年度1,850円	
	(東亜建設工業)	基幹	1,152	4/9	4/23	集				若年層の賃金体系 見直し		事務・技術初任給 10,000円増、 1～4級5,000円増 5級4,000円増 6級3,000円増					(平均) -	
	(東亜道路)	基幹	757	4/13	4/22	集	総合職 30歳未満	275,000	2,800円	2,800円		-					(平均) 1,500円	
	住友電装	電線	4,015	2/24	3/19	集	35歳個別賃金	302,500	6,000円	6,000円	35歳個別	305,000	2,500円	35歳個別賃金	302,500			
	明石機械	自動車	811	2/18	3/20	集				賃金カーブ維持分 +6,000円			定昇+賃金制度移行 行分				5,500円	
	ダイキン工業	JAM	6,307	2/24	3/19	集			326,427	平均11,000円			平均9,500円				平均8,000円	
	村田機械	JAM	1,739	2/24	3/18	集			303,003	構造維持分6,000 円+ベア了4,000円			構造維持分6,000 円+ベア了1,250円				構造維持分6,000 円+ベア了1,500円	
	ナブテスコ	JAM	1,707	2/24	3/19	集	35歳	310,000	313,082	構造維持分5,762 円+ベア了6,082円	35歳	314,000	構造維持分5,762 円+ベア了/手当 2,153円				構造維持分5,762 円+ベア了2,000円	
近畿車輛	JAM	714	2/24	3/30	集	35歳	280,770	292,395	構造維持分5,700 円+ベア了9,000円			構造維持分5,700 円+ベア了500円				構造維持分5,700 円+ベア了500円		
カワサキオート	JAM	3,700	2/24	3/18	集	30歳	258,300	278,000	構造維持分4,300 円+ベア了4,100円	30歳	259,000	構造維持分4,300 円+ベア了1,600円				構造維持分4,300 円+ベア了600円		
三社電機	JAM	564	2/23		集	35歳	263,750	303,000	構造維持分5,400 円+改善分9,000円			構造維持分5,400 円+改善分3,000円				構造維持分5,400 円+改善分1,500円		
大阪機工	JAM	371	2/24	3/17	集	35歳	252,800	269,531	構造維持分5,600 円+ベア了7,600円	35歳	253,500	構造維持分5,600 円+ベア了700円				平均5,000円		
栗本鉄工所	JAM	1,136	2/18	3/18	集	35歳	278,170	314,986	構造維持分5,873 円+ベア了9,000円	35歳	278,670	構造維持分5,873 円+ベア了500円				構造維持分+ベア 1,500円(4月実施)		

地域	単組	産別	組合員数	要求日	回答日	集約方向	要求				回答				昨年実績		
							ベース		引き上げ額	個別賃金		引き上げ額	個別賃金		引き上げ額	個別賃金	
							個別賃金	水準		平均賃金	銘柄		水準	銘柄		銘柄	水準
							銘柄	水準	水準	水準	水準	水準	水準	水準			
	合同製鐵	基幹	630	—	—	—			2年済み							(個別) 2014年度 - 2015年度 -	
	(J F E 条鋼)	基幹	1,278	2/20	3/24	集			(再要求) 3,500円							(平均) 2014年度1,000円 2015年度 -	
	淀川製鋼所	基幹	1,012	2/24	3/19	集		266,962	2,000円							(平均) 2014年度1,000円 2015年度1,000円	
	山陽特殊鋼	基幹	1,273	2/20	3/18	集		282,549	2年済み							(個別) 2014年度1,000円 2015年度1,000円	
	(日本冶金工業)	基幹	841	2/25	3/19	集			2年済み							(平均) 2014年度 - 2015年度 -	
	(日鐵住金建材)	基幹	638	2/23	3/23	集		244,440	2年済み							(平均) 2014年度1,000円 2015年度1,000円	
	(J F E 物流)	基幹	1,781	—	—	—		250,000	2年済み							(平均) 2014年度1,000円 2015年度1,000円	
	日鐵住金ユナイ テッド和歌山	基幹	740	2/27	3/25	集		269,552	2年済み							(平均) 2014年度 900円 2015年度 900円	
	(産業振興)	基幹	638	2/25	3/25	集			2年済み							(平均) 2014年度 - 2015年度 -	
	(ジャパ・ソマリオン テッド)	基幹	4,196	2/25	3/18	集		284,057								2016年度以降で 業績本格的回復局 面において、賃金 改善(2,000円/人) を実施	
	川重冷熱	基幹	393	2/25	3/25	集		293,530	2年済み							(平均) 2014年度 500円 2015年度 500円	
	西菱エンジニアリング	基幹	395	2/20	3/18	集		308,446	2年済み							(平均) 2年分として 2014年度1,900円	

近畿

地域	単組	産別	組合員数	要求日	回答日	集約方向	要求				回答				昨年実績		
							ベース		引き上げ額		個別賃金		引き上げ額		個別賃金		引き上げ額
							個別賃金	水準	平均賃金	引き上げ額	銘柄	水準	銘柄	水準			
近畿	日本精鉱中瀬	基幹	58	2/24	3/24	集			260,362	3,500円			1,000円			(平均) 1,000円	
	(東亜建設工業)	基幹	1,152	4/9	4/23	集				若年層の賃金体系見直し			事務・技術初任給10,000円増、1～4級5,000円増、5級4,000円増、6級3,000円増			(平均) -	
	(東亜道路)	基幹	757	4/13	4/22	集	総合職30歳ホ・イト	275,000			2,800円					(平均) 1,500円	
	タツタ電線	電線	376	2/24	3/19	集	35歳個別賃金	276,400			6,000円					0	
	古河A S	電線	679	2/24	3/20	集	35歳個別賃金	288,100			6,000円			平均2,443円	35歳個別賃金	平均1,000円以上	
	東邦工業	自動車	200	2/25	3/30	集				賃金改善分3,486円	賃金改善分			賃金改善分1,000円		賃金改善分200円	
	ヒラタ精機	自動車	243	2/25	3/28	集				賃金改善分2,700円	賃金改善分			賃金改善分1,800円		賃金改善分1,048円	
	広島ｱﾙﾐﾈｰｼﾞｱﾝ	自動車	1,440	2/23	3/26	集				賃金改善分7,023円	賃金改善分			賃金改善分2,000円		賃金改善分1,100円	
	ﾌﾞﾙﾀﾞｲﾝ	自動車	1,055	2/25	3/26	集				賃金改善分6,075円	賃金改善分			賃金改善分1,000円		賃金改善分500円	
	ｸﾞｲｷﾞｮｰｼﾞｮﾝ	自動車	1,810	2/25	3/24	集				賃金改善分6,000円	賃金改善分			賃金改善分1,100円		賃金改善分500円	
中国・四国	ヒルタ工業	自動車	748	2/25	3/25	集				7,809円				4,309円		賃金改善分500円	
	全矢崎	J A M	6,544	2/17	3/18	集				構造維持分6,000円+ベア5,824円			構造維持分6,000円+ベア2,800円			構造維持分6,500円+ベア2,366円	
	日本製鋼所	J A M	1,702	2/25	3/19	集				構造維持分5,000円+ベア5,000円			構造維持分5,000円+ベア2,500円			-	
	ﾎﾝﾀﾞ	J A M	900	2/16	3/18	集			324,303	構造維持分5,653円+ベア3,200円			構造維持分5,653円+ベア1,600円			構造維持分5,550円+ベア1,000円	
	ﾀﾞﾀﾞﾉ	J A M	1,164	3/2	3/20	集	35歳	271,000	312,270	構造維持分5,000円+ベア3,000円		35歳	273,000	構造維持分5,000円+ベア2,000円		構造維持分+ベア2,000円	
	太平洋工業	J A M	1,378	2/24	3/24	集			264,163	構造維持相当分4,300円+ベア6,300円			構造維持相当分4,300円+ベア1,700円			構造維持分4,300円+ベア1,000円	
	(J F E 条鋼)	基幹	1,278	2/20	3/24	集				(再要求) 3,500円				1,000円		(平均) 2014年度1,000円 2015年度 -	

地域	単組	産別	組合員数	要求日	回答日	集約方向	要求				回答				昨年実績		
							ベース		引き上げ額	個別賃金		引き上げ額	個別賃金		個別賃金		引き上げ額
							個別賃金	水準		平均賃金	個別賃金		水準	個別賃金	水準		
							銘柄	水準	銘柄	銘柄	銘柄	銘柄	銘柄	銘柄	銘柄	銘柄	銘柄
	東洋鋼鈑	基幹	755	2/9	3/18	集	35歳17年	300,900	3,000円	35歳17年	3,000円	3,000円			(平均) 2014年度3,000円 2015年度 -		
	(淀川製鋼所)	基幹	1,012	2/24	3/19	集	35歳17年	266,962	2,000円			初任賃金を一律 1,000円増額			(平均) 2014年度1,000円 2015年度1,000円		
	新日本電工	基幹	314	2/20	3/19	集	35歳17年	246,775	2年済み			2年済み			(個別) 2014年度1,000円 2015年度1,000円		
	(JFE物流)	基幹	1,781	-	-	-	35歳17年	250,000	2年済み			2年済み			(平均) 2014年度1,000円 2015年度1,000円		
	内海造船	基幹	644	2/26	3/26	集		265,193	(2014年からの継 続協議)			1,000円			(平均) 2014年度1,000円 2015年度継続協議		
	サノヤス	基幹	570	2/26	3/26	集		246,959	2年済み			2年済み			(平均) 2年分として 2014年度1,000円		
	尾道造船	基幹	364	2/26	3/26	集		248,234	2年済み			2年済み			(平均) 2014年度1,000円 2015年度1,000円		
	(ジャパニマシナリー アット)	基幹	4,196	2/25	3/18	集		284,057									
	(IHI運搬機 械)	基幹	1,114	2/23	3/23	集		282,835	2年済み			2年済み			(平均) 2014年度1,000円 2015年度1,000円		
	(東亜重鉛)	基幹	569	2/27	5/21	集		246,539	3,500円			-					
	(東亜建設工業)	基幹	1,152	4/9	4/23	集			若年層の賃金体系 見直し			事務・技術初任給 10,000円増、 1～4級5,000円増 5級4,000円増 6級3,000円増			(平均) -		
	(東亜道路)	基幹	757	4/13	4/22	集	総合職 30歳ホイント	275,000	2,800円			-			(平均) 1,500円		

中国・四国

地域	単組	産別	組合員数	要求日	回答日	集約方向	要求				回答				昨年実績		
							ベース		引き上げ額	個別賃金		引き上げ額	個別賃金		引き上げ額	個別賃金	
							個別賃金	水準		平均賃金	銘柄		銘柄	水準		銘柄	水準
							銘柄	水準	水準	水準	水準	水準	水準	水準			
九州	トヨタ自動車九州	自動車	7,006	2/18	3/18	集			賃金制度維持分+6,000円(賃金制度向上分)		賃金制度維持分+2,000円(賃金制度向上分)				平均基準内賃金で4,750円。(賃金制度改善分1,000円を含む)		
	ホンダロック	自動車	806	2/18	3/19	集			制度維持分+6,000円(賃金改善分)		制度維持分				賃金改善分1,490円		
	ダイハツ九州	自動車	2,530	2/18	3/19	集			賃金体系維持分+賃金改善分6,000円		賃金体系維持分+賃金改善分1,100円				賃金体系維持		
	日本ケンカガシ	JAM	349	2/24	3/13	集			構造維持分5,160円+ベア2,000円		構造維持分5,160円+ベア500円				構造維持分5,160円		
	(日鐵住金建材)	基幹	638	2/23	3/23	集	35歳17年	244,440	2年済み		2年済み				(平均)2014年度1,000円 2015年度1,000円		
	(産業振興)	基幹	638	2/25	3/25	集			2年済み		2年済み				(平均)2014年度- 2015年度-		
	大島造船	基幹	1,035	2/26	3/26	集		223,851	2年済み		2年済み				(平均)2014年度- 2015年度-		
	名村造船	基幹	831	2/26	3/26	集		252,535	2年済み		2年済み				(平均)2014年度1,000円		
	(ジャパソマリンエナジー)	基幹	4,196	2/25	3/18	集		284,057							2016年度以降で業績本格的回復局面において、賃金改善(2,000円/人)を実施		
	三菱長崎機工	基幹	251	2/26	3/31	集		288,720							(平均)1,000円		
(東亜建設工業)	基幹	1,152	4/9	4/23	集			若年層の賃金体系見直し		事務・技術初任給10,000円増、円増1~4級5,000円増 5級4,000円増 6級3,000円増				(平均)-			
(東亜道路)	基幹	757	4/13	4/22	集	総合職 30歳未満	275,000	2,800円		-				(平均)1,500円			
(OCC)	電線	218	2/24	3/19	集	35歳個別賃金	287,130	6,000円		35歳個別 301,967	2,000円			-			

②一時金

地域	単組	産別	ベース	要求		回答		昨年実績	
				金額	月数	金額	月数	金額	月数
	ルネサスグループ 連合・ルネサス レトロエクス	電機	285,641	夏季933,200円	夏季2.7ヵ月×1.21 (3.267ヵ月)	夏季898,700円	夏季2.6ヵ月×1.21 (3.146ヵ月)	夏季740,500円	夏季2.5ヵ月
	シノボコテクノロジーズグループ・ シノボコテクノロジーズ	電機	278,680	年間1,114,700円	年間4.0ヵ月	年間1,114,800円	年間4.0ヵ月	年間1,039,000円	年間3.8ヵ月
	日新労連・日新電機	電機	300,276	年間1,651,518円	年間5.5ヵ月	年間1,563,000円	年間5.2ヵ月	年間1,580,810円	年間5.3ヵ月
	ダイヘン	電機	271,300	年間1,519,280円	年間5.6ヵ月	年間1,465,020円	年間5.4ヵ月	年間1,392,997円	年間5.2ヵ月
	山洋電気	電機	265,102	年間1,325,510円	年間5.0ヵ月	夏季689,265円	夏季2.6ヵ月	夏季522,284円	夏季2.0ヵ月
	東光高岳	電機	314,722	年間1,258,888円	年間4.0ヵ月	年間991,375円	年間3.15ヵ月	年間1,030,375円	年間3.15ヵ月
	岩崎電気	電機	324,944	年間1,624,720円	年間5.0ヵ月	年間1,332,274円	年間4.1ヵ月+α(0.2)	年間1,221,104円	年間4.0ヵ月
	ヤマハグループ 労連・ヤマハ	電機	352,492	年間1,762,000円	年間5.0ヵ月	年間1,762,000円	年間5.0ヵ月	年間1,668,000円	年間4.8ヵ月
	JVCケンウッド グループ 労連	電機	351,617	年間1,758,085円	年間5.0ヵ月	年間1,406,468円	年間4.0ヵ月	年間1,090,342円	年間3.2ヵ月
	C&D 労協	電機	340,680	年間1,430,856円	年間4.2ヵ月	年間1,226,448円	年間3.6ヵ月+α	年間1,341,648円	年間4.0ヵ月
	オムロングループ 労 連・オムロン	電機		業績連動方式		年間2,127,000円	年間5.95ヵ月	年間2,104,000円	年間6.0ヵ月
	日本無線	電機		業績連動方式		年間1,814,736円	年間5.3ヵ月	年間1,777,710円	年間5.3ヵ月
	アドバンテス	電機		業績連動方式		夏季1,115,909円	夏季3.2ヵ月	夏季342,991円	夏季1.0ヵ月
	岩通労連・岩通	電機	320,569	年間1,282,276円	年間4.0ヵ月	年間961,707円	年間3.0ヵ月	年間954,306円	年間3.0ヵ月
	S C S K	電機	322,343	夏季695,472円	夏季2.1ヵ月	夏季707,198円	夏季2.19ヵ月	夏季661,597円	夏季2.08ヵ月
	日本電気硝子	電機		業績連動方式		年間1,366,844円	年間4.261ヵ月	年間1,338,686円	年間4.202ヵ月
	サンケン電気	電機	347,703	年間1,599,434円	年間4.6ヵ月	夏季747,561円	夏季2.15ヵ月	夏季687,290円	夏季2.0ヵ月
	SMK	電機		業績連動方式		年間1,812,870円	年間5.48ヵ月	年間1,679,520円	年間5.22ヵ月
	I D E C	電機		業績連動方式		夏季639,002円	夏季2.0ヵ月	夏季638,841円	夏季2.0ヵ月
	ホシデン	電機		業績連動方式			夏季1.9ヵ月		夏季1.9ヵ月
	帝国通信工業	電機	304,988	年間1,552,735円	年間5.0ヵ月	年間1,171,955円	年間3.8ヵ月	年間1,029,348円	年間3.4ヵ月
	本多通信工業	電機			年間4.0ヵ月	年間1,210,482円	年間3.88ヵ月	夏季467,433円	夏季1.5ヵ月

地域	単組	産別	ベース	要求		回答		昨年実績	
				金額	月数	金額	月数	金額	月数
北海道・東北	トヨタ自動車北海道	自動車		年間5ヵ月+10万円	年間5.0ヵ月+10万円	年間5.0ヵ月+10万円	年間5.0ヵ月+3万円		
	庄内ヨロズ	自動車		年間5.2ヵ月	年間4.8ヵ月	年間5.2ヵ月	年間5.2ヵ月		
	ケーヒン	自動車		年間5.4ヵ月	年間5.4ヵ月	年間5.4ヵ月	年間5.4ヵ月		
	スズキ部品秋田	自動車		年間5.7ヵ月	年間5.4ヵ月	年間5.4ヵ月	年間5.3ヵ月		
	TBK	自動車		年間5ヵ月	年間4.0ヵ月+10,000円	年間4.0ヵ月+10,000円	年間5.0ヵ月		
	NOKグループエオン	JAM			年間5.3ヵ月	年間1,700,000円	年間1,675,000円	年間5.3ヵ月	
	日本製鋼所	JAM	247,794	年間4.4ヵ月	年間4.3ヵ月	年間1,095,000円	年間1,095,000円	年間4.4ヵ月	
	日立AMS第三支部	JAM	303,200	年間5.7ヵ月	年間5.4ヵ月+30,000円	年間1,667,280円	年間1,601,000円	年間5.2ヵ月+3万円	
	(JFE条鋼)	基幹		業績連動		年間1,660,000円	年間1,330,000円		
	(新日本電工)	基幹		業連カーブ見直し		年間1,390,000円	年間1,400,000円		
(日鐵住金建材)	基幹	259,240	年間1,600,000円		年間1,340,000円	年間1,500,000円			
産業振興	基幹		年間1,500,000円		年間1,280,000円	年間1,320,000円			
(東亜鉛)	基幹	246,539	年間1,500,000円		年間1,400,000円	年間1,100,000円			
(東亜建設工業)	基幹		年間1,300,000円		年間130万円+特別賞与10万円	年間1,050,000円			
(東亜道路)	基幹	275,000	年間4.8ヵ月	年間4.8ヵ月+特別加算		年間1,987,000円			
京三電機	自動車			年間5.55ヵ月	年間5.55ヵ月	年間5.4ヵ月			
GKNドライブシャフトジャパン	自動車			年間4.7ヵ月	年間4.5ヵ月	年間4.5ヵ月	年間4.5ヵ月+12,000円		
ミツバ	自動車			年間5.2ヵ月	年間5.2ヵ月	年間5.0ヵ月			
本田金属	自動車			年間5.1ヵ月	年間4.0ヵ月+33万円	年間5.3ヵ月			
日本電産エレシス	自動車			年間5.9ヵ月	年間5.2ヵ月	年間5.6ヵ月			
宝栄工業	自動車			年間5ヵ月	-	年間3.8ヵ月			
富士機械	自動車			年間5.0ヵ月	年間5.0ヵ月	年間4.9ヵ月			
東亜工業	自動車			年間5.0ヵ月+0.4ヵ月	年間5.4ヵ月	年間5.2ヵ月			
自動車部品工業	自動車			年間5.4ヵ月	年間5.4ヵ月	年間5.2ヵ月			
澤藤電機	自動車			年間4.5ヵ月	年間4.05ヵ月	年間4.0ヵ月			
ソーシン	自動車			年間5ヵ月	年間4.8ヵ月	年間4.75ヵ月			
NOKグループエオン	JAM			年間5.3ヵ月	年間5.3ヵ月	年間1,675,000円	年間5.3ヵ月		
サンデン	JAM		夏季交渉		年間1,700,000円	年間1,500,000円	年間4.8ヵ月		
市光工業	JAM	-		年間4.6ヵ月	年間4.6ヵ月+10,000円	年間1,249,067円	年間4.2ヵ月		

地域	単組	産別	ベース	要求		回答		昨年実績	
				金額	月数	金額	月数	金額	月数
北 関 東	(J F E 炭鋼)	基幹		業績連動		年間1,660,000円		年間1,330,000円	
	(大同特殊鋼)	基幹	303,519	業績連動		年間1,490,000円		年間1,430,000円	
	(日鐵住金建材)	基幹	259,240	年間1,600,000円		年間1,340,000円		年間1,500,000円	
	東邦亜鉛	基幹	246,539	年間1,500,000円		年間1,400,000円		年間1,100,000円	
	沖電線	電線			年間5.00ヵ月	年間1,153,000円	年間4.11ヵ月	年間1,105,000円	年間3.96ヵ月
	OCC	電線			年間5.00ヵ月	年間1,101,342円	年間4.10ヵ月	年間1,069,262円	年間4.02ヵ月
	(住友電装)	電線			年間5.20ヵ月	年間1,460,000円	年間5.053ヵ月	年間1,425,000円	年間5.02ヵ月
	日産車体	自動車			年間5.3ヵ月	年間1,842,000円		年間1,799,000円	
	カルソニックカンセイ	自動車			年間5.5ヵ月		年間5.1ヵ月		年間5.1ヵ月
	ファルテック	自動車			年間4.2ヵ月		年間4.0ヵ月		年間4.0ヵ月
	河西工業	自動車			年間5.1ヵ月	年間1,400,000円		年間1,350,000円	
	タチエス	自動車				年間1,050,000円 +業績		年間107万円 +業績	
	ショーワ	自動車			年間5.3ヵ月		年間5.3ヵ月		年間5.4ヵ月
	八千代工業	自動車			年間5.0ヵ月		年間4.2ヵ月		年間5.1ヵ月
日本発条	自動車			年間6.2ヵ月		年間5.5ヵ月+α		年間5.5ヵ月+α	
曙ブレーキ工業	自動車			年間5ヵ月		年間4.5ヵ月 +12,000円		年間4.75ヵ月 +2.5万円	
ニツキ	自動車			年間4.1ヵ月		年間3.6ヵ月		年間3.4ヵ月+α	
NOKグループエオン	JAM				年間1,700,000円	年間5.3ヵ月	年間1,675,000円	年間5.3ヵ月	
カシオ	JAM	371,001		年間2,151,800円	年間2,022,000円	年間5.45ヵ月	年間1,930,360円	年間5.2ヵ月	
ボッシュ	JAM			年間：業績連動 (固定3.0ヵ月+業績)		年間：業績連動 (年間5.975ヵ月)	年間業績連動 (年間5.0ヵ月)		
東芝機械	JAM	278,000		年間1,362,200円		年間4.1ヵ月	年間1,384,640円	年間4.2ヵ月	
日本電子連合	JAM	356,535		年間1,604,408円	年間1,586,408円	年間4.5ヵ月	年間1,521,776円	年間4.4ヵ月	
リケン	JAM	296,637		年間1,500,000円	年間1,430,000円	年間4.94ヵ月	年間1,430,000円	年間5.03ヵ月	
ダイキン工業	JAM	337,427		年間1,900,000円	年間1,900,000円	年間5.66ヵ月	年間1,770,000円 +100,000円 (90周年祝い金)	年間5.33ヵ月 +100,000円 (90周年祝い金)	
日立AMS第三支部	JAM	303,200		年間1,728,240円	年間1,667,280円	年間5.4ヵ月+30,000円	年間1,601,000円	年間5.2ヵ月+3万	
ミツミノエオン	JAM	315,611		年間1,578,035円	年間1,294,005円	年間4.1ヵ月	年間1,234,544円	年間4.0ヵ月	
スタンレー電気	JAM	294,814		年間1,682,000円	年間1,630,000円	年間5.705ヵ月	年間1,680,000円	年間5.7ヵ月	

地域	単組	産別	ベース	要求		回答		昨年実績	
				金額	月数	金額	月数	金額	月数
関東	マキノ	J AM	279,719	年間1,525,217円	年間5.2ヵ月	年間1,436,096円	年間5.0ヵ月	年間1,066,208円	年間3.8ヵ月
	オイレス	J AM	381,152		年間5.7ヵ月	年間2,080,000円	年間5.5ヵ月	年間2,080,000円	年間5.55ヵ月
	KYB	J AM	292,554	年間1,492,000円	年間5.00ヵ月		年間4.6ヵ月+α		年間5.0ヵ月+α
	JVCケンウッド	J AM	351,617	年間1,758,100円	年間5.00ヵ月		年間4.0ヵ月 (夏1.75/冬2.25)		年間3.2ヵ月
	市光工業 (合同製鐵)	J AM	-		年間4.6ヵ月		年間4.6ヵ月+10,000円	年間1,249,067円	年間4.2ヵ月
	JFE 桑鋼	基幹		業績連動		夏季 620,000円		夏季 450,000円	
	(淀川製鋼所)	基幹	294,111	業績連動		年間1,660,000円		年間1,330,000円	
	日本冶金工業	基幹		業績連動		夏季 675,000円		夏季 745,000円	
	(新日本電工)	基幹		業績連動		年間 700,000円		上期 300,000円	
	日鐵住金建材	基幹	259,240	業績連動	業連カーブ見直し	年間1,390,000円		年間1,400,000円	
	JFE 物流	基幹	250,000	業績連動		年間1,340,000円		年間1,500,000円	
	ジャパンプマリンユナイ テッド	基幹	284,047	業績連動		年間1,690,000円		年間1,600,000円	
	IHI 運搬機械	基幹	282,835	年間40万円+4ヵ月		年間37万円+4ヵ月	年間3.5ヵ月+α	年間40万円+4ヵ月 +協力金3万円	年間3.5ヵ月+α
JFE エンジニアリング (東邦亜鉛)	基幹	306,510	業績連動		年間1,780,000円		年間1,660,000円		
JX 日鉱日石コイルセ ンター	基幹	246,539	年間1,500,000円		年間1,400,000円		年間1,100,000円		
エクサ	基幹	274,000	業績連動		年間1,062,882円	(冬夏型)	年間1,048,000円		
東亜建設工業	基幹		業績連動		年間1,410,000円		年間1,350,000円		
東亜道路	基幹	275,000	年間1,300,000円		年間130万円 +特別賞与10万円		年間1,050,000円		
(第一建設) (住友電装)	基幹	289,000		年間 4.8ヵ月 年間 7.5ヵ月		年間4.8ヵ月+特別加算 年間 6.2ヵ月+α	年間1,987,000円		
アイシン軽金属	電線			年間5.20ヵ月	年間1,460,000円	年間5.053ヵ月	年間1,425,000円	年間5.02ヵ月	
アイソ・エイ・ダブリュー工業	自動車			年間5.4ヵ月		年間5ヵ月+0.3ヵ月		年間5.4ヵ月	
アート	自動車			年間5.8ヵ月		年間5.8ヵ月		年間5.8ヵ月	
浅間技研	自動車			年間5.2ヵ月		年間5.1ヵ月		年間5.2ヵ月	
田中精密	自動車			年間5.0ヵ月		年間3.6ヵ月+α (α=0.2ヵ月)		年間3.6+0.2ヵ月	
				年間5.4ヵ月		年間5.0ヵ月		年間5.2ヵ月	

地域	単組	産別	ベース	要求		回答		昨年実績	
				金額	月数	金額	月数	金額	月数
北陸・信越	パジェロ製造	自動車			年間5.3ヵ月		年間5.3ヵ月		年間4.8ヵ月
	スズキ部品富山	自動車			年間5.7ヵ月		年間5.4ヵ月		年間5.3ヵ月
	ジェイ・バス	自動車		月数要求として年間5ヵ月+0.2ヵ月。金額要求として年末一時金に一律30,000円	年間5.2ヵ月+30,000円(一律)		年間5.2ヵ月+30,000円(一律)		年間5.0ヵ月
	盟和産業	自動車			年間5ヵ月		年間4.45ヵ月+α		年間4.35ヵ月+α
	リケン	JAM	296,637	年間1,500,000円	年間5.06ヵ月	年間1,430,000円	年間4.94ヵ月	年間1,430,000円	年間5.03ヵ月
	T P R	JAM			年間5.2ヵ月	年間1,480,000円+α	年間4.82ヵ月+α	年間1,561,600円	年間5.04ヵ月
	津田駒工業	JAM			半期2.5ヵ月	半期520,000円	半期1.762ヵ月	半期560,000円	半期：1.86ヵ月
	コ罗纳	JAM		年間：業績連動+業績リンク	年間4.00ヵ月			年間1,080,572円+1.3ヵ月	年間4.0ヵ月+1.3ヵ月
	多摩川精機	JAM	342,012	半期855,030円	半期2.5ヵ月	半期633,958円	半期1.9ヵ月	半期615,760円	半期1.85ヵ月
	不二越	JAM	258,369		年間5.7ヵ月		年間5.7ヵ月		年間5.0ヵ月
	(新日本電工)	基幹		業連カーブ見直し		年間1,390,000円		年間1,400,000円	
	I H I 回転機械	基幹	272,903		年間 5.7ヵ月		年間 4.5ヵ月+特別協力金2万円		年間4ヵ月
	(東亜建設工業)	基幹		年間1,300,000円		年間130万円+特別賞与10万円		年間1,050,000円	
	(東亜道路)	基幹	275,000		年間 4.8ヵ月		年間4.8ヵ月+特別加算	年間1,987,000円	
第一建設	基幹	289,000		年間 7.5ヵ月		年間 6.2ヵ月+α	年間1,861,000円		
(沖電線)	電線			年間5.00ヵ月	年間1,153,000円	年間4.11ヵ月	年間1,105,000円	年間3.96ヵ月	
東京特殊電線	電線			年間5.00ヵ月	年間1,264,412円	年間4.00ヵ月(最低保障方式)	年間1,106,399円(最低保障方式)	年間3.50ヵ月(最低保障方式)	
古河ケーブル	電線			年間5.00ヵ月	年間1,035,150円	年間4.02ヵ月	年間1,075,200円	年間4.04ヵ月	
トヨタ自動車東日本	自動車			年間5.3ヵ月		年間5.3ヵ月		年間5.5ヵ月	
アスモ	自動車			年間5.3ヵ月		年間5.3ヵ月		年間5.4ヵ月	
愛三工業	自動車			年間5.4ヵ月	年間1,690,000円			年間5.2ヵ月	
シロキ工業	自動車			年間5.0ヵ月		年間4.65ヵ月		年間4.65ヵ月	
中央発条	自動車			年間5.0ヵ月	年間129.4万円		年間127.6万円		
津田工業	自動車			年間5.0ヵ月		年間4.6ヵ月		年間4.9ヵ月	
大豊工業	自動車			年間5.2ヵ月	年間1,405,000円			年間5.0ヵ月	
三五	自動車			年間5.0ヵ月		年間5.0ヵ月		年間5.0ヵ月	
豊田鉄工	自動車			年間5.5ヵ月		年間5.1ヵ月		年間5.5ヵ月	

単組	産別	ベース	要求		回答		昨年実績	
			金額	月数	金額	月数	金額	月数
岐阜車体工業	自動車			年間5.5ヵ月		年間5.5ヵ月	年間5.48ヵ月	
中庸スプリング	自動車			年間5.0ヵ月		年間5.0ヵ月	年間5.1ヵ月	
林テレンプ	自動車			年間5.2ヵ月		年間5.0ヵ月	年間5.0ヵ月	
セキソー	自動車			年間5.0ヵ月		年間5.0ヵ月	年間5.0ヵ月	
ユニブレス	自動車			年間5.2ヵ月		年間5.0ヵ月+4万円	年間5.0ヵ月+4万円	
ユニバンス	自動車			年間4.8ヵ月	年間1,240,000円		年間1,280,000円	
富士機工	自動車			年間4.7ヵ月		年間4.6ヵ月	年間4.5ヵ月	
今仙電機	自動車			年間5.1ヵ月		年間5.1ヵ月	年間5.1ヵ月	
ユタカ技研	自動車			年間5.2ヵ月		年間5.2ヵ月	年間5.3ヵ月	
柳河精機	自動車			年間3.8ヵ月		年間3.5ヵ月	年間3.8ヵ月	
ヤマモーター・グループ・ロダック	自動車			年間5.8ヵ月		年間5.8ヵ月	年間5.5ヵ月	
日本特殊陶業	自動車			年間6.7ヵ月		年間6.0ヵ月+20万円	年間5.5ヵ月+α	
大同メタル	自動車			年間5.7ヵ月		年間5.3ヵ月	年間4.8ヵ月+α	
NOKグループ・エコシ	JAM				年間1,700,000円	年間5.3ヵ月	年間1,675,000円	
全矢崎	JAM			年間1,560,000円	年間5.02ヵ月	年間5.02ヵ月	年間1,520,000円	
東芝機械	JAM	278,000		年間1,362,200円	年間4.9ヵ月	年間4.1ヵ月	年間4.2ヵ月	
小糸製作所	JAM	302,588		年間1,819,900円	年間5.8ヵ月	年間5.8ヵ月	年間1,384,640円	
村田機械	JAM			年間1,565,000円	年間5.0ヵ月	年間5.1ヵ月	年間1,576,920円	
浜松ホトニクス	JAM	258,369			年間5.5ヵ月	年間5.3ヵ月	年間5.1ヵ月	
ナブテスコ	JAM	306,946		年間：業績連動	←決算後に労使で確認(5月)	年間：6.98ヵ月	年間2,000,000円	
フジオーゼックス	JAM	288,595		年間：1,154,380円+α	年間4.00ヵ月+業績リンク		年間1,165,176円	
ホシザキ電機	JAM			年間：業績連動			年間業績連動	
オーエスジー	JAM			半期：業績連動				年間6.4ヵ月
村上開明堂	JAM	288,332		年間1,499,326円	年間5.20ヵ月	年間4.80ヵ月	年間1,388,200円	
KYB	JAM	292,554		年間1,492,000円	年間5.00ヵ月	年間4.6ヵ月+α	年間5.0ヵ月+α	
CKD	JAM	290,816		半期770,000円	半期2.65ヵ月	半期2.65ヵ月	半期750,000円	
大同特殊鋼	基幹	303,519		業績連動			年間1,430,000円	
愛知製鋼	基幹	312,572		年間1,510,000円			年間1,360,000円	
(JFE物流)	基幹	250,000		業績連動			年間1,600,000円	
(産業振興)	基幹			年間1,500,000円			年間1,320,000円	

地域	単組	産別	ベース	要求		回答		昨年実績	
				金額	月数	金額	月数	金額	月数
東海	(シヤハンマシナエナ行ツト)	基幹	284,047	業績連動		年間37万円+4ヵ月	年間3.5ヵ月+α	年間40万円+4ヵ月 +協力金3万円	年間3.5ヵ月+α
	(IHI 運搬機械)	基幹	282,835	年間40万円+4ヵ月		年間1,780,000円		年間1,660,000円	
	(JFEエンジニアリング)	基幹	306,510	業績連動		年間57.8万円+4ヵ月		年間50.3万円+4ヵ月	
	中菱エンジニアリング	基幹	295,975	年間57.8万円+4ヵ月		年間130万円 +特別賞与10万円		年間1,050,000円	
	(東亜建設工業)	基幹		年間1,300,000円				年間1,987,000円	
	(東亜道路)	基幹	275,000		年間4.8ヵ月			年間1,425,000円	
	住友電装	電線			年間5.20ヵ月	年間1,460,000円	年間5.053ヵ月		
	明石機械	自動車			年間5.0ヵ月+0.3ヵ月		年間4.7ヵ月+5万円 (改革やり切り原資 分)		年間4.8+改革加速原資 0.2ヵ月+α
	ダイキン工業	JAM	337,427		年間5.63ヵ月	年間1,900,000円	年間5.66ヵ月	年間1,770,000円 +100,000円 (90周年祝い金)	年間5.33ヵ月 +100,000円 (90周年祝い金)
	村田機械	JAM			年間5.0ヵ月	年間1,565,000円	年間5.1ヵ月	年間1,576,920円	年間5.1ヵ月
近畿	ナブテスコ	JAM	306,946	年間：業績連動	←決算後に労使で確認 (5月)	年間：2,150,000円	年間：6.98ヵ月	年間2,000,000円	年間6.51ヵ月
	近畿車輛	JAM	292,359	年間1,500,000円	年間5.0ヵ月	年間1,120,000円	年間3.75ヵ月	年間1,120,000円	年間3.75ヵ月
	カワサキオート	JAM	255,000	年間1,530,000円	年間6.0ヵ月	年間1,300,000円	年間5.11ヵ月	年間1,496,000円	年間5.5ヵ月
	三社電機	JAM	303,090	年間1,667,000円	年間5.5ヵ月	年間1,516,000円	年間5.0ヵ月	年間1,496,000円	年間5.0ヵ月
	大阪機工	JAM	274,167	年間1,233,752円	年間4.5ヵ月	半期580,000円	半期2.12ヵ月	半期500,000円	半期1.84ヵ月
	栗本鉄工所	JAM	326,621	年間1,500,000円	年間4.59ヵ月	年間1,320,000円	年間4.04ヵ月	年間1,370,000円	年間4.25ヵ月
	合同製鐵	基幹		業績連動		夏季620,000円		夏季450,000円	
	(JFE条鋼)	基幹		業績連動		年間1,660,000円		年間1,330,000円	
	淀川製鋼所	基幹	294,111	業績連動		夏季675,000円		夏季745,000円	
	山陽特殊鋼	基幹	294,339	業績連動		年間1,700,000円		年間1,480,000円	
畿内	(日本冶金工業)	基幹		年間1,070,000円		年間700,000円		上期300,000円	
	(日鐵住金建材)	基幹	259,240	年間1,600,000円		年間1,340,000円		年間1,500,000円	
	(JFE物流)	基幹	250,000	業績連動		年間1,690,000円		年間1,600,000円	
	日鉄住金エナイテッド 和歌山	基幹	269,552	年間1,600,000円		年間1,440,000円		年間1,360,000円	
	(産業振興)	基幹		年間1,500,000円		年間1,280,000円		年間1,320,000円	
	(シヤハンマシナエナ行ツト)	基幹	284,047	業績連動			年間3.5ヵ月+α		年間3.5ヵ月+α

地域	単組	産別	ベース	要求		回答		昨年実績	
				金額	月数	金額	月数	金額	月数
近畿	川重冷熱	基幹	293,530	年間40万円+4ヵ月		年間21万円+4ヵ月 +特別協力金2万円		年間20万円+4ヵ月	
	西菱エンジニアリング	基幹	308,446	年間60万円+4ヵ月		年間60万円+4ヵ月		年間51.1万円+4ヵ月	
	日本精敏中瀬	基幹		年間1,600,000円		年間1,600,000円		年間1,200,000円	
	(東亜建設工業)	基幹		年間1,300,000円		年間130万円 +特別賞与10万円		年間1,050,000円	
	(東亜道路)	基幹	275,000		年間4.8ヵ月		年間4.8ヵ月+特別加算	年間1,987,000円	
	タツタ電線	電線			業績連動方式		業績連動方式	年間1,331,000円	年間5.11ヵ月
	古河A.S	電線			年間5.00ヵ月	年間1,156,523円	年間4.33ヵ月	年間1,208,758円+α	年間4.62ヵ月+α
	東邦工業	自動車			年間4.0ヵ月		年間4.0ヵ月		年間3.5ヵ月
	ヒラタ精機	自動車			年間4.6ヵ月		年間4.6ヵ月		年間4.0ヵ月
	広島アルミカム	自動車			年間5.0ヵ月		年間5.0ヵ月		年間5.0ヵ月
	デルタ工業	自動車			年間5.0ヵ月		年間4.7ヵ月		年間4.8ヵ月
	ダイキョーニカワ	自動車			年間5.0ヵ月		年間5.0ヵ月 +一律7万円		年間5.0ヵ月
	ヒルタ工業	自動車			年間4ヵ月		年間3.0ヵ月		年間3.3ヵ月
	全矢崎	J A M			年間1,560,000円	年間1,560,000円	年間5.02ヵ月	年間1,520,000円	年間4.97ヵ月
	日本製鋼所	J A M	247,794		年間1,090,293円		年間4.4ヵ月	年間1,095,000円	年間4.4ヵ月
	ホシキ電機	J A M			年間：業績連動			年間業績連動	
中国・四国	タダノ	J A M	312,270	半期940,000円	半期3.00ヵ月	半期：940,000円 +協力金50,000円	半期3.00ヵ月	半期930,000円	半期3.0ヵ月
	太平洋工業	J A M				年間1,660,000円		年間1,330,000円	年間5.3ヵ月
	(J F E 条鋼)	基幹		業績連動		年間1,660,000円		年間1,330,000円	
	東洋鋼板	基幹		業績連動		年間1,603,000円		年間1,597,000円	
	(淀川製鋼所)	基幹	294,111	業績連動		夏季 675,000円		夏季 745,000円	
	新日本電工	基幹		業連カーブ見直し		年間1,390,000円		年間1,400,000円	
	(J F E 物流)	基幹	250,000	業績連動		年間1,690,000円		年間1,600,000円	
	内海造船	基幹	265,193		年間5.0ヵ月		年間2ヵ月+α		年間1.0ヵ月
	サノヤス	基幹	246,959	年間40万円+4ヵ月		年間18万円+4ヵ月		年間15万円+4ヵ月	
	尾道造船	基幹	252,435	年間40万円+4ヵ月		年間40万円+4ヵ月		年間25.5万円+4ヵ月	
(シヤブ・ソリアンエナフット)	基幹	284,047	業績連動			年間3.5ヵ月+α		年間3.5ヵ月+α	
(IHI 運搬機械)	基幹	282,835	年間40万円+4ヵ月		年間37万円+4ヵ月		年間40万円+4ヵ月 +協力金3万円		

地域	単組	産別	ベース	要求		回答		昨年実績	
				金額	月数	金額	月数	金額	月数
中国・四国九州	(東亜重鉛)	基幹	246,539	年間1,500,000円		年間1,400,000円		年間1,100,000円	
	(東亜建設工業)	基幹		年間1,300,000円		年間130万円 +特別賞与10万円		年間1,050,000円	
	(東亜道路)	基幹	275,000		年間4.8ヵ月		年間4.8ヵ月+特別加算	年間1,987,000円	
	トヨタ自動車九州	自動車			年間5ヵ月+12ヵ月		年間156万円		年間5.0ヵ月+7ヵ月
	ホンダロック	自動車			年間5.1ヵ月				年間5.3ヵ月
	ダイハツ九州	自動車			年間5.0ヵ月+0.5ヵ月				年間5.0+0.3ヵ月
	日本ケンガスタ	J A M					半期760,683円		半期業績連動
	(日鐵住金建材)	基幹	259,240		年間1,600,000円		年間1,340,000円		年間1,500,000円
	(産業振興)	基幹			年間1,500,000円		年間1,280,000円		年間1,320,000円
	大島造船	基幹	223,851		年間40万円+4ヵ月		年間33万円+4ヵ月		年間33万円+4ヵ月
	名村造船	基幹	252,535		年間51万円+4ヵ月				年間5.5ヵ月
	(ジャパソナルエイト)	基幹	284,047		業績連動				年間3.5ヵ月+α
三菱長崎機工	基幹	288,720		業績連動		年間1,400,000円		年間1,400,000円	
(東亜建設工業)	基幹			年間1,300,000円		年間130万円 +特別賞与10万円		年間1,050,000円	
(東亜道路)	基幹	275,000			年間4.8ヵ月		年間4.8ヵ月+特別加算	年間1,987,000円	
(OCC)	電線				年間5.00ヵ月	年間1,101,342円		年間1,069,262円	年間4.02ヵ月

V. 全体集計

2015年闘争 金属労協全体集計(第5回)

2015年7月24日 金属労協/JCM

(1) 賃金

① 賃金の取り組み状況

項目	構成組合数		要求組合		回答・集約組合		集約組合	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
自動車総連	1,166	741,900	1,116	737,300	1,113	736,300	1,113	736,300
電機連合	164	567,653	134	272,971	139	276,682	139	276,682
JAM	1,590	344,520	1,285	311,077	1,197	299,868	1,151	292,847
基幹労連	329	220,409	163	38,339	154	37,807	154	37,807
全電線	34	23,270	34	23,270	34	23,270	34	23,270
計・平均	3,283	1,897,752	2,732	1,382,957	2,637	1,373,927	2,591	1,366,906

(注) 1. 要求組合には、賃金制度上、定期昇給を確保しているため、賃金を要求しない組合を含む。
 2. 電機連合は、構成組合員数に、一括加盟構成組合員数を含む。要求提出済み組合員数は、一括加盟構成組合員数を含まない。
 3. 基幹労連の要求組合は、単年度の賃上げ要求組合と定期昇給要求組合の集計。2014年度に2年を1つの単位とした要求・妥結済みの組合を含まない。

② 賃上げ要求・回答引き出し・集約状況の比較(組合数)

項目	集計時点	2014年闘争①		2015年闘争②		要求組合数に対する割合	
		要求組合	うち賃上げ要求組合	要求組合	うち賃上げ要求組合	2014年	2015年
要求組合	4月上旬	2,684	2,543	2,543	2,543	—	—
	4月下旬	2,767	2,614	2,614	2,614	—	—
	5月下旬	2,842	2,668	2,668	2,668	—	—
回答・集約組合	最終集計(7月下旬)	2,895	2,732	2,732	2,732	—	—
	4月上旬	1,279	1,214	1,214	1,214	47.7%	47.7%
	4月下旬	1,894	1,777	1,777	1,777	68.4%	68.0%
集約組合	5月下旬	2,406	2,209	2,209	2,209	84.7%	82.8%
	最終集計(7月下旬)	2,798	2,637	2,637	2,637	96.6%	96.5%
	4月上旬	—	972	972	972	—	38.2%
	4月下旬	1,722	1,627	1,627	1,627	62.2%	62.2%
	5月下旬	2,317	2,109	2,109	2,109	81.5%	79.0%
	最終集計(7月下旬)	2,753	2,591	2,591	2,591	95.1%	94.8%

③ 賃上げの要求状況(単純平均)

項目	規模計		1,000人以上		300~999人		299人以下	
	要求組合	賃上げ要求額	要求組合	賃上げ要求額	要求組合	賃上げ要求額	要求組合	賃上げ要求額
自動車総連	1,116	5,881	103	6,037	260	6,024	753	5,807
電機連合	737,300	5,869	502,100	6,011	136,700	5,659	98,500	5,875
JAM	1,285	5,919	55	6,341	147	6,517	660	5,770
基幹労連	329	3,230	3	2,250	31	3,748	129	3,109
全電線	34	5,062	4	6,035	5	5,667	25	5,230
計・平均	2,732	5,705	207	6,054	487	5,994	2,031	5,578

(注) 1. 要求組合には、賃金制度上、定期昇給を確保しているため、賃金を要求しない組合を含む。
 2. 賃上げ要求組合は、賃金構造維持分・定期昇給分を上回る、ベア・賃金改善を要求した組合。
 3. 賃上げ要求額は、ベア・賃金改善分を要求した組合のみを対象とする。賃金構造維持分・定期昇給分を戻す、ベア・賃金改善分を戻すの単純平均。
 4. 電機連合の「賃上げ要求額」はベア方式：開発・設計基幹労働者賃金の集計

④ 賃上げの回答状況(単純平均)

(上段：組合数、下段：組合員数)

	規模計				
	うち賃上げ獲得		賃金構造維持分確保		
	組合数・組合員数	回答額	組合数・組合員数	賃金構造維持分確保できず	
自動車総連	1,113	1,007	801	1,632	57
	736,300	720,800	673,700	—	6,400
電機連合	139	126	94	2,683	4
	276,682	274,363	274,896	—	672
J A M	1,197	816	609	1,790	42
	299,868	263,860	227,420	—	—
基幹労連	154	154	80	1,548	0
	37,807	37,807	22,571	—	0
全電線	34	34	23	1,747	0
	23,270	23,270	20,425	—	0
計・平均	2,637	2,137	1,607	1,751	103
	1,373,927	1,320,100	1,219,012	—	—

1,000人以上

	300～999人				299人以下			
	うち賃上げ獲得		賃金構造維持分確保		うち賃上げ獲得		賃金構造維持分確保	
	組合数・組合員数	回答額	組合数・組合員数	回答額	組合数・組合員数	回答額	組合数・組合員数	回答額
自動車総連	103	100	95	1,923	1	1,577	751	1,596
	502,100	498,500	489,800	—	1,000	132,900	98,300	89,300
電機連合	42	42	39	3,095	0	2,276	52	2,100
	246,598	246,598	228,838	—	567	22,247	6,729	5,518
J A M	54	51	45	2,404	3	1,947	994	1,692
	139,433	129,744	120,951	—	3	69,214	84,770	64,902
基幹労連	3	3	2	1,880	0	2,268	120	1,339
	10,833	10,833	9,821	—	0	15,137	11,837	11,837
全電線	4	4	4	1,875	0	3,167	25	1,448
	16,642	16,642	16,642	—	0	1,548	3,517	2,235
計・平均	206	200	185	2,265	5	1,777	1,942	1,631
	915,606	902,317	866,052	—	1,000	251,222	205,153	175,074

(注) 1. 賃金構造維持分確保の組合は、賃金制度上、定期昇給を確保しているため、賃金を要求しない組合を含む。

2. 賃上げ獲得組合は、賃金構造維持分・定期昇給を上回る、ペア・賃金改善を獲得した組合。

3. 賃上回答額は、賃上げ獲得組合の平均。賃金構造維持分・定期昇給を上回る、ペア・賃金改善のみの金額。

4. 電機連合の「うち賃上げ獲得」の数値はペア方式：開発・設計基幹労働者賃金の集計。

⑤ 35歳個別賃金改定(35歳→35歳純ペア・単純平均)

	要求組合				集約組合			
	現行水準		引き上げ後水準		現行水準		引き上げ後水準	
	組合数	(円)	組合数	(円)	組合数	(円)	組合数	(円)
自動車総連	—	—	335	269,850	—	—	239	275,725
電機連合	39	273,877	39	279,560	33	278,578	33	281,194
J A M	—	—	134	272,875	—	—	101	269,612
基幹労連	6	255,676	6	257,926	6	255,676	6	255,842
全電線	20	274,339	20	279,881	9	282,774	9	286,203
計・平均	65	272,339	65	271,560	48	276,502	43	274,534

(注) 1. 「引き上げ後水準」には、34歳からの引き上げ額で取り組んでいる組合を含む。

2. 現行水準、引き上げ後水準は、現行水準の確認のみの組合を含む。

3. 集約組合の引き上げ額は、賃上げ獲得組合の平均。

4. 要求方式と回答方式が異なる場合は「要求と回答は対象組合が異なる」。

5. 電機連合はペア方式：「製品組立職基幹労働者賃金」の集計。集約組合欄の数値は賃金水準改善した組合の集計。

⑥ ⑤の規模別結果(純ペア・単純平均)

	1,000人以上		300～999人		299人以下	
	組合数	(円)	組合数	(円)	組合数	(円)
自動車総連	—	—	—	—	—	—
電機連合	23	2,820	9	2,167	1	2,000
JAM	—	—	—	—	—	—
基幹労連	0	0	3	0	3	1,000
全電線	3	2,000	2	4,000	4	1,300
計・平均	26	2,725	14	1,965	8	1,025

(注) 1. 対象は、回答・集約組合。

2. 電機連合は、製品組立職基幹労働者の賃金水準改善組合の集計。

⑦ ⑤の規模別結果(引き上げ後水準・単純平均)

	1,000人以上		300～999人		299人以下	
	組合数	(円)	組合数	(円)	組合数	(円)
自動車総連	60	302,099	85	271,741	94	262,497
電機連合	23	286,950	9	268,483	1	263,230
JAM	16	306,232	19	274,171	66	259,422
基幹労連	—	—	3	267,846	3	243,839
全電線	3	303,603	2	268,340	4	282,054
計・平均	102	299,376	118	271,727	168	259,859

(注) 1. 対象は、回答・集約組合。

2. 「引き上げ後水準」には、34歳からの引き上げ額で取り組んでいる組合を含む。

3. 現行水準の確認のみの組合を含む。

4. 電機連合はペア方式；「製品組立職基幹労働者賃金」の賃金水準改善した組合の集計

⑧ 平均賃上げ(ペア・賃金改善)

	要求組合			回答・集約組合			集約組合		
	組合数	組合員数	賃上げ額	組合数	組合員数	賃上げ額	組合数	組合員数	賃上げ額
自動車総連	169	245,533	6,148	168	245,533	1,595	168	245,533	1,595
電機連合	—	—	—	—	—	—	—	—	—
JAM	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基幹労連	109	—	3,185	104	—	1,590	104	—	1,590
全電線	12	260,096	5,089	14	254,242	1,498	14	254,242	1,498
計・平均	290	246,498	4,990	286	246,203	1,589	286	246,203	1,589
自動車総連	170,400	300,115	6,034	170,400	300,167	2,271	170,400	300,167	2,271
電機連合	—	—	—	—	—	—	—	—	—
JAM	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基幹労連	29,768	—	3,197	29,668	—	1,942	29,668	—	1,942
全電線	1,525	269,838	5,312	5,784	289,309	1,475	5,784	289,309	1,475
計・平均	201,693	299,847	5,610	205,852	299,811	2,201	205,852	299,811	2,201

(注) 1. 賃上げ額は、定昇・賃金構造維持分を除く、ペア・賃金改善分。

2. 回答・集約組合の賃上げ額は、賃上げ獲得組合の平均。

⑨ ⑤の規模別結果(ペア・賃金改善)

	1,000人以上		300～999人		299人以下	
	組合数	賃上げ額	組合数	賃上げ額	組合数	賃上げ額
自動車総連	25	1,812	56	1,580	87	1,543
電機連合	—	—	—	—	—	—
JAM	—	—	—	—	—	—
基幹労連	2	1,880	22	2,268	80	1,368
全電線	1	1,500	—	—	13	1,391
計・平均	28	1,806	78	1,774	180	1,454

(注) 1. 対象は、回答・集約組合。

2. 定昇・賃金構造維持分を除く、ペア・賃金改善分。

⑩ 平均賃上げ(定界込み)

	要求組合			回答・集約組合			集約組合		
	組合数 組合員数	ベース	賃上げ額	組合数 組合員数	ベース	賃上げ額	組合数 組合員数	ベース	賃上げ額
自動車総連	928	237,593	9,609	925	237,640	4,788	925	237,640	4,788
電機連合	50	272,412	7,733	51	271,753	5,359	51	271,753	5,359
JAM	1,279	255,329	9,456	1,192	255,926	5,321	1,146	256,272	5,366
基幹労連	23	—	5,367	20	—	3,668	20	—	3,668
全電線	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計・平均	2,280	248,415	9,439	2,188	248,496	5,081	2,142	248,522	5,100
自動車総連	565,200	285,940	10,180	564,300	286,082	6,973	564,300	286,082	6,973
電機連合	22,621	263,885	7,357	21,744	266,943	4,895	21,744	266,943	4,895
JAM	308,419	295,308	10,942	299,385	301,505	6,832	292,364	303,781	6,880
基幹労連	2,421	—	6,939	2,055	—	3,825	2,055	—	3,825
全電線	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計・平均	898,661	288,607	10,362	887,484	290,827	6,867	880,463	291,499	6,883

(注) 1. 賃上げ額は、定界・賃金構造維持分を含む。

⑪ ⑩の規模別結果(定界込み)

	1,000人以上		300～999人		299人以下	
	組合数 (円)	組合数 (円)	組合数 (円)	組合数 (円)	組合数 (円)	組合数 (円)
自動車総連	78	6,526	202	5,331	645	4,388
電機連合	3	5,814	12	5,396	22	5,313
JAM	53	7,429	137	6,453	956	5,096
基幹労連	0	—	2	6,108	18	3,525
全電線	—	—	—	—	—	—
計・平均	134	6,867	353	5,738	1,641	4,803

(注) 1. 対象は、回答・集約組合。
2. 定界・賃金構造維持分を含む。
3. 単純平均

⑫ 賃金構造維持分・定期昇給制度について(制度として)

産別名	労使確認されている		組合が把握・推計できる	
	2015年	対構成組合比	2015年	対構成組合比
自動車総連	527	45.2	506	43.4
電機連合	579,500	78.1	159,200	21.5
JAM	—	—	—	—
基幹労連	—	—	930	58.5
全電線	—	—	279,139	81.0
計	796	55.5	1,496	51.8
	808,106	82.6	448,709	58.1

(注) 1. JAMの「組合が把握・推計できる」組合員数は、「労使確認されている」組合員数・組合員数を含む。

(2)一時金

① 一時金の取り組み状況

	要求組合		業績連動方式		回答・集約組合		集約組合	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
自動車総連	1,086	729,800	11	3,800	1,071	728,000	1,071	728,000
電機連合	93	120,089	41	156,153	113	232,049	113	232,049
JAM	1,146	258,681	90	62,435	1,113	303,150	1,044	295,684
基幹労連	232	100,903	80	115,422	289	213,917	289	213,917
全電線	32	22,309	2	961	34	23,270	34	23,270
計	2,589	1,231,782	224	338,771	2,620	1,500,386	2,551	1,492,920

(注) 1. 業績連動方式で、数値が確定した組合は集約組合を含む。
 2. 電機連合の要求組合には「賃金と同時要求組合」および「別途交渉組合」の合計

② 一時金の回答状況

	回答・集約組合	平均月数(年間)		年間4.5カ 月以上5カ 月未満」ま たは「半期 2.25カ月以 上2.5カ月 未満」	年間4.5カ 月以上5カ 月未満」ま たは「半期2 カ月以上 2.25カ月未 満」	年間4カ 月未満」ま たは「半期 2カ月未 満」	前年との比較			
		組合数	(カ月)				支給ゼロ	上回る	同水準	下回る
自動車総連	1,071	1,062	4.23	319	181	234	6	407	344	317
電機連合	113	55	4.58	34	13	25	1	60	2	14
JAM	1,113	476	4.35	250	124	204		485	149	359
基幹労連	288	281	4.8	122	52	45	0	177	37	46
全電線	34	34	3.78	2	4	11	0	20	3	11
計	2,619	1,908	4.35	727	374	519	7	1,149	535	747

(注) 1. 平均月数の組合数は、平均月数を算出可能な組合数。月数の分布は、月数換算が可能な組合。前年との比較は、前年との比較が可能な組合。それぞれ対象が異なるため、合計が一致しない。

(3) 企業内最低賃金協定

① 企業内最低賃金協定の締結状況

締結組合数	
自動車総連	791
電機連合	101
J.A.M.	590
基幹労連	198
全電線	34
計	1,714

(注) 1. 協定対象者、協定方式にかかわらず、締結している組合。

② 18歳最低賃金の取り組み状況

	新規締結組合数	水準引き上げ			
		月額		時間額	
	引上げ組合数	引上げ額	引上げ組合数	引上げ額	
自動車総連	10	138	2,719	28	19
電機連合	3	81	2,019	—	—
J.A.M.	2	28	3,510	13	29
基幹労連	5	58	2,969	—	—
全電線	0	9	1,910	—	—
計	20	314	2,632	41	22

(注) 1. 新規締結組合は、協定対象者、協定方式にかかわらず、今年度新たに締結した組合。
 2. 水準引き上げ組合数、引上げ額は、今年度水準を引き上げた組合数と引上げ額の平均。
 3. 新規締結・水準引き上げは、要求・交渉によるものか、労使協議や自動改定等によるものかなど、決定方法を問わない。
 4. 18歳最低賃金協定は、18歳以上の組合員または正社員のみを対象とした協定を原則とする。

③ 全従業員協定の取り組み状況

	新規締結組合数	水準引き上げ			
		月額		時間額	
	引上げ組合数	引上げ額	引上げ組合数	引上げ額	
自動車総連	2	16	2,313	2	18
電機連合	—	—	—	—	—
J.A.M.	3	6	1,230	53	19
基幹労連	—	—	—	—	—
全電線	—	—	—	—	—
計	5	22	—	55	—

(注) 1. 新規締結組合は、協定対象者、協定方式にかかわらず、新たに締結した組合。
 2. 水準引き上げ組合数、引上げ額は、今年度水準を引き上げた組合数と引上げ額の平均。
 3. 新規締結・水準引き上げは、要求・交渉によるものか、労使協議や自動改定等によるものかなど、決定方法を問わない。

④ 18歳最低賃金協定

	締結組合数		月額		日額		時間額		156,000円以上または 987円以上の組合数
	組合数	金額	組合数	金額	組合数	金額	組合数	金額	
自動車総連	447	443	157,384	35	7,618	389	987	264	
電機連合	104	104	157,774	—	—	—	—	83	
JAM	510	455	157,569	87	7,533	169	926	298	
基幹労連	201	201	154,516	—	—	—	—	102	
全電線	32	32	155,030	—	—	—	—	19	
計	1,294	1,235	156,957	122	7,557	558	969	766	

(注) 1. 18歳最低賃金協定は、18歳以上の組合員または正社員のみを対象とした協定を原則とする。
 2. 締結組合数は、月額・日額・時間額にかかわらず、18歳最低賃金協定を締結している組合。今年度金額改定を行っていない組合を含む。
 3. 18歳最低賃金協定は、18歳以上の組合員または正社員のみを対象とした協定を原則とする。

⑤ 全従業員協定

	締結組合数		月額		日額		時間額		156,000円以上または 987円以上の組合数
	組合数	金額	組合数	金額	組合数	金額	組合数	金額	
自動車総連	527	485	157,059	35	7,618	480	938	292	
電機連合	—	—	—	—	—	—	—	—	
JAM	210	40	149,567	19	6,871	194	856	18	
基幹労連	3	1	148,000	—	—	2	850	0	
全電線	2	2	130,900	—	—	—	—	0	
計	742	528	156,375	54	7,355	676	914	310	

(注) 1. 全従業員協定は、非正規労働者を含む協定を原則とする。
 2. 締結組合数は、月額・日額・時間額にかかわらず、全従業員協定を締結している組合。今年度金額改定を行っていない組合を含む。

VI. 連合闘争結果

1. 賃金引上げ

昨年同時期比 27組合増・426円増／昨年同一組合比 1,958組合・542円増

①平均賃金方式 (すべて組合員数による加重平均)

平均賃金方式	2015回答(2015年7月1日集計)				昨年対比	2014回答(2014年7月1日集計)		
	集計組合数	定昇相当分込み賃上げ計	定昇相当分込み賃上げ計	集計組合数		定昇相当分込み賃上げ計	定昇相当分込み賃上げ計	
	集計組合員数			集計組合員数				
	5,469 組合 2,727,767 人	6,354 円	2.20 %	426 円 0.13 ポイント	5,442 組合 2,689,495 人	5,928 円	2.07 %	
300人未満	4,111 組合 368,995 人	4,547 円	1.88 %	349 円 0.12 ポイント	4,125 組合 367,771 人	4,197 円	1.76 %	
300人以上	1,358 組合 2,358,772 人	6,675 円	2.24 %	457 円 0.13 ポイント	1,317 組合 2,321,724 人	6,217 円	2.12 %	

※ 2015年と2014年で集計対象組合が異なるため、「賃上げ額」と「賃上げ率」の昨年対比は整合しない。

②①のうち、賃上げ分が明確に分かる組合の集計 (集計対象の組合員数による加重平均)

平均賃金方式	2015回答(2015年7月1日集計)					
	集計組合数	額			率	
	集計組合員数	計	賃上げ分	計	賃上げ分	
	2,535 組合 2,111,925 人	6,918 円	2,024 円	2.35 %	0.69 %	
300人未満	1,570 組合 183,480 人	5,433 円	1,613 円	2.17 %	0.67 %	
300人以上	965 組合 1,928,445 人	7,078 円	2,063 円	2.37 %	0.69 %	

③②のうち、昨年と同一の組合での比較 (集計対象の組合員数での加重平均)

平均賃金方式	2015回答(2015年7月1日集計)						
	集計組合数	額			率		
	集計組合員数	計	定昇相当分	賃上げ分	計	定昇相当分	賃上げ分
	1,958 組合 1,249,395 人	6,887 円	5,002 円	1,885 円	2.36 %	1.72 %	0.64 %
300人未満	1,214 組合 149,093 人	5,222 円	4,093 円	1,126 円	2.06 %	1.62 %	0.45 %
300人以上	744 組合 1,100,302 人	7,112 円	5,125 円	1,988 円	2.40 %	1.74 %	0.66 %

平均賃金方式	昨年対比	上記組合の2014回答					
		額			率		
		計	定昇相当分	賃上げ分	計	定昇相当分	賃上げ分
	542 円 0.16 ポイント	6,345 円	5,015 円	1,328 円	2.20 %	1.74 %	0.46 %
300人未満	303 円 0.11 ポイント	4,919 円	4,054 円	860 円	1.96 %	1.61 %	0.35 %
300人以上	574 円 0.17 ポイント	6,538 円	5,146 円	1,392 円	2.23 %	1.76 %	0.47 %

④非正規労働者賃金(時給)引き上げ

	2015回答(2015年7月1日集計)				賃上げ額 昨年対比	2014回答(2014年7月1日集計)	
	集計組合数	賃上げ額	平均時給	集計組合数		賃上げ額	平均時給
	集計組合員数			集計組合員数			
単純平均	293 組合	14.59 円	936.52 円	2.95 円	256 組合	11.64 円	917.62 円
加重平均	581,435 人	16.78 円	917.93 円	5.50 円	545,802 人	11.28 円	900.70 円

※集計組合数は、時間給換算が可能な組合数

⑤非正規労働者賃金(月給)引き上げ

	2015回答(2015年7月1日集計)				賃上げ額 昨年対比	2014回答(2014年7月1日集計)		
	集計組合数	賃上げ額	賃上げ率(参考)	集計組合数		賃上げ額	賃上げ率(参考)	
	集計組合員数			集計組合員数				
単純平均	182 組合	3,275 円	1.66 %	393 円	144 組合	2,882 円	1.50 %	
加重平均	48,513 人	4,038 円	2.01 %	1,811 円	62,737 人	2,227 円	1.15 %	

⑥個別賃金方式 (組合数による単純平均)

個別賃金方式	2015回答(2015年7月1日集計)			
	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	賃上げ率	到達水準
A方式35歳	99 組合 108,939 人	3,039 円	1.02 %	299,949 円
A方式30歳	74 組合 58,134 人	2,548 円	1.03 %	249,835 円
B方式35歳	120 組合 85,323 人	7,241 円	2.70 %	275,507 円
B方式30歳	97 組合 47,382 人	8,386 円	3.57 %	243,081 円

【注】

A方式: 特定した労働者(たとえば勤続17年・年齢35歳生産技能職、勤続12年・年齢30歳事務技術職)の前年度の水準に対して、新年度該当する労働者の賃金をいくら引き上げるか交渉する方式。この部分を連合は「純ベア」と定義した。

B方式: 特定した労働者(たとえば新年度勤続17年・年齢35歳生産技能職)の前年度の賃金に対し、新年度(勤続と年齢がそれぞれ1年増加)いくら引き上げるかを交渉する方式。

2. 一時金 (組合員数による加重平均)

一時金	2015回答(2015年7月1日集計)		昨年対比	2014回答(2014年7月1日集計)		
	集計組合数 集計組合員数	回答		集計組合数 集計組合員数	回答	
年間	月数	2,368 組合 1,925,288 人	4.84 月	0.06 月	2,422 組合 2,013,120 人	4.78 月
	金額	1,378 組合 1,350,662 人	1,552,482 円	13,460 円	1,200 組合 1,210,396 人	1,539,022 円
季別	月数	2,844 組合 1,901,551 人	2.37 月	0.12 月	2,405 組合 1,596,253 人	2.25 月
	金額	2,022 組合 1,242,294 人	732,854 円	47,626 円	1,708 組合 1,042,313 人	685,228 円

※ 2015年と2014年で集計対象組合が異なるため、昨年対比は整合しない。

3. 要求状況・妥結進捗

	2015回答(2015年7月1日集計)		2014回答(2014年7月1日集計)	
	組合数	率	組合数	率
集計組合総数	8,765 組合		8,789 組合	
要求提出した	7,280 組合	83.1 %	7,174 組合	81.6 %
協約確定済み(要求必要なし)	65 組合	0.7 %	45 組合	0.5 %
その他(要求していないが、回答あり)	63 組合	0.7 %	62 組合	0.7 %
要求提出できなかった	282 組合	3.2 %	821 組合	9.3 %
要求検討中・要求状況不明	1,075 組合	12.3 %	687 組合	7.8 %
要求提出組合	7,280 組合	83.1 %	7,174 組合	81.6 %
ヤマ場の週末まで(2015:3/20まで 2014:3/14まで)	1,237 組合	17.0 %	947 組合	13.2 %
ヤマ場の週終了後3月末まで(2015:3/21~31 2014:3/22~28)	1,645 組合	22.6 %	1,658 組合	23.1 %
4月中(2015:4/1~30 2014:3/29~4/30)	1,825 組合	25.1 %	1,944 組合	27.1 %
5月中	885 組合	12.2 %	971 組合	13.5 %
6月中	325 組合	4.5 %	309 組合	4.3 %
確認中	49 組合	0.7 %	0 組合	0.0 %
小計	5,966 組合	82.0 %	5,829 組合	81.3 %
交渉中	610 組合	8.4 %	1,139 組合	15.9 %
妥結したか否か不明	694 組合	9.5 %	206 組合	2.9 %
妥結断念	10 組合	0.1 %	0 組合	0.0 %
小計	1,314 組合	18.0 %	1,345 組合	18.7 %
妥結済組合	6,031 組合		5,874 組合	
定昇相当分も賃上げ分も確保できた	2,197 組合	36.4 %	2,386 組合	40.6 %
定昇相当分確保のみ	1,098 組合	18.2 %	1,538 組合	26.2 %
定昇相当分確保できなかった	146 組合	2.4 %	160 組合	2.7 %
協約確定済み(要求必要なし)	65 組合	1.1 %	45 組合	0.8 %
上記のいずれか不明	2,525 組合	41.9 %	1,745 組合	29.7 %

2015年闘争の経過

1. 2015年闘争の経過

(1) 闘争方針の決定

第57回協議委員会の開催（2014年12月12日）

金属労協は、12月12日、第57回協議委員会を東京・第一ホテル東京で開催し、2015年闘争方針を審議、決定した。

闘争方針「2015年闘争の推進」の提案を浅沼事務局長が行い、原案賛成の立場で5産別から意見・要望が出され、本部答弁の後、原案通り機関決定した。

(2) 闘争諸機関の開催

- 第4回書記長会議（2014年12月16日）
- 第1回戦術委員会（2014年12月17日）
- 第1回中央闘争委員会（2014年12月17日）
- 第5回書記長会議（2015年1月21日）
- 第2回戦術委員会（2015年1月23日）
- 第2回中央闘争委員会（2015年1月23日）
- 第6回書記長会議（2015年2月12日）
- 第3回戦術委員会（2015年2月25日）
- 第3回中央闘争委員会（2015年2月25日）
- 第4回戦術委員会（2015年3月13日）
- 第5回戦術委員会（2015年3月16日）
- 第6回戦術委員会（2015年3月18日）
- 第4回中央闘争委員会（2015年3月18日）
- 第7回書記長会議（2015年3月25日）
- 第7回戦術委員会（2015年4月3日）
- 第8回書記長会議（2015年4月14日）
- 第8回戦術委員会（2015年4月22日）
- 第5回中央闘争委員会（2015年4月22日）
- 第9回書記長会議（2015年5月25日）
- 第9回戦術委員会（2015年5月27日）
- 第6回中央闘争委員会（2015年5月28日）

(3) 2015年闘争推進集会の開催

日 時：2015年1月27日13:30～17:30

場 所：電機連合会館

プログラム：①相原康伸議長挨拶

②講演「最近の経済情勢と金融政策運営」

内田 眞一 日本銀行企画局長

③本部報告「2015年闘争に臨む金属労協の主張」

浅井茂利 金属労協政策企画局次長

④パネルディスカッション「2015年闘争に向けた各産別の取り組み」

パネラー : 郡司 典好 自動車総連 事務局長

野中 孝泰 電機連合 書記長

宮本 礼一 JAM 書記長

神田 健一 基幹労連 事務局長

岩本 潮 全電線 書記長

コーディネーター：浅沼弘一 金属労協事務局長

⑤ガンバロー三唱

議事概要：

○加盟産別・単組等から約170名出席のもと、2015年闘争推進集会を開催した。

○相原議長挨拶：2015年闘争は、デフレ脱却と経済成長を確実なものとするための正念場である。金属労協は、13年ぶりに『6,000円以上の賃上げ』と具体的な金額を示した。企業規模にかかわらず賃上げを獲得し、さらに、未組織労働者・非正規労働者の賃金の底上げにつなげる運動にしなければならない。企業内最低賃金協定についてもしっかりと締結し、月額156,000円以上の水準または3,000円以上の引き上げに取り組み、賃金の底上げを果たしていく。日本経済が好循環に向けたスタートを切ることができたのは、職場の努力があったからこそである。経済の好循環は、将来にわたって賃金が安定的に上がるという実感なしにあり得ない。デフレ脱却は手段であり、質の高い労働を職場に根付かせること、そのための2015年の取り組みである。金属労協200万人が一枚岩となって要求実現に向けて取り組んでいく。

○本部報告：経団連「経営労働政策委員会報告」の主張に対して、金属労協が取りまとめた「2015年闘争 交渉参考資料」に基づいて、労働側の主張のポイントを説明した。報告では、労働分配率や生産性と人件費の動向、製造業における人件費の国際比較、欧米系多国籍企業との売上高人件費比率の比較などのデータに基づき、積極的な「人への投資」と従業員に対する付加価値の適正な配分の必要性を分析した。また、経営側の「一時金の引き上げも賃上げ」との主張に対しては、「マクロ的な認識」に立って賃上げ要求に応えるべきことや、物価が上昇すると賃金構造維持だけでは生活水準の切り下げになることなどについても、主張を取りまとめた。

○パネルディスカッション：5産別書記長・事務局長から、各産別の産業動向と闘争方針の概要を説明した後、2015年闘争における特徴的な取り組みを紹介し、相互の理解を深めた。

(4) 経団連「経営労働政策委員会報告」に対する見解

経団連は、2015年1月20日に「経営労働政策委員会報告」を発表し、2015年の労使交渉に臨む経営側の姿勢を明らかにした。これに対して、金属労協では、1月21日に、「継続的な賃上げによって経済の好循環の実現を」と題する見解を発表した。

(5) 交渉参考資料の作成（2015年1月）

2015年1月末に「2015年闘争の推進 交渉参考資料」を作成、発行し、経団連「経営労働政策委員会報告」に対する詳細な反論や、労働組合としての主張をとりまとめた。

2. 労働政策委員会

第1回労働政策委員会（2014年9月29日）

- ①2015年闘争の推進について
- ②第3次賃金・労働政策の策定について
- ③特定（産業別）最低賃金ガイドブックの改訂について
- ④今年度の活動について
- ⑤当面の日程について

第2回労働政策委員会（2014年11月7日）

- ①「2015年闘争の推進」について
- ②「2015年闘争推進集会」の開催について
- ③「2015年最低賃金連絡会議」の開催について
- ④「外国人技能実習制度の改善に向けた金属労協の考え方」について

第3回労働政策委員会（2014年12月8日）

- ①2015年闘争について（情報交換）
- ②「2015年度特定（産業別）最低賃金の取り組み方針(案)」について
- ③「第3次賃金・労働政策」について

第4回労働政策委員会（2015年1月22日）

- ①2015年闘争交渉参考資料について
- ②2015年闘争の集計等への対応について
- ③「2015年度特定（産業別）最低賃金の取り組み方針（案）」について

第5回労働政策委員会（2015年3月25日）

- ①今後の闘争関係日程について
- ②第3次賃金・労働政策について

第6回労働政策委員会（2015年4月28日）

- ①2015年闘争評価と課題
- ②第3次賃金・労働政策について

第7回労働政策委員会（2015年6月4日）

- ①2016年度活動方針について
- ②第3次賃金・労働政策について

第8回労働政策委員会（2015年6月25日）

- ①勉強会：年金制度、企業年金制度の動向と課題
講師：社会保険労務士 遠藤忠彦氏
- ②2016年度活動方針について

③第3次賃金・労働政策について

第9回労働政策委員会（2015年8月3日）

①2015年度特定(産業別)最低賃金額改正に臨む確認事項

②企業内最低賃金協定の取り組みについて

③2016年闘争に向けて

2015年鬪争資料

I. 2015年闘争の推進

I. とりまく情勢

わが国経済は、消費者物価上昇率2%を目標とする2013年1月以来の量的・質的金融緩和をきっかけとして、円高の是正と株価の上昇、金利の低下が進み、輸出の回復、投資の拡大、銀行貸出の増加など、経済の持ち直しが見られる状況となりました。しかしながら、2014年4月の消費税率5%から8%への引き上げにあたり、駆け込み需要が想定以上に大きなものとなる一方、その反動減と税率引き上げによる需要の冷え込みとが相まって、4月には経済活動は大幅に落ち込みました。7月にかけて回復傾向となっていたものの、8月には天候不順などもあり、その後、低迷が続いています。消費者物価上昇率（総合）は、2014年5月には一時、消費税率引き上げ分（2%程度）を含め、3.7%となっていました。その後はやや鈍化しています。アメリカの量的金融緩和（QE3）の縮小（2014年1月）と終了（10月）を背景に円安が進行したことから、業種・企業によっては減益要因となっているものの、金属産業の企業収益は、おおむね増収増益、予測の上方修正の傾向となっています。

消費税率5%から8%への引き上げの経済への影響は、予想外に大きなものとなりましたが、デフレ脱却と景気回復を確実なものとし、経済の好循環を図るべく、継続的な賃上げと労働条件の向上による個人消費の回復が決定的に重要となっています。

1. 需要と生産の動向

実質GDP成長率は、2013年度には、消費税率引き上げ前の駆け込み需要もあり、2.2%となりました。しかしながら、2014年4～6月期には、駆け込み需要の反動減と税率引き上げによる需要の冷え込みとが相まって、前年比マイナス0.2%（前期比年率ではマイナス7.3%）となっています。7～9月期には、前年比マイナス1.2%（前期比年率ではマイナス1.6%）と2期連続のマイナス成長となりました。とりわけ個人消費のマイナスにより、成長率が1.7%押し下げられています。2014年度の成長率は、日銀の予測（10月時点）では0.5%、民間調査機関の予測の平均（11月時点）では0.2%となっています。

景気動向を敏感に反映する景気ウォッチャー調査は、4月に大幅に落ち込んだあと、緩やかに回復していましたが、8月には再び落ち込みを見せています。一方で、小売業販売額は4月に前年比マイナス4.3%と大幅に悪化したのち、その後は回復傾向が続き、9月には前年比プラス2.3%となっています。

設備投資の先行指標である機械受注統計（船舶・電力を除く民需）は、2013年4～6月期以来、前年比でプラスが続いており、2014年4～6月期には前年割れとなりましたが、7～9月は再びプラスとなっています。

輸出は、2014年に入って以来、輸出金額が一進一退、数量で前年比マイナスの月が多くなっていましたが、一層の円相場の下落もあり、9月には金額・数量ともプラスとなっています。

鉱工業生産指数は2014年1月をピークとして、低下傾向が続いていましたが、9月にはやや改善の兆しが見えています。

2. 生活の動向

消費者物価上昇率（総合）は、2013年6月以降、前年比でプラスに転じており、2014年5月には一時、消費税率引き上げ分（2%程度）を含め、3.7%に達していましたが、その後はやや鈍化しており、9月3.2%、10月の推計値が3.1%となっています。2014年度の上昇率は、日銀の予測（生鮮食品を除く・10月時点）が3.2%、民間調査機関の予測の平均（同・11月時点）が3.1%となっています。

日銀は2014年10月に追加緩和を行い、消費者物価上昇率2%実現への強い決意を示しましたが、民間経済に対しても、継続的な物価上昇を前提とした経済活動が求められるところとなっています。

雇用情勢は、完全失業率が3%台半ばで推移しています。2014年9月には、前年に比べて就業者が43万人増加するとともに、失業者は25万人減少しています。有効求人倍率は、2013年11月に1倍を超え、2014年9月には1.09倍となっていますが、正社員については、改善が遅れる傾向にあることから、0.67倍に止まっています。

毎月勤労統計を見ると、パートタイム労働者以外の一般労働者の所定内給与は、2014年5月以降、前年比0.5%程度の増加が続いており、2014年闘争の成果がはっきりと表れています。しかしながら実質賃金は、一般・パートを合わせた定期給与（所定内給与+所定外給与）ベースで、2014年4月以降、前年比3%台のマイナスが続いています。

日本リサーチ総研の生活不安度指数は、2014年6月、8月には低水準であったのが、10月には4月並みの水準に悪化しています。これは、景気見通し、収入見通しが悪化する一方、物価の上がり方は大きくなるとの見方が広がっていることによるものと思われる。

3. 金属産業の動向

金属産業の各業種について、鉱工業生産指数の動向を見ると、2014年に入ってから、総じて低下傾向が続いていましたが、9月には、鉄鋼、電気機械で底離れの兆しとなっているのをはじめ、非鉄金属、電線・ケーブル、金属製品、乗用車・バス・トラック、一般機械においても、8月に比べ改善が見られるところとなっています。

金属産業の輸出金額は、2014年9月に顕著に拡大しており、金属製品を除く全業種で前年比プラスとなっています。とりわけ鉄鋼、二輪自動車、船舶、科学光学機器は2ケタの伸び率となっています。輸出先についても、アメリカ、EU、中国、ASEANのいずれもプラスとなっています。

一方、金属産業の企業収益は、2014年度の決算予測（連結・2014年10～11月発表）は、ばらつきは大きいものの、大手については各業種ともおおむね増収増益で、8月時点の予測よりも上方修正の傾向となっています。

東証1部上場企業について、2014年3月期決算を見ると、連結決算に比べて、単体決算の増益の度合いが大きい状況となっています。これは、円高是正の中でも、輸出品の現地価格を引き下げているため、短期的に日本の本社の利益が増加しているものと見られます。金属産業では、生産がふるわない一方、収益は増収増益、上方修正という乖離が見られますが、こうした事情によるものと思われる。2014年秋以降、円安が進んでおり、業種・企業によっては減益要因となっているものの、全体としては、一層の増益が見込まれるものと思われる。

法人企業統計によれば、わが国企業の2013年度の自己資本比率はさらに改善し、全産業で37.6%、製造業で45.1%と、ストック面でも改善が進んでいます。

4. 国際経済情勢

アメリカでは、雇用情勢の改善が続いていたことから、FRB（連邦準備制度理事会）は2014年10月、量的金融緩和第3弾（QE3）を終了させました。失業率は9月5.9%、10月5.8%とリーマンショック以来はじめて5%台に低下しています。2014年10月のIMF（国際通貨基金）の世界経済見通しによれば、2014年の成長率は2.2%で、2015年には3.1%にさらに拡大するものと見られています。

ユーロ圏は引き続き回復が続いているものの、対ロシア関係の悪化もあり、2014年4～6月には実質GDP成長率が前期比年率で0.1%に止まり、7～9月期も回復の勢いが弱まってきています。IMFの見通しでは、ユーロ圏の2014年の成長率は0.8%、2015年が1.3%で、プラス成長ではあるものの、いずれも前回7月の見通しよりも下方修正となっています。イギリスは、2014年が3.2%、2015年も2.7%で、前回7月と変わらない予測となっています。

中国では、2014年7～9月期の成長率が前年比7.3%に止まり、2009年1～3月期以来の低い成長率となりました。しかしながら中国政府は、成長重視から構造改革に転換する中でのノーマルな水準（新常态）であるとの見方を示しています。

韓国の実質GDP成長率は、2013年に3.0%だったのが、2014年1～3月期には前年比3.9%、4～6月期には3.5%となっています。中華民国では、2013年の実質GDP成長率が2.1%だったのが、2014年1～3月期前年比3.2%、4～6月期3.7%と拡大が続いています。

ASEAN地域では、総じて成長が鈍化しています。IMFの見通しによれば、ASEAN5（インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム）の成長率は、2013年の5.2%に対し、2014年には4.7%に減速するものの、2015年には5.4%に回復する見通しとなっています。

5. 労働法制見直しの動きと政労使会議

政府は、2014年6月に「日本再興戦略改訂2014」を閣議決定するなど、成長戦略を推進しつつありますが、労働分野については、「雇用制度改革・人材力の強化」の名の下に、雇用を維持する企業への支援である雇用調整助成金からリストラを行う企業を支援する労働移動支援助成金への大胆な資金シフトを行ったのを皮切りに、労働者派遣法の改正、労働時間規制の適用除外制度の創設、解雇の金銭解決などを打ち出しており、勤労者生活の安定と長期的な人的能力形成を損なうことによって、「現場力」に打撃を与えることが懸念されています。

一方政府は、2013年に引き続き、「経済の好循環実現に向けた政労使会議」を開催しています。賃金上昇に向けた2013年の「政労使とりまとめ」のフォローアップ、労働の付加価値生産性に見合った賃金体系のあり方などが主な議論点とされ、政府はとくにいわゆる「年功序列の賃金体系」の見直しを主張していますが、これも民間企業の賃金・処遇制度やその変化、あるいは勤労者の家計実態に対する無理解によるものと考えざるを得ません。

II. 基本的考え方

金属労協は、2014年闘争において、JC共闘全体で月例賃金の引き上げを要求し、獲得することで、

デフレ脱却と経済成長を確実なものとするための第一歩を踏み出しました。2015年闘争においても、経済の好循環の実現に向け、継続的な賃上げと労働条件の向上、底上げ・格差是正に取り組み、労使の社会的責任を果たしていかなければなりません。

1. 賃金の引き上げ

(1) デフレ脱却と経済の好循環を実現し、勤労者の生活を守るための賃上げ

2015年闘争では、JC共闘に集う全産別が一体となって賃上げに取り組むことにより、デフレ脱却と経済成長を確実なものとして経済の好循環を実現するとともに、物価上昇の下で勤労者生活を守り、適正な成果配分と「人への投資」によって企業の持続的な発展を図っていきます。

① 「経済の好循環」を実現するための継続的な賃上げ

日本経済は、消費税率引き上げの影響が予想以上に大きくなっている状況の中で、デフレから脱却し、安定的な成長軌道に乗ることができるかどうかの岐路に立っています。勤労者の消費の回復・拡大によって生産や投資の拡大を促し、デフレ脱却と経済成長を確実なものとする「経済の好循環」確立の観点から、これまで以上に重要となっており、継続的な賃上げが不可欠です。

② 実質生活を守るための賃上げ

2015年闘争は、物価上昇が家計に大きな影響をもたらす中での取り組みとなります。物価水準が今後も継続して上昇していくことからすれば、継続的な賃上げなしに、将来にわたる生活の安心・安定は得られません。賃上げは勤労者生活を守る極めて重要な手段であり、賃上げによって物価上昇による家計への影響を補い、働く者の実質生活を守っていくことが重要です。

③ 「人への投資」による企業の持続的な発展を図るための賃上げ

競争力の源泉は人です。熾烈な国際競争の中で、ものづくり産業の国内基盤を維持・確保していくためには、わが国ものづくり産業の強味である「現場力」を一層強化していくことがきわめて重要であり、「人への投資」が不可欠です。賃上げや労働条件の向上によって、適正な成果配分と「人への投資」を確保し、働く者のモチベーションの維持・向上、能力の蓄積と発揮、人材の確保を図り、企業の持続的な発展につなげるという「企業活動の好循環」を実現していくことが重要です。

上記の観点から、日本経済や生産性の動向、物価動向をはじめとする勤労者生活の動向、金属産業の動向、などを総合的に勘案し、JC共闘が一丸となって、賃上げを求めていきます。

(2) 賃金格差の是正と賃金の底上げを重視した取り組み

経済の好循環、実質生活の維持、「人への投資」の実現に向けた重要な取り組みとして、産業間・産業内の賃金格差是正と非正規労働者の賃金の底上げを図っていきます。

① 産業間・産業内の賃金格差是正

わが国金属産業の強みは、総合力にあります。素材・部品企業をはじめとするサプライチェーン、バリューチェーン全体の競争力を一層強化するためには、金属産業全体として、日本の基幹産業にふさわしい賃金水準を確立することが必要です。このため、産業間・産業内の格差是正に向けて積極的に取り組みます。

② 非正規労働者の賃金の底上げの取り組み

長期にわたるデフレや景気低迷は、賃金水準の低い非正規労働者が増大したことが大きな要因となっていますが、加えて、2014年度の物価上昇は、とくに低賃金層の生活への影響が大きくなっています。労働組合の社会的責任として、企業内最低賃金協定の締結拡大と水準引き上げを特定（産業別）最低賃金の引き上げに波及させるとともに、企業内で働く未組織労働者を含めた非正規労働者の賃上げなどによって、非正規労働者の賃金・労働条件の底上げに取り組みます。

2. 一時金・労働諸条件改善の取り組み

一時金に対する適正な成果配分や、ワーク・ライフ・バランスの実現、60歳以降の就労確保、安全衛生体制の充実と労災付加補償の増額、退職金・企業年金の引き上げ、職場における男女共同参画推進のためのポジティブ・アクションなどについても、産業・企業の実態を踏まえて、制度の充実や水準・運用の改善、格差是正等に取り組みます。

3. 政策・制度課題への取り組み

金属労協として、景気回復基調を維持し、デフレ脱却を確実なものとするための政策・制度の取り組みを強化していきます。また、安倍政権の進める労働規制の緩和は、金属労協のめざす「良質な雇用の確立」に逆行し、勤労者生活の安定と長期的な人的能力形成を損なうことによって、ものづくり産業の「現場力」に打撃を与えることが懸念されるようになっていきます。さらに、消費税率引き上げによる勤労者生活への影響の緩和も含め、ものづくりの観点に立って、連合の取り組みの一層の強化を求めるなど、積極的に役割を果たしていきます。

Ⅲ. 具体的取り組み

1. 賃金の引き上げ

(1) 賃金の引き上げ

日本経済や生産性の動向、物価動向をはじめとする勤労者生活の動向、金属産業の動向などを総合的に勘案し、経済の好循環、実質生活の維持と底上げ、「人への投資」に資するため、以下のとおり、賃金の引き上げ、産業間・産業内の賃金格差是正に取り組みます。

○賃金制度に基づき賃金構造維持分を確保した上で、6,000円以上の賃上げに取り組みます。

日本の基幹産業にふさわしい賃金水準を確立するため、基幹労働者の個別賃金水準重視による「大きくくり職種別賃金水準形成」によって、産業間・産業内格差の是正に取り組み、中期的に下記の「あるべき水準」に到達することをめざします。

【基幹労働者（技能職35歳相当）の「あるべき水準」】

*目標基準：各産業をリードする企業の組合がめざすべき水準	基本賃金338,000円以上
*到達基準：全組合が到達すべき水準	基本賃金310,000円以上
*最低基準：全組合が最低確保すべき水準	到達基準の80%程度（24.8万円程度）

※基本賃金は、所定内賃金から生活関連手当（家族手当、住宅手当、地域手当、出向手当など）を除いた賃金。

※目標基準、到達基準は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」における製造業・生産労働者・男子・高校卒・企業規模1,000人以上の標準労働者賃金の、それぞれ第9十分位、第3四分位の数値を参考にしながら、金属労協で設定している。

(2) 賃金実態の把握と賃金制度の確立

賃金構造維持分を明確にし、確実に確保しなければ、賃金の低下を招くこととなります。また、賃金構造維持分を確保してきた場合でも、実際に賃金水準が維持できているかどうかを点検する必要があります。賃金水準を重視しながら、賃金実態の把握・点検を行うこととします。

賃金制度が未整備であることは、賃金水準低下の要因のひとつです。将来にわたる月例賃金の安定を確保するため、賃金制度の確立に向けて取り組みます。

- すべての組合は、賃金実態の点検、課題の把握と改善に努めます。
- 賃金水準が低下している組合は、その是正に取り組みます。
- 賃金制度が未整備の組合は、賃金制度や賃金引き上げの仕組みの確立に向けて取り組みます。

2. JCミニマム運動

(1) 企業内最低賃金協定の締結拡大と水準の引き上げ

企業内最低賃金協定は、賃金の下支えを図ることによって従業員の生活の安心・安定を確保しています。また、労使で協定した企業内最低賃金を非正規労働者への適用や特定（産業別）最低賃金を通じて波及させることによって、正規労働者と非正規労働者の均等・均衡待遇の実現に寄与し、賃金の底上げに重要な役割を果たしています。このため、実効性の高い企業内最低賃金協定を締結するよう取り組みなければなりません。

企業内最低賃金協定の意義と役割を踏まえ、全組合の締結に向けて強力に取り組むとともに、高卒初任給に準拠した水準をめざし、賃金の底上げを図るため、企業内最低賃金の引き上げに取り組みます。

共闘効果高めるとともに社会全体への波及効果を高めるため、2015年闘争で取り組み、賃金と同時に回答を引き出すことをめざします。

- すべての組合が企業内最低賃金協定を締結します。
- 企業内最低賃金協定の水準は、高卒初任給準拠とし、着実に引き上げます。
- 月額156,000円以上の水準、もしくは月額3,000円以上の引き上げに取り組みます。
- 非正規労働者への適用や特定（産業別）最低賃金への波及のため、時間額を併記します。時間額で協定する場合は、上記月額を所定労働時間で除した水準とし、時間額987円以上の水準、もしくは時間額19円以上の引き上げに取り組みます。
- 社会全体への波及効果を高めるため、非正規労働者（直接雇用）を含めた協定の締結をめざします。

(2) 特定（産業別）最低賃金の機能強化

特定（産業別）最低賃金は、組織労働者と未組織労働者、正規労働者と非正規労働者の賃金格差を是正し、均等・均衡待遇を実現すべく役割を果たしています。制度の意義・役割を踏まえ、産業の魅力を高め、金属産業の「労働の価値」にふさわしい水準へと引き上げることをめざし、特定（産業別）最低賃金の水準を企業内最低賃金協定に準拠した水準に引き上げるよう取り組みます。

一方、地域別最低賃金と水準が接近・逆転する地域において、使用者側が特定（産業別）最低賃金の不要論を強めています。このため、特定（産業別）最低賃金の申出要件であり、水準に影響を及ぼす企業内最低賃金協定の締結拡大と水準引き上げに取り組むとともに、当該産業の労使がイニシアティブを発揮できるよう話し合いの場を持つなどの取り組みを行います。また、特定（産業別）最低賃金が基幹的労働者の最低賃金であることを踏まえ、地域別最低賃金よりも高い水準を確保するよう計画的に取り組みます。

なお、労働組合として、非正規労働者に対する特定（産業別）最低賃金の周知徹底にも取り組みます。

- 企業内最低賃金協定に準拠した水準への引き上げをめざします。
- すべての特定（産業別）最低賃金について金額改正を行うとともに、産業・地域の実態を踏まえて新設の検討を行います。
- 特定（産業別）最低賃金の意義・役割について理解を深めるため、当該産業・企業の労使で話し合いの場を持つなどの取り組みを行います。

(3) 「JCミニマム(35歳)」の確立

金属労協では、4人世帯の生計費や生活保護水準、課税最低限などの生計費の実態や、小規模事業所の賃金実態等に基づき、「JCミニマム(35歳)」を設定しています。金属産業で働く35歳の勤労者の賃金水準を明確に下支えし、その水準以下で働くことをなくす運動として、「JCミニマム(35歳)」に取り組みます。

- JCミニマム(35歳)は、月額21万円とします。
- この水準を下回る場合は、その要因を確認し、是正に取り組みます。

3. 一時金

金属産業は、産業・企業ごとにバラツキはあるものの、全体として企業業績は堅調に推移しています。

組合員の努力に報い、業績にふさわしい、適正な成果配分を求めていきます。

年間総賃金に占める一時金の比重は大きく、生活設計に大きな影響を及ぼします。生計費の固定支出に相当する年間4カ月分を最低獲得水準と位置づけて、企業業績に関わらず、着実に確保するよう取り組みます。

年間収入の安定を図るため、年間協定を基本とします。

○要求の基本は、基準内賃金の年間5カ月分以上とします。

○最低獲得水準として、年間4カ月分以上を確保します。

4. 非正規労働者の賃金・労働条件改善

雇用形態にかかわらず、働きがいを持っていきいきと働くことのできる公正な労働条件を確立するため、非正規労働者の賃金・労働条件の改善が喫緊の課題となっています。加えて、物価上昇が生活に大きな影響を及ぼしていることから、非正規労働者の賃金・労働条件の改善が不可欠です。

非正規労働者の賃金・労働条件を改善するには、ワークルールの改善、非正規労働者の組織化、賃金・労働条件の底上げの3つを一体的に取り組みなければなりません。政府による労働規制緩和の動きに対しては、ものづくり産業の競争力の源泉である「現場力」強化とその基盤となる「良質な雇用」確立の観点に立って、政策・制度の取り組みを進めていきます。同じ職場で働く非正規労働者の実質生活の維持と均等・均衡待遇の確立に取り組むことは、労働組合が果たすべき重要な社会的責務であることから、労使協議の充実や組織化に向けた取り組みを通じて、賃金・労働条件の改善に取り組むことが求められます。

○未組織労働者を含めた非正規労働者の賃上げに関する交渉・協議では、賃金の底上げの重要性を踏まえて取り組みます。

○非正規労働者の雇用に関して、仕事内容、労働契約期間、人員、社会保障への加入、労働条件、正社員への転換等について、労使で確認や協議を行うとともに、法令遵守の徹底を図ります。

＊非正規労働者の雇用・労働条件に関し、労働組合に対する意見聴取が企業に義務づけられているものについては、労働組合として、積極的に意見表明を行っていきます。

▽非正規労働者に適用される就業規則の作成・変更の届出の際に添付する労働組合の意見聴取に関しては、正規労働者との均等・均衡待遇の確立という観点から主張を行っていきます。(労働基準法第90条)

▽派遣労働者の派遣期間に関する労働組合の意見聴取に関しては、常用代替防止と派遣労働者の正社員への転換促進の観点から主張を行っていきます。(労働者派遣法第40条の2)

○賃金・労働条件や福利厚生などの改善、能力向上機会の提供・協力についても、均等・均衡待遇の観点から実態に応じて取り組みます。

＊有期雇用者の労働条件が、期間の定めがあることにより不合理なものとなっていないか、労働条件全般について点検します(労働契約法第20条)。派遣労働者の賃金を、派遣先労働者の賃金水準を考慮して決定するために派遣先事業主に求められている情報提供が、適切に実施されているかどうか点検します。(労働者派遣法第40条)

○非正規労働者の組織化に向けた取り組みを進めます。

○未組織労働者を含めた非正規労働者の賃金・労働条件改善に関する交渉・協議の実施に向けて取り組みます。

5. ワーク・ライフ・バランスの実現

ワーク・ライフ・バランスの実現は、男女がともに仕事も生活も大切にしながら安心して働き続けることができる社会を実現するとともに、働き方の満足度を向上させ、モチベーションの向上や仕事の見直しを通じて生産性向上にも寄与するものであり、労使共通の課題です。

政府は、長時間労働削減推進本部を設置し、また、「次世代育成支援対策推進法」の改正や、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」の制定など、ワーク・ライフ・バランスの実現を経済の活性化につなげる取り組みを進める一方、長時間労働を助長することが懸念される労働時間規制緩和の検討を進めています。

金属労協は、企業労使の取り組みによって、職場実態を踏まえつつ、勤労者のニーズに合った働き方を実現するとともに、少子化に歯止めをかけ、日本の経済・社会の活力を高める観点からも、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組めます。

(1) 総実労働時間の短縮

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、金属労協が目標とする年間総実労働時間1,800時間台の実現が不可欠です。

各組合の実態を踏まえながら、所定労働時間や年次有給休暇など制度面の充実に取り組むとともに、所定外労働の適正化や年次有給休暇等の取得促進に向けて、職場の意識・風土の改革に取り組むことが重要です。

- 年間総実労働時間1,800時間台の実現に向けて取り組みます。
- 所定労働時間1,800時間台の実現に取り組めます。
- 過重な所定外労働をなくすため、36協定限度時間の引き下げや特別条項の厳格な運用など労働時間管理の徹底を図ります。
- 時間外労働60時間超の割増率50%以上については、猶予措置の対象となっている中小企業(*)も含め、所定労働時間を上回るすべての労働時間を時間外労働算定対象時間とします。
- 年次有給休暇の完全取得に向けて、年次有給休暇の取得状況を労使で確認し、職場の意識・風土の改革や年休取得促進策を導入・強化するなどの具体的な取り組みを行います。

(*)労働基準法第138条 中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）以下である事業主及びその常時使用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）以下である事業主をいう。）の事業については、当分の間、第37条第1項ただし書の規定は、適用しない。

(2) 仕事と家庭の両立支援の充実

仕事と育児・介護などの家庭責任を両立するには、より勤労者のニーズに合った社内制度を充実することが重要です。同時に、制度の周知や職場風土の改革など、制度を利用しやすい環境の整備にも取り組まなければなりません。

- 仕事と家庭の両立支援制度の充実に取り組みます。
- 制度を利用しやすい環境を整備し、活用の促進を図るため、労使協議の充実等に取り組めます。

- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定とフォローに労働組合が参画し、組合員の意見反映を行います。「行動計画」の策定が努力義務とされる100人以下の企業も含め、労働組合が参画して行動計画策定に取り組みます。
- 短時間勤務制度については、「流れ作業方式による製造業務」「交替制勤務による製造業務」についても直ちに対象外とせず、労使の主体的判断により、職場の実態に応じて制度の対象とします。

6. 60歳以降の賃金・労働条件の改善

60歳以降の就労制度は、60歳以降の就労者が有する豊富な経験や技術・技能を発揮して、働きがいを持って、企業の発展に積極的に寄与できる制度にしなければなりません。60歳以降の就労を希望する者の割合が低い場合には、対象者のニーズにあった賃金・労働条件、働き方、仕事内容となっているかどうか、労使で点検を行うことが必要です。

公的年金が支給されない状況において生活を賄うことのできる賃金水準の確保、モチベーションを削ぐような賃金・処遇制度の見直し、厚生年金（報酬比例部分）の支給される年代についても希望者全員雇用とするなど、個別企業の状況に応じて、必要な制度改善を図っていきます。

- 働くことを希望する者全員について、経過措置を利用せず65歳までの雇用を確保し、働きがいのある就労制度を構築します。
- 労働の価値にふさわしく、かつ生活を維持することのできる賃金をめざします。
- 60歳以降就労者についても、賃上げに取り組みます。
- 継続雇用制度の場合は、継続雇用の希望状況を労使で確認し、組合員のニーズに合った制度となっているか点検します。
- 60歳以降就労者の組合員化を図ります。

7. 安全衛生体制の充実と労災付加補償の増額

労働災害を根絶し、精神健康不調や職業性疾病等を予防するためには、不断の努力が必要です。心身の健康保持と労働災害ゼロ職場の確立に向けて、安全衛生対策に取り組みます。

労働安全衛生法の改正によって、2015年6月から受動喫煙防止対策が努力義務とされ、2015年12月から、ストレスチェック制度が実施されることとなります（50人未満事業場は努力義務）。制度の趣旨を踏まえて、すべての職場でストレスチェック制度と受動喫煙防止対策が実施されるように取り組む必要があります。

業務上の災害や疾病が発生した場合には、安心して治療に専念し職場復帰を促す補償と体制、遺族に対しては生活を維持できる補償が必要です。金属産業全体が、死亡・障害等級1～3級の労災付加補償を3,400万円に到達することをめざします。

なお、直接雇用の非正規労働者の付加補償についても、それぞれの企業の正規労働者と同等の補償を求めます。

- 職場の安全衛生体制の検証、充実を図ります。
- 労働安全衛生法改正を踏まえ、全ての職場でストレスチェック制度を実施し、適正に運用するよう取り組みます。同様に、全ての職場で受動喫煙防止対策が実施されるよう取り組みます。

- 労働災害による死亡ならびに障害等級1～3級の付加補償水準は、3,400万円以上とします。なお、障害等級4級以下についても、実態を踏まえて引き上げに取り組みます。
- 通勤途上災害についても、労災に準じて取り扱います。

8. 退職金・企業年金

公的年金の支給開始年齢の引き上げや、今後、マクロ経済スライドの実施による公的年金の支給水準の実質的な引き下げが見込まれる状況の中で、高齢者の生活の安定にとって、退職金や企業年金の重要性が増しています。

退職金水準の実態や定年退職者の生活実態などを踏まえながら、各産別の考え方にに基づき、格差是正なども含め、必要に応じて退職金の引き上げに取り組みます。

- 産業・企業の実態を踏まえて、退職金水準の引き上げに取り組みます。
- 企業年金を安定的に確保するため、企業年金資産について、労働組合としてのチェックを行います。
- 退職金・企業年金制度の改定を行う場合には、等価転換を原則とした制度改定を行います。

9. 職場における男女共同参画推進のためのポジティブ・アクション

公平・公正で、男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現しながら、いきいきと働くことのできる職場をつくるためには、組合員のニーズや職場の実態を踏まえた取り組みを進めることが重要です。このため、労使協議の場で、職場の実態を労使で共有するなどの取り組みを行います。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」が閣議決定され、今後、国会審議を経て、2016年4月には、女性の活躍に関する「行動計画」の策定が301人以上の企業に義務化され、300人以下の企業は努力義務とされる見通しとなっています。2016年3月末までの行動計画策定に向けて、労働組合が積極的に参画し、組合員の意見を反映することが重要です。

- 人事・処遇面における男女別の実態について労使で点検し、必要な対応を行います。
- 女性の活躍に関する行動計画の策定に向けて、労使協議等の場を設置します。努力義務とされる300人以下の企業も含めて取り組むこととします。
- 行動計画策定のための状況把握では、必須項目（①採用者に占める女性比率、②勤続年数の男女差、③労働時間の状況、④管理職に占める女性比率）以外についても幅広く状況把握を行い、職場の実態を踏まえた行動計画の策定に取り組みます。

10. 政策・制度課題への取り組み

金属労協は、

*民間産業に働く者の観点

*グローバル産業であり、かつわが国の基幹産業であるものづくり産業に働く者の観点

*なかでも、その中心たる金属産業に働く者の観点

に立って、グローバル経済化とデフレによって人件費抑制を余儀なくされ、それが経済活動の低迷を招いていた時代から、デフレ脱却の中で「人への投資」によって産業の競争力を強化していく時代、勤労

者生活の向上と産業の健全な発展の好循環を確立し、持続的な安定成長を実現していく時代への転換を果たすべく、

- I. ものづくり産業を支えるマクロ環境整備
- II. ものづくり産業を強化する「攻め」の産業政策
- III. ものづくり産業における「良質な雇用」の確立
- IV. ものづくり産業の強化に向けたエネルギー・環境政策

という4つの柱の下に「2014～2015年政策・制度課題」を策定し、課題解決に向け、強力な取り組みを推進してきました。すでに、「人への投資」を行う企業の法人税軽減、海外勤務者の子女教育に対する公費投入の増額、事業所内保育施設に対する支援拡充などで、前進の方向となっています。景気回復基調を維持し、デフレ脱却を確実なものにするるとともに、ものづくり産業に働く者の「現場力」強化を図るための政策・制度の取り組みを推進していきます。

(1) ものづくり産業を支えるマクロ環境整備

デフレからの脱却を確実なものにするるとともに、為替レート安定の観点も踏まえ、適切な金融政策が遅滞なく実施されるよう、金属労協として状況を注視し、必要な行動を展開していきます。

大幅な金融緩和によって、消費者物価上昇率がプラスに転じる中での財政赤字の拡大、政府債務の膨張は、政府の利払い負担増をもたらし、財政への信認の低下による実質金利の高騰を招いて民間経済を圧迫するとともに、大幅な円安を招きかねないことから、政府の無駄の総ざらいを柱とする財政健全化計画を早急に策定、その法的実効性を確保するよう求めています。

わが国の潜在成長力強化に不可欠なTPPをはじめとするEPA、FTAに関しては、WTOのルールに則り、センシティブ品目も含め「実質上のすべての貿易」について、関税を撤廃するレベルの高い協定となるよう、日本政府の積極的な対応を求めています。

(2) ものづくり産業を強化する「攻め」の産業政策

わが国の基幹産業であるものづくり産業は、

- *長期的な観点に立った経営が必要であること。
- *人材（人的資産）が決定的に重要であり、チームワークで成果をあげる仕事であること。
- *グローバル経済を生き抜いていくための独創性が不可欠であること。
- *バリューチェーン、サプライチェーン全体として強みを発揮する産業であること。

といった特徴があります。そのため、長期にわたる経験によって蓄積された現場の従業員の技術・技能やノウハウ、判断力と創意工夫、それらを発揮することによる技術開発力、製品開発力、生産管理能力などの「現場力」が決定的に重要となっています。安倍政権は「稼ぐ力」の強化を主張していますが、労働規制の緩和によって結果的に人件費を削減し、短期的な利益を稼ぐのではなく、あくまで「現場力」強化を基本とする付加価値を「稼ぐ力」を強化すべきであり、「現場力強化」を基本とした成長戦略の策定と実行を求めています。

とりわけバリューチェーン、サプライチェーン全体としての強みという点で、下請適正取引の確立に向けた行政の対応が不十分であることは明白であり、金属労協として取り組みの強化を図っていきます。

(3) ものづくり産業における「良質な雇用」の確立

1990年代半ば以降、非正規労働が拡大し、雇用と生活の不安定、格差の拡大と固定化、生涯生活設計が困難なことによる少子化、税・社会保険料の減少、消費購買力の劣化、技術・技能の継承・育成が滞る、技術者の海外流出など、多大な悪影響が出てきています。

金属労協は、こうした状況を踏まえ、長期安定雇用を基本的に維持しつつ、雇用移動が勤労者にとって不利にならない「ヒューマンな長期安定雇用」を基本とする「良質な雇用」の確立を主張しています。戦後70年近くにわたって築き上げてきたわが国の経済力、先進国としての日本、世界市場をリードする技術・技能、これらにふさわしい賃金・労働条件、働き方を確立していくことが必要となっています。

安倍政権の進める労働規制の緩和に関しては、「良質な雇用の確立」に逆行し、勤労者生活の安定と長期的な人的能力形成を損なうことによって、ものづくり産業の「現場力」に打撃を与えることが懸念されるところであり、ものづくりの観点に立って、連合の取り組みの一層の強化を求めるなど、積極的に役割を果たしていきます。

(4) ものづくり産業の強化に向けたエネルギー・環境政策

電力料金の再引き上げが俎上に載っていますが、不安定な電力供給や電力料金引き上げによる産業空洞化、雇用喪失を回避するため、政府としてエネルギー安全保障の確立と安定的かつ低廉な電力確保に全力を尽くしていかなくてはなりません。原子力規制委員会において行われている原子力発電所の新基準適合性審査において、認可を得た原子力発電所については、原子力エネルギーがベース電源として発電量の約3割を担ってきた現実と電力安定供給の重要性等を踏まえ、地方自治体・住民の理解を前提に、政府が責任を持って再稼働の判断を行っていく必要があります。

2020年以降の温室効果ガス排出削減の新たな枠組みについては、2015年秋のCOP21（パリ）での合意をめざしていることから、早急にわが国の定量的なエネルギーミックスの姿を打ち出し、それに基づいた温室効果ガス削減目標を策定するよう、働きかけていきます。またこのままCO²の排出が続けば、約30年で、累積排出量が産業革命時と比較して気温が2℃上昇するレベルに達することから、CO²を排出しないエネルギーの活用を促進するとともに、排出されたCO²を削減するCCS（二酸化炭素の分離・回収、貯留技術）の開発促進にも力を注いでいくよう、主張していきます。

IV. 2015年闘争の進め方

1. 闘争日程の大綱

闘争日程の大綱については以下のとおりとしますが、具体的日程は闘争情勢を踏まえながら、戦術委員会、中央闘争委員会で決定します。

(1) 要求前段の取り組み

① 経団連「経営労働政策委員会報告」への対応

2015年1月に予定されている経団連「経営労働政策委員会報告」に対して、金属労協としての見解と主張点をとりとまとめます。

② 2015年闘争推進集会の開催

2015年1月27日に2015年闘争推進集会を開催し、各産別の取り組みについて相互に理解を深めるとともに、2015年闘争に向けた意思結集を図ります。

③ 最低賃金連絡会議の開催

2015年1月28日に最低賃金連絡会議を開催し、2014年度の最低賃金の取り組み経過を踏まえ、2015年度の取り組み方針を共有します。

(2) 要求討議と集約

各産別・単組は、協議委員会後ただちに要求策定に着手し、2月中旬までにはそれぞれの機関手続きを経て集約します。

(3) 要求提出と団体交渉

要求提出は、集計登録組合を中心に2月25日までに行い、ただちに団体交渉を開始します。また、金属労協として交渉日程を可能な限り揃え、共闘の相乗効果を高めます。

各産別は、産別交渉、巡回折衝など、産別レベルでの取り組みを強化し、各単組の交渉を支える取り組みを行います。

具体的取り組みは、第1回戦術委員会で確認します。

(4) 山場の設定

闘争の山場については、共闘全体として最大限の効果を引き出せるよう、連合の拡大戦術委員会との連携の下、戦術委員会で決定します。

金属労協全体として、3月月内決着の取り組みを強化し、中小労組の早期回答引き出しと相乗効果を追求します。

(5) 回答が受け入れがたい場合の対応

回答が受け入れがたいものであった場合、すばやく闘争態勢を確立できる体制を整えておくことが、経営側への圧力を高め、納得ある回答の引き出しにつながることから、こうした対応の強化を図ります。

2. 闘争機関の配置

2015年闘争を推進するにあたり、次の闘争指導機関を設置します。交渉状況を踏まえながら、効果的な日程配置を図ります。

(1) 戦術委員会

闘争全般にわたる戦略・戦術の立案と推進を目的にした、闘争の最高指導機関として戦術委員会を設置します。三役会議構成員とします。

(2) 中央闘争委員会

闘争全般にわたる戦略・戦術の実践を目的に中央闘争委員会を設置する。常任幹事会構成員とします。

(3) 書記長会議

戦術委員会の指示に基づき、戦略・戦術の具体的内容の検討、相互の連絡調整を目的として書記長会議を運営します。

3. 組織・広報活動

(1) 「集計登録組合」「中堅・中小登録組合」の取り組み

「集計登録組合」および「中堅・中小登録組合」の要求・回答状況を含めた情報開示に取り組み、社会的影響を与える共闘を構築します。

(2) 地方組織との連携

春季生活闘争や特定（産業別）最低賃金、政策・制度の取り組みの推進に向けて、地方ブロックを中心に研修会などを開催し、情報交換や相互理解および諸活動の実践を図ります

(3) 広報活動の推進

J C共闘の効果を最大限発揮するため、ホームページを活用した情報提供の充実を図るなど、闘争の進捗にあわせて一体的な広報活動を行い、闘争全体の盛り上げを図ります。

4. 連合の他部門等との連携強化

金属労協は、連合金属部門の活動を実質的に担う組織として、2015年闘争において役割を果たすとともに、連合他部門との連携を強化しつつ闘争を推進します。また、インダストリアル・J A Fとも連携します。

以 上

Ⅱ．経団連「経営労働政策委員会報告」に対する見解

継続的な賃上げによって経済の好循環の実現を

—経団連「経営労働政策委員会報告」に対する見解—

2015年1月21日
全日本金属産業労働組合協議会
(金属労協/JCM)

経団連は、1月20日、「経営労働政策委員会報告（以下「経労委報告」とする）」を発表し、今次労使交渉に臨む経営側の姿勢を明らかにした。

経労委報告は、「デフレからの脱却に向けた『期待』を『確信』へと変えていかない限り、経済の再生は困難である。企業労使は、こうしたマクロ的な認識や、春季労使交渉・協議に対する社会的な期待の大きさを踏まえていく必要がある」とマクロの視点の重要性を提起している。しかしながら一方で、賞与の引き上げも賃上げ、ベースアップは「選択肢の一つ」、としてベアには慎重な姿勢を崩していない。

日本経済は、ようやく長期にわたるデフレから脱却し、安定的な経済成長への足がかりをつけたところである。しかしながら、2014年4月に実施された消費税率引き上げを契機とした消費の落ち込みが景気回復の足かせになっており、勤労者の消費の回復・拡大によって生産や投資の拡大を促す観点で、これまで以上に重要となっている。

2014年闘争では、賃上げによって、「経済の好循環」確立に向けた第一歩を踏み出した。2015年闘争は、デフレ脱却と経済成長を確かなものとするための正念場であり、労使に課せられた社会的責任を果たしていかなければならない。

経労委報告では、「良好で安定した労使関係はわが国企業の経営上の強み」と指摘しているが、それは、生産性三原則（①雇用の維持拡大、②労使の協力と協議、③成果の公正な分配）の着実な実行があつてこそ成り立つものであり、労使がそれぞれの役割を果たすことが前提である。働く者の協力・努力があつたからこそ、企業業績が回復し、日本経済も好循環に向けたスタートを切ることができた。現在、経営者が果たすべきは、勤労者生活を守り、経済の好循環の実現と企業の持続的な発展を実現するため、継続的な賃金の引き上げを行うことである。

1. 月例賃金引き上げの重要性

経労委報告では、「個人消費の反動減」を課題として指摘しながらも、賞与の引き上げも賃上げ、「賃金の引き上げ＝ベースアップ」ではない、として、ベアについては、「選択肢の一つ」とするにとどまり、月例賃金以外への配分を示唆している。

しかしながら、物価上昇が勤労者の生活に影響を及ぼすなかで、賃上げに対する社会の期待は高まっている。日々の生活の糧である月例賃金が継続的に引き上げられなければ、個人消費の回復・拡大はなし得ない。一時金は、業績を反映して変動する一面を持っており、一時的な所得の向上では、個人消費の拡大につながらず、経済の好循環実現には力不足といわざるを得ない。デフレ脱却を確かなものとするには、将来にわたって月例賃金が継続的に引き上げられるという「確信」が必要である。

2. 要求の根拠

経労委報告では、労働組合の要求基準について、「経済の好循環を実現していく社会的役割と責任」というような根拠では具体性に欠ける、企業収益には格差があることからすれば、「消費税率引き上げ分の影響を除いた物価上昇率が現状1%未満で推移していることを踏まえれば、すべての労働組合に2%以上のベア要求を求めることは納得性が高いとは言えない」と主張している。

金属労協では、日本経済や生産性の動向、物価動向をはじめとする勤労者生活の動向、金属産業の動向などを総合的に勘案して、6,000円以上の賃金引き上げを要求することを決定した。単年度の指標を機械的に当てはめた要求ではないものの、曖昧な根拠に基づく要求ではない。

これまで、働く者の懸命な努力によって、生産性を向上させ、安定的な経済成長に向けた道筋をつけてきた。働く者の協力・努力に応え、さらにモチベーションを高めるためには、労働者全体の実質生活を維持する6,000円以上の賃上げが不可欠である。

また、賃金は社会性を持っている。現在求められているのは、「マクロの視点」であり、経済全体を底上げすることで、経済の好循環を確かなものとするところである。そのためには、各企業がデフレマインドから脱却し、2%の物価上昇を前提とした行動をとることが求められている。物価上昇は、すべての働く者の生活に影響を及ぼしている。2015年闘争の役割を踏まえれば、継続的な賃上げによって、勤労者の実質生活を維持することは当然のことである。

3. 物価に対する考え方

経労委報告では、物価について、「従業員の生活に影響を及ぼすことから、賃金決定の考慮要素の一つではある」とした上で、「見込み値や推測値のような不確かなものではなく『実績値』とすべき」「機械的に反映すべきでない」「定期昇給の実施や賃金カーブの維持によって、従業員の月例賃金は毎年2%程度着実に上昇している」「月例賃金と物価の動向をリンクさせた場合には、デフレ時には物価の下落分だけ月例賃金を引き下げる必要がある」「消費税率引き上げの影響を差し引いた数値を基本として検討すべき」と指摘している。

金属労協の賃上げの要求では、物価については、従来と同様に過年度消費者物価上昇率(実績見込み)、すなわち2015年度の賃上げは、2014年度の消費者物価上昇率(実績見込み)を基本として勘案している。

勤労者にとって、賃金は唯一の収入源であり、賃上げなしには物価上昇に対処できない。物価が上昇しているにもかかわらず、賃金が引き上げられなければ、勤労者の生活水準の切り下げになる。個人消費の落ち込みによる景気の腰折れを防止するため、さらには、経済の好循環を実現し、デフレ脱却・経済成長を確かなものとするためには、継続的な賃金の引き上げによる実質生活の維持が不可欠である。

定期昇給や賃金カーブ維持は、勤続年数の伸びに伴う職務遂行能力の向上や仕事・役割の拡大など仕事の価値の上昇を反映するとともに、年齢によって増加する生計費に対応して実施している。定期昇給の実施や賃金カーブ維持をしても、物価上昇に対応することはできない。

また「デフレ時には物価の下落分だけ月例賃金を引き下げる」との主張は、現在の経済情勢と賃上げの必要性を踏まえることなく、デフレ時代の発想から抜け出せていないものと言わざるを得ない。賃金の安定による生活の安定があつてこそ、働く者の活力を維持できることを考慮していない主張である。

政府は、2014年度の消費税増収分5兆円を社会保障財源に充当するとしているが、そのほとんどは、基礎年金国庫負担割合2分の1の財源をはじめ、財源の付け替えにすぎない。企業については、消費税

率引き上げによって社会保険料の負担増が抑制されており、消費税増税分の負担が増している勤労者への留意が必要である。

4. 格差是正と底上げ

経労委報告では、「大企業と同等の支払い能力を持つ中小企業は、極めて限られる」としている。

しかしながら、物価上昇は、低所得者の生活に、より大きな影響を与えている。このため、賃金が物価上昇分目減りすることになれば、収入の多くを消費に回さざるを得ない低所得者が、生活防衛を強めざるを得ないことになる。所得格差が拡大している中で、消費税の引き上げが格差拡大に追い打ちをかけることも懸念される。

経労委報告では、「事業規模が小さいほど求人倍率と離職率が高」と指摘しているが、中小企業の競争力確保には、優秀な人材の確保と定着が不可欠である。人手不足感が強まる中で、景気回復をチャンスと捉え、「人への投資」によって賃金格差是正を進めることが重要である。金属産業においては、素材・部品企業をはじめとするサプライチェーン、バリューチェーン全体の総合力が強みとなっており、その一層の強化を果たさなければならない。

経労委報告では、非正規労働者について、「対策を講じるべき対象は、長期にわたって不本意非正規労働者として働いている者に絞るべき」「労働市場の需給関係の影響を大きく受ける」「意欲と能力に基づき適切な対応を図ることが基本」としている。

非正規労働者については、正社員への転換のより一層の推進が必要である。有効求人倍率は改善しつつあるが、非正規労働者の改善が中心であり、正社員の雇用の改善は未だ十分なものになっていない。正社員を希望する者であれば誰でも正社員として働くことができるようにすることが重要である。さらに、ワーク・ライフ・バランスを図れないことが原因で、非正規雇用を選択せざるを得ないことがないようにすることも重要である。長時間労働の是正や転勤・配置転換への配慮など、育児・介護休業法の遵守はもとより、各企業がワーク・ライフ・バランスを図りながら働き続けられるように取り組むことが求められる。

また、自らの意思で非正規雇用を選択している場合であっても、労働需給関係の動向にかかわらず、同一価値労働同一賃金の原則の下で、賃金が決定されなければならない。正社員への転換とともに、正社員と非正規労働者の均等・均衡待遇実現を進めなければならない。

5. 特定（産業別）最低賃金の意義・役割

経労委報告では、「地域別最低賃金額を下回った特定最低賃金は、速やかに廃止すべき」、地域別最低賃金額以上の特定最低賃金についても、「労働者側が今後も特定最低賃金は必要と主張するのであれば、関係労使間で納得が得られるよう説明責任を果たさなければならない」と主張している。

しかしながら、地域別最低賃金がすべての労働者について賃金の最低限を保障する安全網としての役割を果たしているのに対して、特定（産業別）最低賃金は、基幹的労働者を対象とするものであり、公正な賃金決定に資するとともに、産業内の公正競争を確保する役割を果たしている。2つの最低賃金が異なる役割と機能を果たしている以上、特定（産業別）最低賃金が地域別最低賃金を下回ったことは、廃止の理由になり得ない。労働者の産業実態に基づき主張しているにもかかわらず、使用者側が「廃止ありき」の姿勢で審議に臨んだ結果、「必要性あり」の結論に至らない事態となっている。金額改正・新

設の必要性審議は、当該産業労使が参加しない場で行われているが、特定（産業別）最低賃金は、当該産業労使がイニシアティブを発揮することが求められる制度であることから、当該産業労使が必要性について議論すべきである。

特定（産業別）最低賃金は、組織労働者が締結した企業内最低賃金協定等を基礎として決定の申出を行い、金額審議を行っており、組織労働者と未組織労働者、正規労働者と非正規労働者の賃金格差を是正し、基幹的労働者の賃金水準の底支えの役割を果たしている。経済の好循環実現には、賃金格差の是正、賃金の底上げが不可欠であることから、制度の意義・役割は一層高まっている。当該産業労使がイニシアティブを発揮しながら、産業の魅力を高め、優秀な人材を確保することが産業の競争力を高めるという好循環サイクルの構築をめざしていくべきである。

以上

Ⅲ. 戦術委員会確認事項

第1回戦術委員会確認事項

2014年12月17日
全日本金属産業労働組合協議会
(金属労協/JCM)

金属労協は、本日10時より開催した第1回戦術委員会において、2015年闘争の進め方を以下のとおり確認した。

1. 金属労協は、12月12日に開催した第57回協議委員会において、「2015年闘争の推進」を確認した。各産別・単組は、この方針に基づき要求の策定作業を進めていく。
2. 2015年闘争は、消費税率引き上げの影響が予想以上に大きくなっている状況の中で、デフレから脱却し、安定的な成長軌道に乗ることができるかどうかの岐路に立つ中での重要な取り組みとなる。
「経済の好循環」実現には、継続的な賃上げによって、働く者の実質生活を守るとともに、賃金格差の是正と賃金の底上げを図ることが、何よりも重要である。金属労協が一枚岩となって「6,000円以上」の賃上げに取り組み、労使に課せられた社会的責任を果たしていく。
3. 2015年闘争の下記の主要日程を設定し、金属労協の総力を結集して闘争を推進する。
 - 1月27日(火)に「2015年闘争推進集会」を開催し、JC共闘強化に向け、各産別の闘争方針および経営側に対する金属労協の主張点について理解促進を図る。
 - 1月28日(水)に全国の最低賃金担当者を対象とした最低賃金連絡会議を開催し、2015年度の取り組み方針について、共有化を図る。
 - 集計登録組合を中心に2月25日(水)までに要求を提出し、直ちに交渉を開始する。
 - 連合方針を踏まえ、JC共闘の集中回答日は3月18日(水)とする。加えて、各産別の主体的な取り組みのもとで共闘を展開し、3月の月内決着をめざし、早期決着を図る。
 - 集計登録組合に続いて回答を引き出す組合を支援するため、「中堅・中小登録組合」を設定し、要求・回答状況を公表する。
4. 第2回戦術委員会は、1月23日(金)午前10時より開催する。

以上

2015年闘争の日程配置

2014年	12月	17日	(水)	10:00	第1回戦術委員会・第4回三役会議
				15:30	第1回中央闘争委員会・第5回常任幹事会
2015年	1月	21日	(水)	15:30	第5回書記長会議
		23日	(金)	10:00	第2回戦術委員会・第5回三役会議
				15:30	第2回中央闘争委員会・第6回常任幹事会
		27日	(火)	13:30	2015年闘争推進集会
		28日	(水)	13:00	2015年度最低賃金連絡会議
	2月	12日	(木)	15:30	第6回書記長会議
		25日	(水)	10:00	第3回戦術委員会・第6回三役会議
				15:30	第3回中央闘争委員会・第7回常任幹事会

集計登録組合を中心に、2月25日までに要求提出

3月 18日 (水) 集中回答日

11:00 戦術委員会

12:00 記者会見 (三役)

15:30 第4回中央闘争委員会・第8回常任幹事会

4月 3日 (金) 10:00 戦術委員会・三役会議

16:00 中堅・中小労組登録組合記者会見 (事務局長)

以 上

第2回戦術委員会確認事項

2015年1月23日
全日本金属産業労働組合協議会
(金属労協/JCM)

金属労協は、本日10時より開催した第2回戦術委員会において、2015年闘争の進め方を以下のとおり確認した。

1. 日本経済は、長期にわたるデフレからの脱却と持続的成長に向けたスタートを切った。しかしながら、2014年4月に実施された消費税率引き上げを契機とした消費の落ち込みが長引いたこと等により、景気の低迷が続いている。このため、月例賃金の引き上げによる勤労者の消費の回復・拡大によって生産や投資の拡大を促す観点から、これまで以上に重要となっている。
2. 経団連は、1月20日、「経営労働政策委員会報告」を発表し、今次労使交渉に臨む経営側の姿勢を明らかにした。経労委報告では、「デフレからの脱却に向けた『期待』を『確信』へと変えていかない限り、経済の再生は困難」「春季労使交渉・協議に対する社会的な期待の大きさを踏まえていく必要がある」とマクロの視点を強調し、賃上げに前向きな姿勢を示しながらも、賃金は賞与を含めたものであると主張し、『賃金の引き上げ=ベースアップ』といった単純なものとはならないとするなど、ベアに慎重な姿勢を崩していない。
3. これに対して金属労協は、1月21日、「継続的な賃上げによって経済の好循環の実現を」との見解を発表した。

2015年闘争は、デフレ脱却と経済成長を確かなものとするための正念場である。その実現のためには、将来にわたって月例賃金が継続的に引き上げられるという「確信」が必要である。現在求められているのは「マクロの視点」であり、経済全体を底上げすることで、経済の好循環を確かなものとするものである。各企業はデフレマインドから脱却し、物価上昇を前提とした行動をとることが求められている。2015年闘争の役割を踏まえれば、継続的な賃上げによって、勤労者の実質生活を維持することは当然であり、金属労協は、そのために全力を尽くしていく。

4. 各産別は、現在、順次中央委員会を開催し、産別としての闘争方針を決定している。今後、集計登録組合を中心に2月25日(水)までに要求提出を行い、ただちに交渉を開始する。

金属労協は、3月18日の集中回答日に向けた主要日程を設定し、金属労協の総力を結集して闘争を推進する。

5. 第3回戦術委員会は、2月25日(水)午前10時より開催する。

以 上

第3回戦術委員会確認事項

2015年2月25日
全日本金属産業労働組合協議会
(金属労協/JCM)

金属労協は、本日午前10時より第3回戦術委員会を開催し、集計登録組合を中心とした交渉状況を把握し、今後の交渉に臨む基本姿勢を以下のとおり確認した。

1. 各産別は産別労使会議等を開催するとともに、各組合は産別方針に基づき、要求を行い、交渉に入っている。

①賃上げについては、金属労協の方針である「6,000円以上の賃上げ」に基づき、本日現在、集計登録組合のうち35組合が平均6,826円の賃上げを要求している。

②一時金は、交渉で決定する31組合が要求を提出している。

③企業内最低賃金協定の引き上げ、ワーク・ライフ・バランスの実現、退職金の引き上げ、60歳以降の処遇改善、非正規労働者の賃上げ等の労働条件改善や労使協議の強化などについて、それぞれの産別方針の下に交渉を行っている。

2. 経営側は、経済の好循環に向けて経済界の果たすべき役割については理解するとしながらも、大幅な賃上げは将来にわたる負担となり、企業の競争力を低下させることになるとし、われわれの要求に対して、以下の通り慎重な態度を崩していない。

①昨年を大幅に上回る賃上げ要求は、会社の理解をはるかに超える。経営に与える影響は非常に大きく、取りまく環境からみても重い要求である。短期的な物価動向で賃上げを行うべきなのか疑問がある。

②一時金については、業績回復は為替など外的要因によるところも多く、真の実力でない点を慎重に判断しなければならない。

3. われわれは、2015年闘争は、デフレ脱却と経済成長を確かなものとするための極めて重要な局面にあると認識し、「人への投資」を行い、経済の好循環を実現すべきことを強く主張している。とりわけ、

①実質賃金が低下し、消費の回復に至っていない。個人消費の下支えとして、継続的・安定的に月例賃金の改善を行うことが、労使の社会的責任として強く問われている。

②一時金は、業績改善に対する組合員の協力・努力や成果にふさわしい適正な配分を行い、働く意欲、活力につなげるため、組合員の思いをしっかり受け止めるべきである。

との主張の徹底を図り、要求趣旨に沿った回答を引き出すべく強力に交渉を展開していくこととする。

4. 第4回戦術委員会は、3月13日(金)午前9:00より開催する。

以上

第4回戦術委員会確認事項

2015年3月13日
全日本金属産業労働組合協議会
(金属労協/JCM)

金属労協は、本日午前9時より第4回戦術委員会を開催し、登録組合を中心とした交渉状況を把握し、今後の交渉に臨む基本姿勢を以下のとおり確認した。

1. 本日現在、金属労協全体3,285組合のうち、2,297組合が賃金に関する要求を提出した。そのうち、現時点で1,836組合(79.9%)が、ベア・賃金改善等の賃上げ要求を行い、賃上げ要求額(賃金構造維持分を除く)の平均は、5,928円となっている。

また、大手を中心とする集計登録組合では、すべての組合が賃上げ要求を行い、賃上げ要求額（賃金構造維持分を除く）の平均は、6,943円となっている。

各組合は、賃金の他、一時金、企業内最低賃金の協定締結および引き上げ、非正規労働者の賃上げ等の労働条件改善や労使協議の強化、ワーク・ライフ・バランスの実現、退職金の引き上げ、60歳以降の処遇改善、などについて、産別方針の下、要求実現に向けて精力的な交渉を展開している。

2. 3月18日の集中回答日を控え、交渉が最終局面を迎えようとしている中、経営側は、「人への投資」の必要性や、デフレ脱却や経済の好循環に向けて経営の果たすべき役割は理解するとしながらも、以下のとおり、慎重な態度で交渉に臨んでおり、交渉は難航している。

①賃上げ要求は、経営に与える影響が非常に大きく、取りまく環境からみても重い要求であり、組合要求にそのまま応えることは困難である。大幅な賃上げによって競争力を失い、雇用と労働条件を脅かすことがあってはならない。

②一時金は、組合員の協力・努力には感謝するものの、業績回復は為替など外的要因によるところも多く、真の実力でないことから慎重に判断せざるを得ない。

③企業内最低賃金の引き上げは、コスト競争力や雇用への影響も踏まえた慎重な対応が求められる。

3. これらの主張に対し、われわれは、2015年闘争は、デフレ脱却と経済成長を確かなものとするための極めて重要な局面にあると認識し、「人への投資」を行い、経済の好循環を実現すべきことを、一貫して強く主張している。さらに、

①実質生活を維持し、消費拡大への影響の大きい月例賃金の引き上げによって経済を好循環に導くのは、労使の社会的責務である。個人消費の拡大、生活不安の払拭に向けて、賃上げに対する組合員の期待は大きい。組合員の意欲・活力につながる「人への投資」として、月例賃金の引き上げを行うべきである。

②一時金は、業績改善に対する組合員の協力・努力や成果にふさわしい適正な配分を行い、働く意欲、活力につなげるため、組合員の思いをしっかりと受け止めるべきである。

③未組織労働者・非正規労働者の賃金の底上げを図るため、企業内最低賃金を引き上げるべきである。

4. デフレ脱却と経済成長を確かなものとするためには、継続的な賃上げが不可欠であり、同時に賃金格差の是正と賃金の底上げを図らなければならない。われわれは、今次闘争の重要性と組合員・社会の期待を真正面から受け止め、交渉の最終局面に向け、以下を確認する。

○賃上げは、昨年実績からさらに大きな前進を図り、賃上げの流れを確かなものとする。

○一時金は、組合員の協力・努力や成果にふさわしい適正な配分を求め、積極的な水準引き上げを果たす。

○企業内最低賃金の協定締結および引き上げは、未組織労働者・非正規労働者の賃金の底上げを果たすため、要求趣旨に沿った改善を図る。

○非正規労働者の賃金・労働条件は、今次闘争における底上げの重要性を踏まえ、着実な前進を図る。

5. 各産別、企業連・単組は、経済の好循環実現に向けた今次闘争の重みを再確認し、J C共闘が一枚岩となって、最後まで粘り強く交渉を展開し、要求の実現を図ることとする。

6. 次回戦術委員会は、集中回答日である3月18日(水)午前11時より開催する。

以上

第6回戦術委員会確認事項

2015年3月18日
全日本金属産業労働組合協議会
(金属労協/JCM)

金属労協は、集中回答日である本日11時より第6回戦術委員会を開催し、集計登録組合を中心とする回答の受け止め、ならびに今後、回答を引き出す組合におけるJC共闘の進め方を以下の通り確認した。

1. 2015年闘争は、消費税率引き上げをきっかけとした消費の低迷により景気の足踏みが見られ、デフレ脱却と経済成長を確実なものとする事ができるか否かの岐路に立つなかでの闘争となった。

金属労協は、2015年闘争を経済の好循環を実現するとともに、物価上昇の下で勤労者生活を守り、適正な成果配分と「人への投資」によって企業の持続的な発展を図るべく、闘争を展開してきた。生活を守り、消費拡大の鍵となる賃上げについては、2002年闘争以来、13年ぶりに具体的な要求額を示し、JC共闘が一枚岩となって、「6,000円以上」の賃上げ実現に向けて交渉を重ねてきた。

2. これに対して、経営側は、「人への投資」の必要性や、デフレ脱却と経済の好循環に向けて経営の果たすべき役割は理解するとしながらも、大幅な賃上げによって競争力を失い、雇用を脅かすことがあってはならないなどと主張し、最終局面に至るまで、厳しい姿勢に終始した。

3. 本日12時現在、大手を中心とする集計登録組合では25組合が回答を引き出した。

本日示された回答は、われわれの要求を全て満たすものとはいえないものの、各組合がギリギリの交渉を行った結果、昨年を確実に上回る継続的な賃上げを獲得することができた。実質生活を守り、経済の好循環を実現するという今次闘争の意義からみて、一定の役割を果たすことができたと判断できる。

- ① 賃金については、これまでに回答を引き出したすべての集計登録組合が、ベア・賃金改善等の賃上げを獲得している。現段階で、賃上げ額の平均は3,013円となり、昨年の集計登録組合の賃上げ額(1,737円)を確実に上回ることができた。2年連続の賃上げによって、デフレマインドの払拭や経済の好循環を実現するための道筋をつけることができたを受け止める。また、実質生活を守るという今次闘争の意義からみても、一定の役割を果たすことができたと判断できる。
 - ② 一時金については、金属産業全体として業績が改善していることから、昨年を上回る回答を引き出した組合が19組合、昨年と同水準の組合が1組合、昨年を下回る水準の組合が0組合となり、全体的に改善傾向となっている。いずれも、各組合が組合員の協力・努力を粘り強く訴え、適正な配分を求めた結果と受け止める。
 - ③ 企業内最低賃金については、現時点で21組合が平均で2,072円の水準引き上げを獲得している。これは未組織労働者・非正規労働者の賃金の引き上げに寄与するものでもあり、賃金の底上げに向けて、労働組合に課せられた一定の社会的責任を果たすことができた。今後、交渉・協議の中で決定する組合においても、労働組合の社会的責任として、強力に取り組んでいく。
 - ④ 非正規労働者に関する取り組みについては、本日段階では、一部の組合で具体的な前進回答や経営の前向きな見解を引き出ししている。引き続き交渉・協議を行う組合は、本日の賃上げの流れを、未組織労働者・非正規労働者の賃金・処遇に波及させるため、着実な前進に向けて取り組んでいく。
4. 今後回答を引き出す組合についても、これまで引き出した回答と同様、昨年の引き上げ額を確実に上回る賃上げを獲得すべく、「中堅・中小登録組合」の回答状況を集約および公表し、JC共闘として後続組合に対する支援を進める。

5. 次回戦術委員会は、4月3日(金)午前10時より開催する。

以上

第7回戦術委員会確認事項

2015年4月3日
全日本金属産業労働組合協議会
(金属労協/JCM)

金属労協は、本日10時より第7回戦術委員会を開催し、現時点までに引き出した回答を集約するとともに、JC共闘の今後の進め方を確認した。

1. 集計登録組合は、全53組合が交渉を終結した。

賃金は、賃上げを要求した37組合（2年サイクルで決定済みの組合を除く）のうち、36組合が平均で2,801円の賃上げを獲得し、昨年の平均獲得額1,737円を1,064円上回った。

一時金は、要求回答方式で決定する32組合のうち、23組合（71.9%）が昨年実績を上回った。平均月数は5.26カ月となり、昨年同時期の5.11カ月を0.15カ月上回った。

企業内最低賃金は、水準引き上げを要求した25組合のうち、24組合が平均で月額2,004円の水準引き上げを獲得し、昨年の1,765円を239円上回った。

2. 中堅・中小登録組合は、169組合のうち、146組合が賃金の要求を提出した（2年サイクルで決定済みの組合を除く）。このうち142組合が賃上げを要求し、これまでに回答を引き出した132組合全てが賃金構造維持分を確保した。賃上げ獲得組合は、118組合（89.4%）となり、昨年同時期の106組合（80.3%）を上回った。また、平均獲得額は1,922円となり、昨年同時期の1,246円を676円上回った。

一時金は、回答を引き出した122組合のうち、56組合（49.1%）が昨年実績を上回り、平均月数は4.87カ月となった。また、最低獲得水準の年間4カ月分以上を確保できない組合は9組合となり、昨年同時期の12組合を下回っている。

3. 金属労協全体では、3,284組合のうち、2,543組合が要求を提出し、1,214組合が回答を引き出している。

要求提出組合のうち、2,105組合（82.8%）が賃上げを要求した。回答を引き出した1,214組合のうち1,058組合（87.1%）が賃金構造維持分を確保した。このうち月例賃金の引き上げを獲得した組合は830組合（68.4%）となり、昨年同時期の801組合（62.6%）を上回った。月例賃金を引き上げた組合の平均引き上げ額は1,912円となり、昨年同時期の1,364円を548円上回っている。

一時金は、昨年と比較できる879組合のうち、484組合（55.1%）が昨年実績を上回った。平均獲得月数は年間4.57カ月となり、昨年同時期と同程度の水準となっている。

4. われわれは、金属産業全体の格差改善と底上げを図るため、昨年を確実に上回る賃上げの流れを、今後回答を引き出す組合に波及させていく。また、未組織労働者・非正規労働者の賃金・処遇に波及させることをめざし、非正規労働者に関する取り組みや企業内最低賃金協定の締結拡大と水準の引き上げをさらに前進させる。このため、引き続き共闘体制を維持しつつ、各組合は、産別指導の下、精力的に交渉を展開し、速やかに決着を図ることとする。

5. 第8回戦術委員会は、4月22日（水）10時より開催する。

以上

第8回戦術委員会確認事項

2015年4月22日
全日本金属産業労働組合協議会
(金属労協/JCM)

金属労協は、本日10時より第8回戦術委員会を開催し、現時点までに引き出した回答を集約するとともに、JC共闘の今後の進め方を確認した。

1. 中堅・中小登録組合のうち、これまでに回答を引き出した140組合全てが賃金構造維持分を確保した。賃上げ獲得組合は、126組合(回答組合の90.0%)となり、昨年同時期の獲得組合の比率(同80.5%)を上回った。また、平均獲得額は1,883円となり、昨年同時期の1,272円を611円上回った。

一時金は、平均獲得月数が年間4.87カ月となり、昨年同時期を上回っている。昨年と比較できる121組合のうち、62組合(51.2%)が昨年実績を上回った。また、最低獲得水準の「年間4カ月分以上」を下回る組合は9組合となり、昨年同時期の14組合より減少した。

2. 金属労協全体では、3,284組合のうち、2,614組合が要求を提出し、1,777組合が回答を引き出している。

要求提出組合のうち、2,159組合(82.6%)が賃上げを要求した。回答を引き出した1,777組合のうち1,512組合(85.1%)が賃金構造維持分を確保した。このうち賃上げを獲得した組合は1,181組合(回答組合の66.5%)となり、昨年同時期の1,151組合(同60.8%)を上回った。月例賃金を引き上げた組合の平均引き上げ額は1,804円となり、昨年同時期の1,332円を472円上回っている。

一時金は、平均獲得月数が年間4.49カ月となり、昨年同時期と同程度の水準となっている。昨年と比較できる1,249組合のうち、651組合(52.1%)が昨年実績を上回った。

3. 各組合の懸命な努力によって、賃上げを獲得する組合が拡大するとともに、昨年を上回る賃上げ額を獲得する傾向がJC共闘の大勢となっている。われわれは、金属産業全体の格差改善と底上げを図るため、今後回答を引き出す組合に、こうした流れを波及させていく。また、未組織労働者・非正規労働者の賃金・処遇の改善をめざし、非正規労働者に関する取り組みや、企業内最低賃金協定の締結拡大と水準の引き上げに取り組んでいく。このため、引き続き共闘体制を維持しつつ、各組合は、産別指導の下、精力的に交渉を展開し、早期決着に向けて一層の努力を図る。

4. 第9回戦術委員会は、5月27日(水)9時30分より開催する。

以上

第9回戦術委員会確認事項

2015年5月27日
全日本金属産業労働組合協議会
(金属労協/JCM)

金属労協は、本日9時30分より第9回戦術委員会を開催し、現時点までに引き出した回答のとりまとめを行った。また、今後の闘争については、産別指導の下に早期解決を図ることとし、5月28日9時30分に開催する第6回中央闘争委員会をもって、2015年闘争の闘争諸機関を解散することを確認した。

1. 金属労協全体では、3,283組合のうち、2,668組合が要求を提出し、2,209組合が回答を引き出している。

賃金構造維持分が明確な1,918組合のうち、1,850組合(96.5%)が賃金構造維持分を確保した。このうち賃上げを獲得した組合は1,417組合(回答組合の64.1%)となり、昨年同時期の1,397組合(同58.1%)を上回った。月例賃金を引き上げた組合の平均引き上げ額は1,770円となり、昨年同時期の1,326円を444円上回っている。

一時金は、平均獲得月数が年間4.44カ月となり、昨年同時期の年間4.39カ月と同程度の水準となっている。昨年と比較できる1,549組合のうち、786組合（50.7%）が昨年実績を上回った。

2. こうした回答状況を受けて、金属労協は2015年闘争にかかわる諸機関を、5月28日に開催する第6回中央闘争委員会をもって解散する。交渉継続中の組合は、J C共闘の要求実現に向け、各産別の指導の下、早期解決に努力を傾注する。

なお、2015年闘争全体の取り組みの評価および諸課題などについて、第6回中央闘争委員会において、「2015年闘争評価と課題・中間まとめ」として整理し、さらに第54回定期大会への報告にむけて論議を行う。

以 上

特定（産業別）最低賃金の取り組み

I. 会議の開催等

労働政策委員会の項、参照

II. 2015年度最低賃金連絡会議

日 時：2015年1月28日 13:00～15:00

場 所：品川フロントビル

議 事：労働政策委員長挨拶 有 野 正 治 金属労協副議長／労働政策委員長
2014年度の取り組み経過 諏 訪 美千代 金属労協政策企画局部長
最低賃金を取りまく動向と課題 須 田 孝 連合総合労働局長
2015年度産業別最低賃金の取り組み方針
浅 沼 弘 一 金属労協事務局長
全体討論

概要：

- 加盟5産別の中央・地方の最低賃金担当者ら約280名出席の下、金属労協2015年最低賃金連絡会議を開催した。
- 有野副議長・労働政策委員長より、「賃金の底上げをする一番有効な手段は最低賃金である。使用者側は、特定（産業別）最低賃金が地域別最低賃金を下回ったら不要だと決めつけている。地域別最低賃金は賃金のミニマムそのものである。金属産業のプライドにかけて、それを上回る特定（産業別）最低賃金を設定することが必要である」との挨拶を受けた。
- 須田連合総合労働局長からは、「最低賃金における動向と課題」と題して、地域別最低賃金は社会的に合意できる中期的なターゲットを見ながら議論することが重要であること、特定（産業別）最低賃金については、地域別最低賃金の役割を整理することで、特定（産業別）最低賃金の役割を浮かび上がらせたいこと、関係労使とは誰か、当該労使で話し合う場があるか、などの課題について講演を受けた。
- 浅沼事務局長から「2015年度特定（産業別）最低賃金の取り組み方針」を報告し、全体討論を行った。参加者からは、「審議スケジュールについて、地域間で調整するなどの工夫が必要」「東京では、関係労使とは誰か、労働協約ケースの重みなどの点で労使がかみ合っていない。労使が共通認識を持って議論するようにすべき」「理論構築や新たな方策などのご指導ご助力をお願いしたい」「金属労協で今後のあり方の検討を進め、地域にあった取り組みやすい検討材料の提示をお願いしたい」などの意見が出された。中央最低賃金審議会委員の富田氏・萩原氏・木住野氏、須田連合総合労働局長、浅沼事務局長より答弁を行い、「国際的にも最低賃金の重要性が高まっている。基幹産業である金属産業の誇りを持って、特定（産業別）最低賃金に取り組んでいく。金属労協としてもしっかり支援していく」ことを確認した。

III. 2015年度特定（産業別）最低賃金の取り組み方針

2015年1月23日の第6回常任幹事会において、「2015年度特定（産業別）最低賃金の取り組み方針」を確認した。

2015年度特定（産業別）最低賃金の取り組み方針

デフレ脱却と経済成長を確実なものとするためには、未組織労働者・非正規労働者を含めた勤労者全体の賃金・労働条件の改善が必要です。そのため、賃金の底上げを図り、公正な賃金決定を支える特定（産業別）最低賃金の役割は従来以上に重要性を増しています。

特定（産業別）最低賃金は、わが国唯一の企業の枠を超えた労働条件決定システムであり、「労使交渉の補完・代替機能」を担いつつ、「公正な賃金決定」を促進し、「特定（産業別）の賃金の下支え」や「公正競争の確保」という役割を果たしています。雇用形態の多様化が進展する中で、「同一価値労働同一賃金」を基本とした非正規労働者の賃金の底上げを図るため、労働組合の社会的な役割として取り組みを強化する必要があります。

2014年度は、使用者側が中小企業のおかれた状況の厳しさや金属産業の先行き不透明感を強く主張する下での審議となりましたが、ほとんどの特定（産業別）最低賃金が昨年実績を上回る引き上げを行い、労使のイニシアティブを発揮しながら一定の成果を引き出すことができました。また、地域別最低賃金が大幅に引き上げられたことから、全体として地域別最低賃金との水準差が縮小したものの、33件の特定（産業別）最低賃金では、労使のイニシアティブを発揮しながら、地域別最低賃金の引き上げ額と同額以上を引き上げることができました。

一方、経営者団体は、「地域別最低賃金額を下回った特定（産業別）最低賃金は、速やかに廃止すべきである。」と主張しており、一部の地域・産業では、「必要性あり」に至らない事態に陥っています。そうした場合には、適用業種等を見直して新設に取り組んだり、当該産業労使が参加する専門部会で必要性審議を行うなど、当該産業労使の意見反映を強める対応を図っていますが、「必要性あり」の結論を得るのは困難な状況が続いています。

このため、特定（産業別）最低賃金の意義・役割について、公労使が共通の理解に立った上で審議を行うことができるように働きかけるとともに、当該産業労使の合意形成の促進や、必要性審議対策、企業内最低賃金協定の取り組み強化など、従来の取り組みを徹底します。とりわけ、特定（産業別）最低賃金と地域別最低賃金の金額水準が接近・逆転している地域については、当該地域との連携を強化し、個別に対策を行います。

金属労協では、JCミニマム運動の一つとして、企業内最低賃金協定の締結の成果を特定（産業別）最低賃金に波及させ、未組織労働者を含めた金属産業全体の賃金の底上げを図る取り組みを進めてきました。2015年闘争では、デフレ脱却と経済成長を確実なものとして経済の好循環を実現するとともに、物価上昇の下で勤労者生活を守り、適正な成果配分と「人への投資」によって企業の持続的な発展を図るため、6,000円以上の賃上げや、企業内最低賃金協定を月額156,000円以上の水準もしくは月額3,000円以上の引き上げに取り組むこととしています。これらの春季生活闘争の成果を、特定（産業別）最低賃金の引き上げに波及させ、未組織労働者・非正規労働者の賃金の底上げに結びつけるべく、労働組合の社会的責任として取り組みを推進していきます。

I. 特定（産業別）最低賃金の取り組み

1. 特定（産業別）最低賃金の2015年度「金額改正」および「新設」の取り組み

(1) 金額改正の取り組み

都道府県別に設定されているすべての特定（産業別）最低賃金について金額改正の取り組みを行います。

(2) 新設の取り組み

関係産別ならびに連合本部、当該地方連合と連携し、積極的に新設に取り組みます。

(3) 申出（申請）にむけた取り組み

① 申出要件確保に向けた取り組み

各産別・単組は、企業内最低賃金協定の締結や、特定（産業別）最低賃金の改正の必要性に関する決議などによって、申出要件を確実に確保します。

② 適用労働者数の確認

2014年度の審議では、平成21年（2009年）の経済センサスを基本に適用労働者数が確定されます。調査以降、経済環境の変化や事業構造改革等により、事業所の統廃合・新設や主要生産品目の変化による産業分類の変更などが実施され、適用労働者数が大幅に変動していることがあります。その場合には、都道府県労働局と調整の上、直近の適用労働者数を反映させます。

意向表明後、都道府県労働局より当該特定（産業別）最低賃金の適用労働者数が提示されます。適用労働者数の確認を早めに行い、申出要件を確実に確保します。

(4) 使用者側への理解活動

特定（産業別）最低賃金は、「関係労使のイニシアティブ発揮」によって、特定（産業別）最低賃金の必要性や金額水準を決定すべき制度です。「産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応」（別紙1）、「特定（産業別）最低賃金の金額改正に向けた取り組みの留意点（改訂版）」（別紙2）に基づき、産別本部、産別地方組織、単組、支部など各レベルにおいて、当該産業の業界団体や当該企業（事業所）等に対して、特定（産業別）最低賃金への理解と協力を求める活動を積極的に行います。併せて、地方最低賃金審議会における審議会委員、専門部会委員への働きかけも行います。

(5) 申出（申請）時期

2015年3月末までに改正および新設の意向表明を行い、早期発効を念頭に、6月末までの申出をめざします。

(6) 労働協約ケースによる申出（申請）の促進と企業内最低賃金協定の割合の拡大

特定（産業別）最低賃金を通じて、企業内最低賃金協定を未組織労働者に波及させ、産業全体の賃金の底上げを図るという目的や、2002年12月の中央最低賃金審議会報告における「労働協約ケースによる申し出に向けた努力」を踏まえ、「労働協約ケース」による申出が可能な場合は、「労働協約ケース」で申出を行います。

また、公正競争ケースで申出を行う場合においても、合意者（分子）に占める企業内最低賃金協定の割合を高めます。

(7) 申出（申請）時の水準チェック

企業内最低賃金協定の水準は、金属労協平均で155,736円となっていますが、水準のバラツキが大きく、現行の特定（産業別）最低賃金と水準が接近している協定もあります。

特定（産業別）最低賃金の金額改正・新設の申出の際に提出する企業内最低賃金協定は、申出ケース（労働協約ケースまたは公正競争ケース）に関わりなく、特定（産業別）最低賃金額改正の上限として取り扱われます。

地域別最低賃金が大幅に引き上げられることを念頭に、申出書に添付する企業内最低賃金協定の水準が特定（産業別）最低賃金の引き上げに寄与する水準となっているかどうか、申出時のチェックを十分に行います。

(8) 疎明資料の添付

公正競争ケースで申出を行う場合は、「公正競争確保の必要性」の申出理由を明らかにするにあたり、1998年12月の中央最低賃金審議会「産業別最低賃金に関する全員協議会報告」を踏まえて、企業規模間格差、組織・未組織間などの賃金格差の存在を説明する「疎明（そめい）資料」の作成と提示に積極的に取り組みます。

なお、疎明資料の作成にあたっては、地方連合、産別の連携のもとに対応します。

(9) 必要性審議への対応

2007年以降、地域別最低賃金が従来と比較して大幅に引き上げられてきた結果、地域や産業によっては、先に審議を行った地域別最低賃金が特定（産業別）最低賃金の水準を上回る状況も起きています。使用者側は地域別最低賃金と産業別最低賃金の逆転を根拠に、特定（産業別）最低賃金の不要論の主張を強めており、「必要性あり」の結論を得られないケースも出ています。

このため、(4)の取り組みによって当該産業労使の合意形成に向けた事前の働きかけを強化し、審議に臨みます。

また、地域の実態を踏まえて、当該産業労使が必要性審議に参加するなど、当該産業労使の意見を反映させる方策を検討することとします。その場合は、産別本部や地方連合と連携して取り組むこととします。

さらに、特定（産業別）最低賃金の意義・役割について、公労使が共通の理解に立ち、企業内最低賃金協定や地域の当該産業の賃金データに基づく審議を行うことができるように、連合と連携して対応を進めます。

(10) 金額水準の考え方

下記の考え方を基本に、企業内最低賃金協定の水準や地域の当該産業の賃金実態を重視し、あるべき水準についての論議を深めるように取り組みます。2015年度は、賃金の底上げと賃金格差是正が、経済の好循環、実質生活の維持、「人への投資」の実現に向けた重要な取り組みであることを踏まえて、従来以上の引き上げに取り組みます。

① 特定（産業別）最低賃金は、組織労働者が締結した労働協約を未組織労働者に適用する「労働協

約の拡張適用」の考え方が根幹にあります。組織労働者と未組織労働者、正規労働者と非正規労働者の賃金格差を是正し、雇用形態の多様化に対応した均等・均衡処遇を実現するため、特定（産業別）最低賃金を企業内最低賃金協定に準拠した水準へと引き上げることをめざします。その実現のため、計画的な引き上げに取り組みます。

- ② 「人への投資」の観点から、日本の基幹産業である金属産業の「労働の価値」にふさわしい賃金水準を確立するため、基幹的労働者の賃金水準の底支えの役割を果たす特定（産業別）最低賃金の引き上げを図ります。
- ③ 特定（産業別）最低賃金が基幹的労働者を対象とした最低賃金であること、金属産業がわが国の基幹産業であり、その労働の質も高いものであることなどから、地域別最低賃金に対して「少なくとも10%以上上回る水準」を確保し、地域別最低賃金との水準差を維持しつつ、さらに基幹的労働者にふさわしい水準への引き上げを図ります。

(11) 発効日の前倒し

発効日については、1990年度以降「すべての特定（産業別）最低賃金の年内発効」をめざして取り組みをすすめてきました。これまでの考え方や着実な成果をふまえ、引き続き早期発効に取り組み、具体的には10～11月発効を当面の中期目標とします。このため、産業間・地域間の連携の下で、効果的な日程配置を検討しつつ、申出や審議日程の前倒し等の取り組みを推進します。

(12) 地域における取り組みの強化

「特定（産業別）最低賃金の新設・改正に向けた取り組みの留意点（改訂版）」「特定（産業別）最低賃金の地域における具体的な取り組みの整理（第1版）」を活用して取り組みます。

これらの資料を網羅して、「産業別最低賃金ガイドブック（2009年改訂）」を改訂し、理論面の強化と地域における具体的な取り組みについて整理します。

2. 連合、最低賃金審議会委員、地方組織との連携強化

諸活動を推進するにあたり、従来以上に中央最低賃金審議会委員、連合、金属労協、産別間の連携を強化するとともに、中央・地方の連携を強めます。

また、地方における審議では、金属労協の地方ブロックや地方連合、地方連合金属部門連絡会、地方最低賃金審議会労働者側委員との連携・協力体制を強めます。具体的には、地方連合と連携しながら審議会委員・専門部会委員の意見交換・情報交換の場を持つなどの取り組みや、使用者側への働きかけや共通主張・目標の設定、日程配置、申出時の企業内最低賃金協定のチェックなどに取り組みます。

3. 決定金額の周知と履行確保の取り組み

特定（産業別）最低賃金の周知と履行確保については、当該産業労使の自主的な努力が求められています。産業、企業、事業所レベルの協議の場を通じて、決定金額の周知と履行確保に取り組みます。

II. 企業内最低賃金協定の取り組み

1. 企業内最低賃金協定の締結促進

企業内最低賃金協定は、企業内における賃金の最低規制であるとともに、特定（産業別）最低賃金の基礎となります。具体的には、申出要件である金額改正・新設の必要性に関する合意（分子）と見なされ、金額審議においても重要な参考指標となります。

特定（産業別）最低賃金を引き上げ、実効性を高めていくため、企業内最低賃金協定の締結拡大と水準の引き上げに取り組みます。

2. 企業内最低賃金協定の考え方

① 金額水準

*企業内最低賃金協定は企業における入り口賃金であることから、高卒初任給に準拠する水準を基本とします。

*特定（産業別）最低賃金の申出書に添付した企業内最低賃金協定が特定（産業別）最低賃金額改正の上限になることに留意して協定を締結します。

<2015年闘争の推進>

○すべての組合が企業内最低賃金協定を締結します。

○企業内最低賃金協定の水準は、高卒初任給準拠とし、着実に引き上げます。

○月額156,000円以上の水準、もしくは月額3,000円以上の引き上げに取り組みます。

○非正規労働者への適用や特定（産業別）最低賃金への波及のため、時間額を併記します。時間額で協定する場合は、上記月額を所定労働時間で除した水準とし、時間額987円以上の水準、もしくは時間額19円以上の引き上げに取り組みます。

○社会全体への波及効果を高めるため、非正規労働者（直接雇用）を含めた協定の締結をめざします。

② 適用対象者

*特定（産業別）最低賃金の適用が「18歳以上65歳未満」になっていることから、個別賃金の一環として、18歳以上の従業員を対象とした「18歳最低賃金協定」締結の取り組みを行います。

*前記水準を前提に、直接雇用の非正規労働者を含めた協定の締結をめざします。

③ 春季生活闘争における取り組み

*全企業連・単組が企業内最低賃金協定の締結を要求し、賃金と同時に回答を引き出すことをめざします。そのことによって共闘効果を発揮し、さらに賃金の最低基準を社会全体に波及させることをめざします。

III. 情報の伝達

最低賃金制度の見直しの動向や、金額改正・新設の申出および審議の状況、地域別最低賃金・特定（産業別）最低賃金の金額決定状況等、各種情報については、適宜事務局より伝達します。

以上の方針にもとづいて活動を推進することとし、具体的な取り組み方針については労働政策委員会において、その都度協議・決定します。

以 上

2003年 2月 5日 金属労協・最賃センター

**中央最低賃金審議会「産業別最低賃金制度全員協議会報告」
(2002年12月6日) への対応**

産別全協報告 (2002年12月6日)	具体的な対応
<p>(1)①関係労使当事者間の意思疎通 産業別最低賃金の決定、改正又は廃止(以下「決定等」という。)に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため、<u>当該申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図ることとする。</u>この場合の意思疎通としては、<u>関係労使当事者間において話し合いを持つことが望ましい。</u> なお、<u>関係労使当事者とは、主として、労働協約締結当事者</u>の使用者(使用者団体を含む。)又は労働組合、都道府県内における当該産業の関係労使団体などを指すものである。</p>	<p>○産業別団体レベル、企業レベル、都道府県(事業所)レベルなど、さまざまな場において、特定(産業別)最低賃金についての労使の話し合いを促進する。 ○都道府県レベル(たとえば事業所レベルなど)において、申請の取り組みについて経営者側への通知や労使の話し合いを行う。なお、この取り組みは、最低賃金協定を締結している企業や事業所に限らず、労働組合の機関決議によって申請を行う場合等においても実施する。 ○申請についての通知のみでなく、同時に、特定(産業別)最低賃金の意義や役割について、経営側に理解を求めなるべく働きかけに努める。</p>
<p>(1)②関係労使の参加による必要性審議 産業別最低賃金の決定等の必要性の有無に関する調査審議(以下「必要性審議」という。)について、従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討することとする。 なお、必要性審議において、当該産業別最低賃金が適用される中小企業を含めた関係労使が参加することにより、より実質的な審議が行われることを期待するものである。</p>	<p>○各地域における産業の実情を踏まえながら、実質的な必要性審議ができるような、よりのぞましい審議の場のあり方について、各地方審議会でも検討を行う。</p>
<p>(1)③金額審議における全会一致の議決に向けた努力 関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、<u>全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。</u></p>	<p>○労使のイニシアティブ発揮という趣旨に則り、全会一致の議決に至るよう最大限努力をする。</p>
<p>(1)④関係労使の自主的な努力による周知及び履行確保 産業別最低賃金の周知及び履行確保について、関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格にかんがみ、行政の役割とあいまって、当該産業別最低賃金が適用される関係労使がその自主的な努力により、産業別最低賃金の周知及び履行確保に努めることが望ましい。</p>	<p>○産別・企業(事業所)レベル等での話し合い場を通じて、周知と履行確保の働きかけを行うこととする。</p>

産別全協報告（2002年12月6日）	具体的な対応
<p>(2)①労働協約ケースによる申出に向けた努力</p> <p>平成10年報告を踏まえ、関係労使の努力により労働協約ケースが増加してきているところであるが、今後においても平成10年報告の再確認を通じ、公正競争ケースから<u>労働協約ケースによる申出に向けて一層努めることとする。</u></p> <p>なお、<u>公正競争ケースによる申出において</u>、申出者は平成10年報告を踏まえ、賃金格差の存在を疎明するための<u>資料の一層の充実を図ることとする。</u></p>	<p>○「労働協約ケース」による申請を一層促進することとし、各産別は企業内最低賃金協定の締結促進など、そのための取り組みを推進する。</p> <p>○組織・未組織間などの賃金格差の存在を疎明する「疎明(そめい)資料」の作成と提示に積極的に取り組む。</p>
<p>(2)②適用労働者数の要件</p> <p>「新しい産業別最低賃金の運用方針(昭和57年1月14日中央最低賃金審議会答申)」において、新しい産業別最低賃金については「相当数の労働者に当該最低賃金の適用が見込まれるものでなければならない」とされていること、また、昭和61年答申における新産業別最低賃金への転換に係る経過措置として「相当数の労働者」の範囲については、地方最低賃金審議会において、原則として1,000人程度を基準として、地域の実情に応じ決定するものとする」とされていることを考慮し、産業別最低賃金における「相当数の労働者」の範囲についても、<u>原則として1,000人程度とし、地域、産業の実情を踏まえ、1,000人程度を下回ったものについては、申出を受けて、地方最低賃金審議会において、廃止等について調査審議を行うこととする。</u></p>	<p>○相当数の労働者については、地域・産業の実情を踏まえたものとなるように対応する。</p> <p>○具体的な取り組みは、地方連合と連携して対応する。</p>
<p>(2)③適用労働者数等の通知</p> <p>産業別最低賃金の決定等に関する申出の意向表明があった場合には、適用労働者数等を労使双方で確認できるようにするため、当該申出の意向表明後速やかに、最低賃金審議会事務局から当該産業別最低賃金の基幹的労働者である適用労働者数等を明示し、関係労使に通知することとする。</p>	<p>○適用労働者数については、地方労働局と調整の上、直近の変動を反映するなどの対応に努め、申請要件を確保する。</p>
<p>(2)④産業別最低賃金の表示単位期間の時間額単独方式の検討</p> <p>地域別最低賃金の表示単位期間については、平成14年度からすべての都道府県で時間額単独方式に移行したところであり、産業別最低賃金の表示単位期間の時間額単独方式への移行についても、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討することとする。</p>	<p>○地域別最低賃金の時間額単独方式への移行を踏まえて、特定(産業別)最低賃金についても、2003年度からの時間額単独方式への移行に努める。</p>

特定（産業別）最低賃金の金額改正に向けた取り組みの留意点〈改訂版〉

2007年以降、地域別最低賃金が従来と比較して大幅に引き上げられてきた結果、地域や産業によっては、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の水準が逆転する状況もみられます。使用者側は逆転現象を根拠に、特定（産業別）最低賃金の不要論の主張を強めており、「必要性あり」の結論を得られないケースも出ています。

こうした状況を踏まえ、制度の趣旨である当該産業労使のイニシアティブを発揮しながら、特定（産業別）最低賃金を基幹的労働者の最低賃金にふさわしい水準へと改善するよう、以下の諸点に留意しながら取り組むこととします。

1. 特定（産業別）最低賃金の意義と必要性について、当該産業労使で理解を深めるための取り組みを強化します。

- 業界団体、企業、都道府県（事業所）など各レベルで、経営者側に対して特定（産業別）最低賃金の意義と必要性についての理解を深めるための取り組みを強化します。
- 地方最低賃金審議会および専門部会の使用者側委員に対して、事前に理解を求める働きかけや審議後の意見交換を積極的に行うなど、当該産業・地域の実態を踏まえた真摯な審議を行うための信頼関係づくりに取り組みます。
- 特定（産業別）最低賃金制度への理解促進にあたっては、金属労協・最賃センター「産業別最低賃金ガイドブック」等を活用することとします。
- 必要性審議で活用するため、金属労協および各産別で制度の意義・役割について再整理を行うこととします。

2. 当該産業労使のイニシアティブを発揮するという産業別最低賃金の趣旨を踏まえ、当該産業労使の必要性の判断を重視すべきこと、当該産業労使が参加する専門部会で金額を審議すべきことを強く主張し、必ず必要性ありの答申を引き出します。

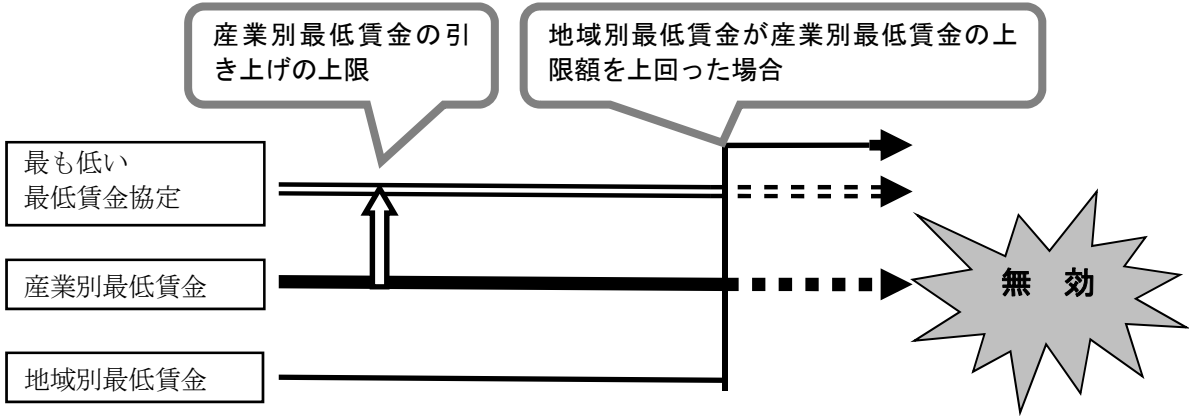
- 特定（産業別）最低賃金は、当該産業労使のイニシアティブを発揮するという制度の趣旨を踏まえ、特定（産業別）最低賃金の金額を審議する「専門部会」の構成は、労使各側3名のうち少なくとも各2名が「当該産業に直接関与する労使を代表する者」となっています。しかしながら、その前段の本審では、必ずしも当該産業労使が審議に参加していない中で「必要性」の審議が行われます。本審で「必要性あり」に至らなければ、当該産業労使による審議の場（専門部会）が設置することができず、制度の趣旨からして問題があります。
- 従って、制度の趣旨を踏まえれば、当該産業労使の必要性の判断を重視すべきこと、当該産業労使が参加する専門部会を設置して金額を審議すべきであることを強く主張し、必ず「必要性あり」の答申を引き出すように取り組みます。

3. 可能な場合は、労働協約ケースによる申出（申請）への移行し、適用対象労働者に対する企業内最低賃金協定の比率を高めめます。公正競争ケースの場合でも、企業内最低賃金協定の割合を増やします。

- 労働協約ケースは、適用対象労働者に対して、一定以上の割合で企業内最低賃金協定が適用されている場合に特定（産業別）最低賃金の新設や金額改正の申出（申請）を行うものであり、労使の合意に基づく申出（申請）であることから審議を円滑に進めることができます。また、労働協約ケースにおける金額審議では、最低賃金協定をベースに審議を行うことから、労働協約の拡張的な取り組みに結びつき、本来の趣旨である基幹的労働者賃金の適正水準の設定による賃金の底上げと格差是正につながります。このため、企業内最低賃金協定の水準をチェックしつつ、合意労働者に占める企業内最低賃金協定の比率を高めるように取り組みます。
- 公正競争ケースによる申出（申請）の場合でも、合意労働者に占める企業内最低賃金協定の比率を高めることは労使合意による裏づけとなり、審議を円滑に進めることができます。また、金額審議において、企業内最低賃金協定の水準を審議の重要な参考資料として活用することもできます。このため、公正競争ケースで申出（申請）する場合であっても、合意労働者に占める企業内最低賃金協定の比率を高めるように取り組むこととします。

4. 申出書に添付する企業内最低賃金協定のうち最も低い水準が、特定（産業別）最低賃金の「金額改正の上限」となることに留意して申出（申請）に取り組みます。

- 企業内最低賃金協定の水準は、金属労協平均で154,000円程度となっていますが、水準のバラツキが大きく、現行の特定（産業別）最低賃金と水準の接近している協定もあるのが現状です。
- 特定（産業別）最低賃金の金額改正・新設の申出の際に提出する企業内最低賃金協定は、申出ケース（労働協約ケースまたは公正競争ケース）にかかわらず、金額水準の上限として取り扱われます。
- このため、特定（産業別）最低賃金の申出（申請）に用いる協定は、特定（産業別）最低賃金の引き上げに寄与する水準であるかどうか、チェックした上で申出（申請）に用いることとします。
- また、2011年度の申出（申請）に用いた協定のうち、現行の特定（産業別）最低賃金と水準が接近している協定については、当該産別・単組と連携し、2012年度の申出（申請）までに水準を見直すこととします。



解説：地域別最低賃金と産業別最低賃金が接近している場合に留意すべき取り扱いについて

1. 必要性審議の位置づけ

- 特定（産業別）最低賃金の「必要性審議」では、引き上げ額を「0」とすることも含めて「金額改正の必要性あり」を答申し、金額決定は専門部会に委ねるという運用がされてきました。
- しかしながら、改正最低賃金法では、特定（産業別）最低賃金額は地域別最低賃金額を上回らなければならないとされているため、金額改正の必要性審議で「金額改正の必要性あり」が答申された場合は、必ず地域別最低賃金額を上回る水準で特定（産業別）最低賃金を決定しなければなりません。
※例えば、地域別最低賃金が770円→780円に改定され、特定（産業別）最低賃金が「金額改正の必要性あり」とされた場合、現行の特定（産業別）最低賃金が780円であれば、781円以上に引き上げなければならない。
- 2011年度の東京都・神奈川県必要性審議では、先に改定した地域別最低賃金が、一部の特定（産業別）最低賃金を上回ったことを根拠に、使用者側が特定（産業別）最低賃金の不要論を従来以上に強硬に主張し、一部の業種では「必要性あり」の結論を得られない結果となりました。
- 特定（産業別）最低賃金は労使のイニシアティブに基づく制度であるため、必要性審議は公労使の「全会一致」が前提になっています。従って、全会一致で「必要性あり」の結論に至るように、事前に当該産業労使の合意形成に向けた働きかけを強化し、審議に臨むことが重要です。

2. 産業別最低賃金が地域別最低賃金を下回った場合の取り扱い

- 生活保護との乖離解消のために地域別最低賃金が大幅に引き上げられている地域では、最大限の努力を行っても、特定（産業別）最低賃金が地域別最低賃金を下回る恐れもあります。しかしながら、特定（産業別）最低賃金は、地域別最低賃金を下回った場合であっても、その効力を失うものの、即時に廃止されるものではありません。
- 特定（産業別）最低賃金を廃止する場合は、労働者側または使用者側から廃止の申出（申請）を行った上で、地方最低賃金審議会において全会一致で「廃止」を決定することが原則となっています。
- また、改正最低賃金法では、都道府県労働局長が「著しく不相当となった」と認めるときは職権により特定（産業別）最低賃金の「廃止」を決定することができるようになっていますが、その場合も、労使のイニシアティブを重視するという趣旨を踏まえ、労使の意思を確認することなく廃止を決定することはありません。
- 特定（産業別）最低賃金の優位性を維持し、地域別最低賃金を下回ることがないように万全の取り組みを行うことが基本となりますが、当年度の審議結果において地域別最低賃金が上回った場合においても、使用者側に対して理解を求め活動継続し、速やかに地域別最低賃金を上回る水準へと引き上げるように取り組むこととします。

以 上

IV. 2015年度特定(産業別)最低賃金額改正に臨む確認事項

2015年度地域別最低賃金額改正の目安が示されたことを受け、今年度の特定(産業別)最低賃金額改正に臨む具体的な考え方を2015年8月3日に確認した。

2015年度特定(産業別)最低賃金額改正に臨む確認事項

2015年8月3日
全日本金属産業労働組合協議会
(金属労協/JCM)

金属労協(JCM)は、以下の基本的な考え方にに基づき、2015年度特定(産業別)最低賃金額改正に取り組むことを確認しました。

1. はじめに

2015年7月30日に2015年度の地域別最低賃金の目安が示され、今後、地域別最低賃金、特定(産業別)最低賃金の審議がスタートします。

地域別最低賃金は、「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の合意や、改正最低賃金法の趣旨を踏まえた地域別最低賃金と生活保護水準との乖離解消、「雇用戦略対話」における政労使合意、「経済財政運営と改革の基本方針」、「日本再興戦略」等に配慮した審議によって、2007年度から2014年度までの8年間に、全国加重平均で107円引き上げられました。2015年度の目安審議では、各ランクの目安は、Aランク19円、Bランク18円、Cランク16円、Dランク16円となり、全国加重平均は、昨年を上回る18円という結果になりました。このため、地域別最低賃金は、多くの地域で昨年を上回る引き上げが見込まれます。

一方、特定(産業別)最低賃金は、地域別最低賃金に対する水準差が徐々に縮小してきています。さらに、使用者側が地域別最低賃金額を下回った特定(産業別)最低賃金は速やかに廃止すべきとの方針で臨んでいるため、こうした場合に「必要性あり」に至らず、金額改正ができない事態が生じています。

しかしながら、2つの最低賃金は、異なる役割と機能を果たしています。特定(産業別)最低賃金は、わが国唯一の企業の枠を超えた労働条件決定システムであり、「労使交渉の補完・代替機能」を担いつつ、「公正な賃金決定」を促進し、「産業別の賃金の下支え」や「公正競争の確保」という役割を果たしています。また、雇用形態の多様化が進展する中で、「同一価値労働同一賃金」を基本とした非正規労働者の賃金の底上げを図るため、特定(産業別)最低賃金の持つ機能がより重要性を増しています。

2015年闘争では、経済の好循環、実質生活の維持、「人への投資」の実現に向けて、JC共闘が一丸となって賃上げに取り組んだ結果1,607組合が賃上げを獲得しました。賃上げを獲得した組合の平均引き上げ額は、前年を上回る1,751円となっています。また、企業内最低賃金協定の締結組合は、昨年を上回り、全組合の52.2%が締結しています。18歳最低賃金協定の水準は、前年から1,221円増加し、平均で月額156,957円となりました。

金属労協では、特定(産業別)最低賃金をJCミニマム運動の一つと位置づけ、金属産業の賃金の底上げをめざして取り組んでいます。組織労働者の賃金の引き上げや企業内最低賃金の協定締結と水準引

き上げの成果を波及させ、未組織労働者を含めた金属産業全体の賃金の底上げを図るため、特定（産業別）最低賃金の引き上げに全力で取り組むこととします。

2. 必要性審議への対応

① 地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の水準が接近・逆転していることなどを理由に、使用者側委員が特定（産業別）最低賃金の不要論を主張するケースがみられます。審議が難航する場合は、特定（産業別）最低賃金が当該産業労使のイニシアティブに基づく制度であることを重視し、当該産業労使の参加する専門部会を設置して金額審議を行うべきことを強く主張して、「必要性あり」の答申を引き出すこととします。

また、地域の実態を踏まえて、当該産業労使が必要性審議に参加するなど、当該産業労使の意見を反映させる方策を検討することとします。その場合は、産別本部や地方連合と連携して取り組むこととします。

② 同時に、制度の意義・役割を訴えるとともに、企業内最低賃金協定の水準をめざした引き上げが必要であることを主張することとします。

③ 金属労協の「2015年度特定（産業別）最低賃金の取り組み方針（2015年1月）」に基づき、使用者側委員等への事前の働きかけ等を十分に行った上で、必要性審議に臨むこととします。

3. 金額改正審議への対応

(1) 金額水準の基本的考え方

① 特定（産業別）最低賃金は、組織労働者が締結した労働協約を未組織労働者に適用する「労働協約の拡張適用」の考え方が根幹にあります。組織労働者と未組織労働者、正規労働者と非正規労働者の賃金格差を是正し、雇用形態の多様化に対応した均等・均衡処遇を実現するため、特定（産業別）最低賃金を企業内最低賃金協定に準拠した水準へと引き上げることをめざします。その実現のため、計画的な引き上げに取り組めます。

② 「人への投資」の観点から、日本の基幹産業である金属産業の「労働の価値」にふさわしい賃金水準を確立するため、基幹的労働者の賃金水準の底支えの役割を果たす特定（産業別）最低賃金の引き上げを図ります。

③ 特定（産業別）最低賃金が基幹的労働者を対象とした最低賃金であること、金属産業がわが国の基幹産業であり、その労働の質も高いものであることなどから、地域別最低賃金に対して「少なくとも10%以上上回る水準」を確保し、地域別最低賃金との水準差を維持しつつ、さらに基幹的労働者にふさわしい水準への引き上げを図ります。

<参考>

2015年闘争方針

- すべての組合が企業内最低賃金協定を締結する。
- 企業内最低賃金協定の水準は、高卒初任給準拠とし、着実に引き上げる。
- 月額156,000円以上の水準、もしくは月額3,000円以上の引き上げに取り組む。
- 非正規労働者への適用や特定（産業別）最低賃金への波及のため、時間額を併記する。時間額

で協定する場合は、上記月額を所定労働時間で除した水準とし、時間額987円以上の水準、もしくは時間額19円以上の引き上げに取り組む。

○社会全体への波及効果を高めるため、非正規労働者（直接雇用）を含めた協定の締結をめざす。

2015年闘争全体集計（最終集計：2015年7月24日）

○18歳最低賃金協定：平均月額 156,957円

(2) 2015年度の金額改正を取りまく情勢と主張点

- ① 日本経済は、消費税引き上げを機に景気の低迷がみられましたが、2014年年末以降、全体として回復基調を取り戻しています。失業率も2015年4、5月には、完全失業率が3.3%に低下し、有効求人倍率も1倍を超える状況が続いています。金属産業の企業収益も、為替相場の影響によるバラツキがあるものの、中小企業を含めて概ね増収増益が続く状況となっています。
- ② 使用者側は、資源・エネルギー価格の高騰や電力供給不安、円安による素材・部品の輸入価格の上昇など、取りまく環境の厳しさや先行き不安を強調し、特定（産業別）最低賃金を引き上げる状況にないことを主張することが想定されます。
- ③ これに対し、われわれは、
 - i) 日本経済を持続的な経済成長に導くためには、企業収益の改善を賃金の引き上げにつなげ、それが消費の拡大、さらには企業収益の拡大につながる経済の好循環の実現が求められている。物価が上昇基調にある中で、経済の好循環を実現するためには、すべての働く者の賃金の引き上げが必要である。
 - ii) 金属産業の競争力を強化するためには、「人への投資」によって中長期的に次代を担う人材を確保するとともに、熟練した技術・技能の流出を防ぐことが必要である。人手不足感が強まっていることから、人材確保のため、賃金の引き上げが必要である。
 - iii) 金属労協では、ほとんどの組合が定期昇給を実施した上で、6割の組合がベア等の賃上げを獲得し、賃上げ獲得組合数、賃上げ額ともに前年を上回っている。企業内最低賃金協定についても、協定の締結率、引き上げ組合数、引き上げ額ともに前年を上回っている。均等・均衡待遇の観点から、組織労働者の賃上げの成果を波及させ、未組織労働者・非正規労働者の賃金の引き上げにつながる特定（産業別）最低賃金の引き上げが必要である。
 - iv) 未組織・非正規労働者を含めた現場力を支える金属産業全体の賃金の底上げを図るため、特定（産業別）最低賃金を日本の基幹産業である金属産業にふさわしい水準に引き上げるべきである。などの主張をすることとします。

(3) 2015年度金額改正にあたっての具体的な対応

- ① 企業内最低賃金協定の水準は、金属労協平均で月額156,957円となり、時間額換算で993円程度となっています。企業内最低賃金協定に準拠した水準への改正をめざし、金額水準（絶対額）を重視した主張を行い、適正な金額水準について十分な審議を尽くすこととします。
- ② 地域別最低賃金に対する当該特定（産業別）最低賃金の水準差を維持・拡大するとともに、企業内最低賃金協定との差を早期に是正し、金属産業の基幹的労働者にふさわしい最低賃金を実現するため、地域別最低賃金の引き上げ額以上の引き上げを図ることとします。

4. 当該産業労使のイニシアティブを発揮した取り組みの推進

- ① 関係労使間の意思疎通を十分に図った上で審議に臨むこととします。
- ② 関係労使の意思疎通を図るにあたっては、金属労協の「産業別最低賃金ガイドブック」や連合の「最低賃金の手引き」等を活用し、特定（産業別）最低賃金制度の意義・役割について理解を求める働きかけを行うこととします。
- ③ 専門部会における金額審議では、全会一致の合意に向けて最大限の努力を行うこととします。

5. 年内発効の徹底

- 発効日については、未組織労働者の賃金の底上げを早期に実現するため、「年内発効」を徹底することとします。

6. 関係者間の連携

- ① 地方審議会委員および産別（中央および地方）、地方連合との間で緊密に連携を図り、取り組みに万全を期すこととします。
- ② 特定（産業別）最低賃金と地域別最低賃金の水準が接近もしくは逆転している地域については、当該都道府県の審議会委員・専門部会委員と連携して具体的取り組みを検討することとします。
- ③ 地方審議会における審議の過程で問題が発生した場合は、関係産別や地方連合と連携を図りながら対処することとします。

以 上

.....

V. 2014年度特定（産業別）最低賃金決定状況

2014年度特定（産業別）最低賃金決定状況

①意向表明、申請状況

	申請		改正	金額改正・新設必要性		金額改正・新設	
	新設	修正		有り	有りに至らず	決定	未決定
鉄鋼	20	0	20	18	2	18	0
非鉄金属	7	1	6	6	1	6	0
金属製品	3	0	3	3	0	3	0
一般機械	23	1	22	21	2	21	0
電気機械	45	1	44	44	1	44	0
精密機械	7	0	7	7	0	7	0
輸送用機械	33	1	32	31	2	31	0
自動車小売	21	1	20	20	1	20	0
自動車整備	1	0	1	1	0	1	0
金属産業計	160	5	155	151	9	151	0
(13年度)	161	2	159	154	7	153	1

②申請ケース

	申請件数	労働協約ケース	公正競争ケース
鉄鋼	20	18	2
非鉄金属	7	6	1
金属製品	3	2	1
一般機械	23	4	19
電気機械	45	29	16
精密機械	7	3	4
輸送用機械	33	23	10
自動車小売	21	9	12
自動車整備	1	0	1
金属産業計	160	94	66
(13年度)	161	90	71

③引き上げ額の分布

	発効 件数	金額 改正	5円 未満	5円	6円	7円	8円	9円	10円	11円	12円	13円	14円	15円	16円	17円	18円	19円以 上	単純 平均
鉄鋼	18	18								2		5	1	1	4	4	1		15
非鉄金属	6	6									1	2	3						13
金属製品	3	3									1	1	1	1					13
一般機械	21	21						3		2	8	4	1	2	1	1			12
電気機械	44	44			2		2	1		3	7	13	5	3	2	1			12
精密機械	7	7								1	2	2	2						13
輸送用機械	31	31					1		4	2	7	9	2						13
自動車小売	20	20							1	1	4	5	2	4	1			1	13
自動車整備	1	1											1						14
金属産業計	151	151	0	2	1	0	3	1	14	10	30	41	17	11	12	7	1	1	13
(13年度)	153	153	4	1	9	10	12	30	32	26	18	10	1	0	0	0	0	1	10

④地賃の引き上げ額との比較

	金額 改正	上回る	同額	下回る
鉄鋼	18	8	2	8
非鉄金属	6	1	1	4
金属製品	3	0	0	3
一般機械	21	1	0	20
電気機械	44	2	4	38
精密機械	7	1	0	6
輸送用機械	31	2	2	37
自動車小売	20	5	4	11
自動車整備	1			1
金属産業計	151	20	13	128
(13年度)	153	32	34	87

⑤水準の分布

	発効 件数	700 ～699	720 ～719	740 ～739	760 ～759	780 ～779	800 ～819	820 ～839	840 ～859	860 ～879	880 ～889	890～	単純 平均
鉄鋼	18				1		1	3	4	4	2		842
非鉄金属	6						3	3	2				823
金属製品	3							2	1				837
一般機械	21				2		4	9	3	2			824
電気機械	44		2	7	5	5	7	7	4			1	788
精密機械	7				1		1	3	1	1			816
輸送用機械	31				4	4	3	7	7	5	2		831
自動車小売	20		1		4	3	1	4	3	1			795
自動車整備	1				1								772
金属産業計	151	0	3	7	11	15	21	36	25	13	1	1	813
(13年度)	153	1	5	11	13	18	37	22	22	8	1	0	801

⑥対地質比率の分布

	発効 件数	100 ～104	105 ～109	110 ～114	115 ～119	120 ～124	125 ～129	平均 比率
鉄鋼	18	1		9	7	1		114.7
非鉄金属	6	1	1	1	3			111.9
金属製品	3		1	2				109.5
一般機械	21	1	2	11	5	2		113.6
電気機械	44	4	25	12	3			109.0
精密機械	7	1	4	2				108.4
輸送用機械	31	1	5	16	6	3		113.9
自動車小売	20	3	7	9	1			109.5
自動車整備	1			1				113.5
金属産業計	151	12	45	63	25	6	0	111.5
(13年度)	153	10	45	63	28	7	0	112.0

⑦発効日の分布

	発効 件数	10月	11月	12月	1月	2月	3月	前倒し	同日	後倒し
鉄鋼	18		2	16				4	13	1
非鉄金属	6		1	5				4	1	1
金属製品	3			3				2	1	0
一般機械	21		2	19				8	12	1
電気機械	44		1	40	2		1	16	24	4
精密機械	7			7				2	5	0
輸送用機械	31		2	29				11	17	3
自動車小売	20		1	19				7	11	1
自動車整備	1			1					1	
金属産業計	151	0	9	139	2	0	1	54	85	11
(13年度)	153	1	6	128	15	0	3	37	76	40

⑧採決状況

	発効 件数	全会 一致	その他
鉄鋼	18	17	1
非鉄金属	6	5	1
金属製品	3	3	
一般機械	21	19	2
電気機械	44	36	8
精密機械	7	6	1
輸送用機械	31	24	7
自動車小売	20	20	
自動車整備	1	1	
金属産業計	151	131	20
(13年度)	153	122	31

2014年度 特定(産業別)最低賃金 決定状況 (都道府県別)

都道府県名	申出	申出 ケ-ス	申出 日	必要 性答 申日	14年度特定(産業別)最低賃金				13年度産別		14年度地賃		部会 採決	採決 状況	6条 5項	本審 採決	採決 状況	効力 発生日 (予定)
					時間額	引上額	引上率	対地賃 比率	対地賃 格差	時間額	引上額	時間額						
北海道	食品	改正	公	7/7	8/12	802	11	1.39	107.2	54	791	10	748	14	-	-	12/1	
北海道	鉄鋼	改正	協	7/2	8/12	858	16	1.90	114.7	110	842	10	748	14	-	-	12/1	
北海道	電気機械	改正	協	7/15	8/12	794	10	1.28	106.1	46	784	8	748	14	-	-	12/1	
北海道	輸送機械(船)	改正	協	7/9	8/12	799	12	1.52	106.8	51	787	10	748	14	-	-	12/4	
青森	鉄鋼	改正	協	7/31	9/25	800	13	1.65	117.8	121	787	10	679	14	10/21	10/21	12/21	
青森	電気機械	改正	公	7/28	9/25	735	14	1.94	108.2	56	721	9	679	14	10/9	10/9	12/21	
青森	各種商品小売	改正	公	7/28	9/25	727	13	1.82	107.1	48	714	9	679	14	10/14	10/14	12/21	
青森	自動車小売	改正	公	7/30	9/25	766	13	1.73	112.8	87	753	10	679	14	10/15	10/15	12/21	
岩手	鉄鋼・金属製品	改正	協	7/31	8/26	755	15	2.03	111.4	77	740	12	678	13	10/20	10/20	12/18	
岩手	精密機械	改正	公	7/31	8/26	743	14	1.92	109.6	65	729	12	678	13	10/10	10/10	12/18	
岩手	電気機械	改正	公	7/24	8/26	728	10	1.39	107.4	50	718	9	678	13	10/14	10/14	12/18	
岩手	各種商品小売	改正	協	7/31	8/26	741	12	1.65	109.3	63	729	9	678	13	10/17	10/17	12/18	
岩手	自動車小売	改正	公	7/31	8/26	765	14	1.86	112.8	87	751	12	678	13	10/2	10/2	12/18	
宮城	鉄鋼	改正	協	7/16	8/21	811	13	1.63	114.2	101	798	10	710	14	10/15	10/15	12/15	
宮城	電気機械	改正	公	7/16	8/21	769	12	1.59	108.3	59	757	8	710	14	10/21	10/21	12/19	
宮城	自動車小売	改正	公	7/16	8/21	778	15	1.97	109.6	68	763	9	710	14	10/14	10/14	12/15	
秋田	非鉄金属	改正	協	6/20	8/11	804	14	1.77	118.4	125	790	11	679	14	10/22	10/22	12/27	
秋田	電気機械	改正	協	7/28	8/11	738	13	1.79	108.7	59	725	10	679	14	10/20	10/20	12/27	
秋田	輸送機械(車)	改正	協	7/25	8/11	776	13	1.70	114.3	97	763	12	679	14	10/21	10/21	12/27	
秋田	自動車小売	改正	協	7/25	8/11	765	15	2.00	112.7	86	750	12	679	14	10/21	10/21	12/27	
山形	一般機械	改正	公	7/25	9/8	768	14	1.86	112.9	88	754	9	680	15	10/14	10/14	12/25	
山形	電気機械	改正	公	7/25	9/8	753	13	1.76	110.7	73	740	9	680	15	10/16	10/16	12/25	
山形	輸送機械(車)	改正	公	7/25	9/8	769	13	1.72	113.1	89	756	9	680	15	10/7	10/7	12/25	
山形	自動車整備	改正	公	7/25	9/8	772	14	1.85	113.5	92	758	9	680	15	10/20	10/20	12/25	
福島	非鉄金属	改正	協	7/17	7/30	802	13	1.65	116.4	113	789	11	689	14	9/30	9/30	11/28	
福島	精密機械	改正	公	7/17	7/30	787	13	1.68	114.2	98	774	11	689	14	10/20	10/20	12/27	
福島	電気機械	改正	公	7/17	7/30	753	12	1.62	109.3	64	741	11	689	14	10/14	10/14	12/13	
福島	輸送機械	改正	協	7/17	7/30	789	13	1.68	114.5	100	776	11	689	14	10/21	10/21	12/27	
福島	自動車小売	改正	公	7/17	7/30	785	13	1.68	113.9	96	772	11	689	14	10/16	10/16	12/17	
茨城	鉄鋼	改正	協	7/7	9/8	834	16	1.96	114.4	105	818	13	729	16	10/21	10/21	12/31	
茨城	一般機械	改正	公	7/14	9/8	811	13	1.63	111.2	82	798	9	729	16	10/29	10/29	12/31	
茨城	電気機械・精密	改正	協	7/15	9/8	806	13	1.64	110.6	77	793	11	729	16	10/27	10/27	12/31	
茨城	各種商品小売	改正	協	7/17	9/8	780	13	1.69	107.0	51	767	11	729	16	10/24	10/24	12/31	

都道府 県名	申請 内容	申 出 ケ-ス	申出 日	必要 性答 申日	14年度特定(産業別)		最低賃金		13年度産別		14年度地質		採決 状況	本審 採決	6条 5項	採決 状況	効力 発生日 (予定)	
					引上額	引上率	対地賃 比率	対地賃 格差	時間額	引上額	時間額	引上額						
栃木	塗料	改正	7/22	8/21	875	10	1.16	119.4	142	865	9	733	15	10/7	有	○	-	12/31
栃木	一般機械	改正	6/27	8/21	821	12	1.48	112.0	88	809	10	733	15	10/29	有	○	-	12/31
栃木	精密機械	改正	6/27	8/21	821	12	1.48	112.0	88	809	10	733	15	10/23	有	○	-	12/31
栃木	電気機械	改正	7/14	8/21	822	13	1.61	112.1	89	809	10	733	15	10/24	無	●	10/30	12/31
栃木	輸送機械(車)	改正	7/22	8/21	825	13	1.60	112.6	92	812	10	733	15	10/29	有	○	-	12/31
栃木	各種商品小売	改正	7/11	8/21	786	13	1.68	107.2	53	773	10	733	15	10/27	有	○	-	12/31
群馬	鉄鋼	改正	7/28	8/11	828	13	1.60	114.8	107	815	10	721	14	10/28	有	○	-	12/27
群馬	一般機械	改正	7/28	8/11	817	13	1.62	113.3	96	804	10	721	14	10/28	有	○	-	12/27
群馬	電気機械	改正	7/28	8/11	815	13	1.62	113.0	94	802	10	721	14	10/28	有	○	-	12/27
群馬	輸送機械	改正	7/28	8/11	817	13	1.62	113.3	96	804	10	721	14	10/28	有	○	-	12/27
埼玉	非鉄金属	改正	7/10	8/1	854	12	1.43	106.5	52	842	10	802	17	9/25	無	○	9/30	12/1
埼玉	精密機械	改正	7/10	8/1	870	13	1.52	108.5	68	857	12	802	17	9/2	無	○	9/30	12/1
埼玉	電気機械	改正	7/10	8/1	859	13	1.54	107.1	57	846	10	802	17	9/11	無	○	9/30	12/1
埼玉	輸送機械	改正	7/10	8/1	870	13	1.52	108.5	68	857	10	802	17	9/16	無	○	9/30	12/1
埼玉	各種商品小売	改正	7/23	8/1	821	11	1.36	102.4	19	810	8	802	17	9/2	無	○	9/30	12/1
埼玉	自動車小売	改正	7/22	8/1	869	12	1.40	108.4	67	857	10	802	17	9/17	無	○	9/30	12/1
千葉	食品	改正	7/22	7/31	839	12	1.45	105.1	41	827	10	798	21	10/15	有	○	-	12/25
千葉	鉄鋼	改正	7/11	7/31	880	13	1.50	110.3	82	867	10	798	21	10/20	無	▲	10/24	12/25
千葉	一般機械	改正	7/23	7/31	855	12	1.42	107.1	57	843	10	798	21	10/22	有	○	-	12/25
千葉	精密機械	改正	7/23	7/31	841	12	1.45	105.4	43	829	10	798	21	10/9	有	○	-	12/25
千葉	電気機械	改正	7/24	7/31	859	13	1.54	107.6	61	846	10	798	21	10/10	有	○	-	12/25
千葉	各種商品小売	改正	7/16	7/31	819	12	1.49	102.6	21	807	12	798	21	10/6	有	○	-	12/25
千葉	自動車小売(新)	改正	7/18	7/31	850	12	1.43	106.5	52	838	11	798	21	10/10	有	○	-	12/25
東京	鉄鋼	改正	7/25	-	-	-	-	-	-	871	12	888	19	-	-	-	-	-
東京	一般機械	改正	7/31	-	-	-	-	-	-	-	-	888	19	-	-	-	-	-
東京	電気機械	新設	7/28	-	-	-	-	-	-	-	-	888	19	-	-	-	-	-
東京	輸送機械	改正	7/31	-	-	-	-	-	-	-	-	888	19	-	-	-	-	-
東京	出版	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	888	19	-	-	-	-	-
神奈川	塗料	改正	7/14	11/28	894	10	1.13	100.8	7	884	7	887	19	12/19	有	○	-	3/1
神奈川	鉄鋼	改正	7/22	-	-	-	-	-	-	874	10	887	19	-	-	-	-	-
神奈川	電線・ケーブル	新設	7/14	-	-	-	-	-	-	-	-	887	19	-	-	-	-	-
神奈川	一般機械	新設	7/14	-	-	-	-	-	-	-	-	887	19	-	-	-	-	-
神奈川	電気機械	改正	7/14	11/28	890	17	1.95	100.3	3	873	19	887	19	12/25	有	○	-	3/1
神奈川	自動車製造	新設	7/14	-	-	-	-	-	-	-	-	887	19	-	-	-	-	-
神奈川	自動車小売	新設	7/14	-	-	-	-	-	-	-	-	887	19	-	-	-	-	-

都道府 県名	項目	申 出	申 出 ケ-ス	申 出 日	必要 性答 申日	14年度特定(産業別) 最低賃金			13年度産別		14年度地賃		採決 状況	本審 採決	6条 5項	採決 状況	効力 発生日 (予定)			
						時間額	引上額	引上率	対地賃 比率	対地賃 格差	時間額	引上額						時間額	引上額	
新潟	電気機械	改正	協	7/14	8/26	822	14	1.73	115.0	107	808	8	715	14	10/29	○	有	—	12/28	
新潟	各種商品小売	改正	公	8/4	8/26	773	14	1.84	108.1	58	759	12	715	14	10/23	○	有	—	12/21	
新潟	自動車小売(新)	改正	公	7/24	8/26	827	14	1.72	115.7	112	813	12	715	14	10/22	○	有	—	12/20	
富山	非鉄・金属製品	—	—	—	—	—	—	—	—	—	779	4	728	16	—	—	—	—	—	—
富山	輸送機械(車)・ 一般機械	改正	協	7/18	7/25	820	10	1.23	112.6	92	810	6	728	16	9/18	○	有	—	11/19	
富山	電気機械	改正	協	7/25	8/5	760	10	1.33	104.4	32	750	5	728	16	10/10	○	有	—	12/11	
富山	百貨店	改正	協	7/30	8/5	790	20	2.60	108.5	62	770	—	728	16	9/16	○	有	—	11/15	
石川	繊維	改正	公	7/17	8/27	735	9	1.24	102.4	17	726	5	718	14	10/15	○	有	—	12/31	
石川	一般機械	改正	公	7/18	8/27	836	10	1.21	116.4	118	826	6	718	14	10/21	○	有	—	12/31	
石川	電気機械	改正	協	7/3	8/27	781	11	1.43	108.8	63	770	7	718	14	10/22	○	有	—	12/31	
石川	輸送機械(車)	改正	協	7/18	8/27	836	10	1.21	116.4	118	826	6	718	14	10/21	○	有	—	12/31	
石川	百貨店	改正	公	7/17	8/27	790	9	1.15	110.0	72	781	6	718	14	10/21	▲	無	10/27	12/31	
福井	繊維	改正	公	7/30	8/26	732	7	0.97	102.2	16	725	5	716	15	10/15	○	有	—	12/24	
福井	一般機械	改正	公	7/22	8/26	810	10	1.25	113.1	94	800	6	716	15	10/20	○	有	—	12/24	
福井	電気機械	改正	協	7/25	8/26	776	13	1.70	108.4	60	763	9	716	15	10/14	○	有	—	12/24	
福井	百貨店	改正	協	7/30	8/26	773	10	1.31	108.0	57	763	8	716	15	10/14	▲	無	10/22	12/24	
山梨	電気機械	改正	公	7/30	8/21	819	13	1.61	113.6	98	806	8	721	15	10/27	○	有	—	12/26	
山梨	輸送機械(車)	改正	協	7/30	8/21	828	13	1.60	114.8	107	815	9	721	15	10/27	○	有	—	12/26	
長野	一般機械・輸送 用機械	改正	公	7/25	8/21	821	12	1.48	112.8	93	809	8	728	15	9/29	○	有	—	11/27	
長野	電気機械・精密	改正	公	7/25	8/21	810	12	1.50	111.3	82	798	8	728	15	9/30	○	有	—	11/28	
長野	各種商品小売	改正	協	7/25	8/21	773	10	1.31	106.2	45	763	7	728	15	10/20	○	有	—	12/31	
岐阜	電気機械	改正	協	7/18	8/4	804	12	1.52	108.9	66	792	7	738	14	10/16	○	有	—	12/21	
岐阜	輸送機械(車)	改正	協	6/26	8/4	842	12	1.45	114.1	104	830	7	738	14	10/15	○	有	—	12/21	
岐阜	輸送機械(航)	改正	協	6/18	7/28	890	11	1.25	120.6	152	879	6	738	14	10/20	○	有	—	12/21	
静岡	製紙	改正	協	7/3	8/11	772	14	1.85	100.9	7	758	14	765	16	10/8	●	無	10/10	12/13	
静岡	ゴム	改正	公	7/3	8/11	819	12	1.49	107.1	54	807	12	765	16	10/8	○	有	—	12/13	
静岡	鉄鋼・非鉄金属	改正	公	7/3	8/11	852	13	1.55	111.4	87	839	13	765	16	10/1	▲	無	10/10	12/13	
静岡	輸送機械・一般 機械	改正	公	7/3	8/11	864	13	1.53	112.9	99	851	13	765	16	10/1	▲	無	10/10	12/13	
静岡	電気機械	改正	協	7/3	8/11	836	13	1.58	109.3	71	823	13	765	16	10/7	○	有	—	12/13	
静岡	各種商品小売	改正	協	7/3	8/11	810	11	1.38	105.9	45	799	12	765	16	10/3	○	有	—	12/13	

都道府 県名	申請 内容	申 出 ケ-ス	申出 日	必要 性答 申日	14年度特定(産業別)			最低賃金		13年度産別		14年度地賃		部会 採決	採決 状況	6条 5項	本審 採決	採決 状況	効力 発生日 (予定)
					時間額	引上額	引上率	対地賃 比率	対地賃 格差	時間額	引上額	時間額	引上額						
愛知	繊維	改正	公	6/30	-	-	-	-	-	-	800	20	-	-	-	-	-	-	
愛知	鉄鋼	改正	協	6/30	7/31	899	14	1.58	112.4	99	885	11	800	10/8	○	無	10/15	○	12/16
愛知	一般機械	改正	公	6/30	7/31	870	12	1.40	108.8	70	858	9	800	10/1	○	無	10/15	○	12/16
愛知	精密機械	改正	協	6/30	7/31	827	14	1.72	103.4	27	813	9	800	10/10	○	無	10/15	○	12/16
愛知	電気機械	改正	協	6/30	7/31	837	14	1.70	104.6	37	823	8	800	10/2	●	無	10/15	●	12/16
愛知	輸送機械	改正	協	6/30	7/31	877	14	1.62	109.6	77	863	9	800	10/9	●	無	10/15	●	12/16
愛知	各種商品小売	改正	協	6/30	7/31	810	11	1.38	101.3	10	799	7	800	10/7	○	無	10/15	○	12/16
愛知	自動車小売	改正	公	6/30	7/31	859	13	1.54	107.4	59	846	10	800	10/14	○	無	10/15	○	12/16
三重	ガラス	改正	協	7/3	8/5	814	14	1.75	108.1	61	800	12	753	16/16	○	無	10/22	○	12/20
三重	電線・ケーブル	改正	協	6/19	8/8	833	13	1.59	110.6	80	820	12	753	16/14	○	無	10/22	○	12/20
三重	洋食器	改正	協	7/8	8/5	829	13	1.59	110.1	76	816	11	753	16/21	○	無	10/22	○	12/20
三重	電気機械	改正	協	6/10	8/5	819	14	1.74	108.8	66	805	12	753	16/15	●	無	10/22	●	12/20
三重	輸送機械	改正	協	7/1	8/5	854	13	1.55	113.4	101	841	12	753	16/17	○	無	10/22	○	12/20
滋賀	繊維	改正	公	7/28	8/12	760	10	1.33	101.9	14	750	8	746	16/24	○	無	10/28	○	12/27
滋賀	窯業	改正	公	7/28	8/12	848	12	1.44	113.7	102	836	9	746	16/17	○	無	10/28	○	12/27
滋賀	一般機械	改正	公	7/28	8/12	847	12	1.44	113.5	101	835	7	746	16/16	○	無	10/28	○	12/27
滋賀	電気機械・精密	改正	公	7/28	8/12	830	12	1.47	111.3	84	818	8	746	16/22	▲	無	10/28	○	12/27
滋賀	輸送機械(車)	改正	公	7/28	8/12	851	12	1.43	114.1	105	839	9	746	16/21	○	無	10/28	○	12/27
滋賀	各種商品小売	改正	公	7/28	8/12	775	10	1.31	103.9	29	765	8	746	16/14	○	無	10/28	○	12/27
京都	金属製品	改正	協	7/24	8/18	854	12	1.43	108.2	65	842	8	789	16/16	○	無	10/21	○	12/19
京都	電気機械	改正	協	7/24	8/18	853	13	1.55	108.1	64	840	9	789	16/9	○	無	10/21	○	12/19
京都	輸送機械	改正	協	7/24	8/18	860	11	1.30	109.0	71	849	9	789	16/10	○	無	10/21	○	12/19
京都	各種商品小売	改正	協	7/24	8/18	803	13	1.65	101.8	14	790	9	789	16/14	○	無	10/21	○	12/19
京都	自動車小売	改正	公	7/24	8/18	790	22	2.86	100.1	1	768	-	789	16/21	○	無	10/28	○	12/19
大阪	塗料	改正	協	6/27	7/31	880	10	1.15	105.0	42	870	9	838	19/1	○	有	-	-	10/31
大阪	鉄鋼	改正	協	6/27	7/31	876	11	1.27	104.5	38	865	9	838	19/8	○	有	-	-	11/7
大阪	非鉄・電線	改正	公	6/25	9/8	840	14	1.69	100.2	2	826	10	838	19/14	○	有	-	-	12/14
大阪	一般機械	改正	公	6/25	7/31	862	12	1.41	102.9	24	850	8	838	19/12	○	有	-	-	11/13
大阪	電気機械	改正	協	6/25	9/4	840	13	1.57	100.2	2	827	7	838	19/7	○	有	-	-	12/6
大阪	輸送機械(車)	改正	公	6/25	8/27	860	12	1.42	102.6	22	848	9	838	19/26	○	有	-	-	11/30
大阪	自動車小売	改正	協	6/25	8/27	850	12	1.43	101.4	12	838	9	838	19/10	○	有	-	-	12/11

都道府 県名	申出	申出 ケース	申出 日	必要 性答 申日	14年度特定(産業別)最低賃金			13年度産別		14年度地質		部会 採決	採決 状況	6条 5項	本審 採決	採決 状況	効力 発生日 (予定)
					引上額	引上率	対地賃 比率	対地賃 格差	時間額	引上額	時間額						
兵庫	改正	公	6/26	8/21					768	6	776	15					
兵庫	改正	協	6/26	7/30	10	1.13	115.2	118	884	7	776	15	○	有	-	-	12/1
兵庫	改正	協	6/26	7/30	11	1.27	113.0	101	866	9	776	15	○	有	-	-	12/1
兵庫	改正	公	6/26	7/30	11	1.30	110.6	82	847	7	776	15	○	有	-	-	12/1
兵庫	改正	協	6/26	7/30	10	1.23	105.9	46	812	7	776	15	○	有	-	-	12/1
兵庫	改正	協	6/26	7/30	11	1.36	105.8	45	810	6	776	15	○	有	-	-	12/1
兵庫	改正	協	6/26	7/30	10	1.13	114.9	116	882	6	776	15	○	有	-	-	12/1
兵庫	改正	公	6/26	7/30	5	0.64	101.3	10	781	6	776	15	○	有	-	-	12/1
兵庫	改正	公	6/26	7/30	830	6	0.73	107.0	54	824	4	776	15	○	有	-	12/1
奈良	改正	協	7/22	8/7	820	10	1.23	113.3	96	810	7	724	14	▲	無	10/28	12/27
奈良	改正	協	7/15	8/7	818	10	1.24	113.0	94	808	6	724	14	▲	無	10/28	12/27
奈良	改正	協	7/22	8/7	820	10	1.23	113.3	96	810	6	724	14	○	有	-	12/27
和歌山	改正	協	7/17	8/20	834	16	1.96	116.6	119	818	13	715	14	○	有	-	12/30
和歌山	改正	公	7/25	8/20	765	11	1.46	107.0	50	754	7	715	14	○	有	-	12/30
鳥取	改正	協	7/23	9/18	743	5	0.68	109.7	66	738	2	677	13	○	有	-	12/25
鳥取	改正	協	7/24	9/18	700	3	0.43	103.4	23	697	-	677	13	○	有	-	
島根	改正	公	8/1	8/7	793	18	2.32	116.8	114	775	12	679	15	○	有	-	11/15
島根	改正	公	8/1	8/7	778	17	2.23	114.6	99	761	11	679	15	○	有	-	12/24
島根	改正	公	8/7	8/7	718	11	1.56	105.7	39	707	7	679	15	○	有	-	12/27
島根	改正	公	8/1	8/7	772	12	1.58	113.7	93	760	9	679	15	○	有	-	12/19
島根	改正	協	8/1	8/7	749	17	2.32	110.3	70	732	12	679	15	○	有	-	12/28
岡山	改正	公	6/26	8/1	842	16	1.94	117.1	123	826	11	719	16	○	有	-	12/18
岡山	改正	協	6/26	8/1	858	17	2.02	119.3	139	841	12	719	16	○	有	-	12/18
岡山	改正	公	6/26	8/1	835	15	1.83	116.1	116	820	11	719	16	▲	無	10/27	12/26
岡山	改正	公	6/26	8/1	771	15	1.98	107.2	52	756	11	719	16	○	有	-	12/17
岡山	改正	公	6/26	8/1	823	16	1.98	114.5	104	807	11	719	16	●	無	10/27	12/26
岡山	改正	協	6/26	8/1	853	16	1.91	118.6	134	837	10	719	16	○	有	-	12/28
岡山	改正	公	6/27	8/1	778	16	2.10	108.2	59	762	10	719	16	○	有	-	11/30
広島	改正	協	7/11	8/5	864	17	2.01	115.2	114	847	13	750	17	○	無	10/30	12/31
広島	改正	公	7/11	8/5	827	15	1.85	110.3	77	812	10	750	17	○	無	10/30	12/31
広島	改正	公	7/11	8/5	835	15	1.83	111.3	85	820	11	750	17	○	無	10/30	12/31
広島	改正	協	7/11	8/5	796	16	2.05	106.1	46	780	11	750	17	○	無	10/30	12/31
広島	改正	協	7/11	8/5	817	16	2.00	108.9	67	801	11	750	17	●	無	10/30	12/31
広島	改正	公	7/11	8/5	858	16	1.90	114.4	108	842	11	750	17	○	無	10/30	12/31
広島	改正	協	7/11	8/5	790	20	2.60	105.3	40	770	-	750	17	○	無	11/17	1/15
広島	改正	公	7/11	8/5	813	15	1.88	108.4	63	798	11	750	17	○	無	10/30	12/31

都道府 県名	申 出	申 出 ケ-ス	申 出 日	必要 性答 申日	14年度特定(産業別)最低賃金			13年度産別		14年度地賃		部会 採決	採決 状況	6条 5項	本審 採決	採決 状況	効力 発生日 (予定)	
					時間額	引上額	引上率	対地賃 比率	対地賃 格差	時間額	引上額							時間額
山口	改正	協	7/7	8/5	850	17	2.04	118.9	135	833	13	715	14	10/14	○	有	-	12/15
山口	改正	協	7/7	8/5	776	16	2.11	108.5	61	760	12	715	14	10/15	○	有	-	12/15
山口	改正	協	7/7	8/5	822	16	1.99	115.0	107	806	11	715	14	10/15	○	有	-	12/15
山口	改正	協	7/24	8/5	737	27	3.80	103.1	22	710	-	715	14	10/10	○	有	-	12/15
徳島	改正	公	7/4	8/20	798	10	1.27	117.5	119	788	8	679	13	9/29	○	有	-	12/21
徳島	改正	公	6/26	8/20	827	11	1.35	121.8	148	816	9	679	13	10/9	○	有	-	12/21
徳島	改正	公	6/27	8/20	792	15	1.93	116.6	113	777	11	679	13	10/8	○	有	-	12/21
香川	改正	公	7/29	8/5	748	3	0.40	106.6	46	745	2	702	16	10/15	○	有	-	12/15
香川	改正	公	7/7	8/5	836	13	1.58	119.1	134	823	10	702	16	10/24	○	有	-	12/25
香川	改正	公	7/8	8/5	790	13	1.67	112.5	88	777	10	702	16	10/14	○	有	-	12/15
香川	改正	公	7/4	8/5	844	14	1.69	120.2	142	830	9	702	16	10/15	○	有	-	12/19
愛媛	改正	公	6/27	8/5	810	14	1.76	119.1	130	796	12	680	14	10/22	○	有	-	12/25
愛媛	改正	協	6/18	8/5	820	13	1.61	120.6	140	807	9	680	14	10/22	●	無	10/24	12/25
愛媛	改正	協	6/12	8/5	792	14	1.80	116.5	112	778	11	680	14	10/14	○	有	-	12/25
愛媛	改正	公	7/4	8/5	830	12	1.47	122.1	150	818	9	680	14	10/20	▲	無	10/24	12/25
愛媛	改正	公	6/27	8/5	725	11	1.54	106.6	45	714	9	680	14	10/20	●	無	10/24	12/25
高知	改正	協	7/16	10/29	750	5	0.67	110.8	73	745	4	677	13	10/22	○	有	-	12/30
高知	改正	協	7/29	-	-	-	-	-	-	910	-	677	13	-	-	-	-	-
福岡	改正	協	6/27	8/19	865	17	2.00	119.0	138	848	13	727	15	10/2	○	有	-	12/10
福岡	改正	協	7/3	8/19	821	15	1.86	112.9	94	806	13	727	15	10/7	○	有	-	12/10
福岡	改正	協	7/4	8/19	844	16	1.93	116.1	117	828	12	727	15	10/2	○	有	-	12/10
福岡	改正	協	7/3	8/19	790	15	1.94	108.7	63	775	11	727	15	10/7	○	有	-	12/10
福岡	改正	協	7/18	8/19	834	15	1.83	114.7	107	819	12	727	15	10/3	○	有	-	12/10
佐賀	改正	公	7/31	8/26	679	14	2.11	100.1	1	665	11	678	14	10/17	○	有	-	12/18
佐賀	改正	公	7/31	8/26	782	12	1.56	115.3	104	770	9	678	14	10/22	○	有	-	12/20
佐賀	改正	協	7/25	8/26	746	12	1.63	110.0	68	734	9	678	14	10/27	○	有	-	12/26
長崎	改正	協	7/2	9/8	800	12	1.52	118.2	123	788	9	677	13	10/14	○	有	-	12/13
長崎	改正	公	7/2	9/8	734	8	1.10	108.4	57	726	9	677	13	10/27	▲	無	10/30	12/31
長崎	改正	協	7/2	9/8	810	10	1.25	119.6	133	800	9	677	13	10/29	▼	無	10/30	12/31
熊本	改正	協	6/13	7/30	725	8	1.12	107.1	48	717	7	677	13	10/10	○	有	-	12/15
熊本	改正	協	6/1	7/30	775	8	1.04	114.5	98	767	8	677	13	10/10	○	有	-	12/15
熊本	改正	協	6/13	7/30	707	4	0.57	104.4	30	703	3	677	13	10/10	○	有	-	12/15

都道府 県名	申 出	申 出 ケ-ス	申 出 日	必要 性答 申日	14年度特定(産業別)			最低賃金		13年度産別		14年度地賃		部会 採決	採決 状況	6条 5項	本審 採決	採決 状況	効力 発生日 (予定)
					時間額	引上額	引上率	対地賃 比率	対地賃 格差	時間額	引上額	時間額	引上額						
大分	改正	協	7/9	8/26	817	16	2.00	120.7	140	801	13	677	13	10/15	○	有	-	-	12/25
大分	改正	協	7/9	8/26	807	14	1.77	119.2	130	793	11	677	13	10/17	▲	無	10/24	▲	12/25
大分	改正	公	7/15	8/26	735	12	1.66	108.6	58	723	10	677	13	10/22	●	無	10/24	●	12/25
大分	改正	協	7/28	8/26	785	12	1.55	116.0	108	773	10	677	13	10/23	○	有	-	-	12/25
大分	改正	協	7/29	8/26	704	7	1.00	104.0	27	697	6	677	13	10/23	●	無	10/24	●	12/25
大分	改正	協	7/28	8/26	747	13	1.77	110.3	70	734	11	677	13	10/21	○	有	-	-	12/25
宮崎	改正	公	7/14	9/4	678	8	1.19	100.1	1	670	7	677	13	10/27	○	有	-	-	12/26
宮崎	改正	公	7/14	9/4	716	9	1.27	105.8	39	707	8	677	13	11/6	●	無	11/17	●	1/15
宮崎	改正	公	7/14	9/4	695	8	1.16	102.7	18	687	6	677	13	10/20	○	有	-	-	12/18
宮崎	改正	協	7/14	9/4	742	11	1.50	109.6	65	731	11	677	13	10/9	○	有	-	-	12/10
鹿児島	改正	協	7/17	9/9	720	10	1.41	106.2	42	710	10	678	13	10/29	●	無	11/5	●	1/4
鹿児島	改正	協	7/18	9/9	693	8	1.17	102.2	15	685	5	678	13	10/27	○	有	-	-	12/28
鹿児島	改正	協	7/22	9/9	748	13	1.77	110.3	70	735	11	678	13	10/16	○	有	-	-	12/17
沖縄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	683	6	677	13	-	-	-	-	-	-
沖縄	改正	公	-	8/26	700	7	1.01	103.4	23	693	7	677	13	9/24	○	有	-	-	11/23
沖縄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	686	6	677	13	-	-	-	-	-	-
沖縄	改正	公	-	8/26	775	7	0.91	114.5	98	768	9	677	13	9/26	○	有	-	-	11/27
沖縄	改正	公	-	8/26	692	7	1.02	102.2	15	685	9	677	13	10/2	○	有	-	-	11/30
沖縄	改正	公	-	8/26	705	12	1.73	104.1	28	693	12	677	13	9/29	○	有	-	-	11/27

決定状況表示=○：全会一致、●：使用者側反対、▲：使用者側反対、■：使用者側退席、◆：労働者側退席、-：6条5項適用

2014年度 特定(産業別)最低賃金 決定状況 (産業別)

都道府 県名	申 出	申出 ケース	申出 日	必要 性答 申日	14年度特定(産業別)最低賃金			13年度産別		14年度地賃		部会 採決	採決 状況	6条 5項	本審 採決	採決 状況	効力 発生日 (予定)
					時間額	引上額	引上率	対地賃 比率	対地賃 格差	時間額	引上額						
北海道	改正	協	7/2	8/12	858	16	1.90	114.7	110	842	10	748	14	有	-	-	12/1
青森	改正	協	7/31	9/25	800	13	1.65	117.8	121	787	10	679	14	無	10/21	○	12/21
岩手	改正	協	7/31	8/26	755	15	2.03	111.4	77	740	12	678	13	無	10/20	○	12/18
宮城	改正	協	7/16	8/21	811	13	1.63	114.2	101	798	10	710	14	有	-	-	12/15
茨城	改正	協	7/7	9/8	834	16	1.96	114.4	105	818	13	729	16	有	-	-	12/31
群馬	改正	協	7/28	8/11	828	13	1.60	114.8	107	815	10	721	14	有	-	-	12/27
千葉	改正	協	7/11	7/31	880	13	1.50	110.3	82	867	10	798	21	無	10/24	▲	12/25
東京	改正	協	7/25	-	-	-	-	-	-	871	12	888	19	-	-	-	-
神奈川	改正	協	7/22	-	-	-	-	-	-	874	10	887	19	-	-	-	-
静岡	改正	公	7/3	8/11	852	13	1.55	111.4	87	839	13	765	16	無	10/10	○	12/13
愛知	改正	協	6/30	7/31	899	14	1.58	112.4	99	885	11	800	20	無	10/15	○	12/16
大阪	改正	協	6/27	7/31	876	11	1.27	104.5	38	865	9	838	19	有	-	-	11/7
兵庫	改正	協	6/26	7/30	877	11	1.27	113.0	101	866	9	776	15	有	-	-	12/1
和歌山	改正	協	7/17	8/20	834	16	1.96	116.6	119	818	13	715	14	有	-	-	12/30
島根	改正	公	8/1	8/7	793	18	2.32	116.8	114	775	12	679	15	有	-	-	11/15
岡山	改正	協	6/26	8/1	858	17	2.02	119.3	139	841	12	719	16	有	-	-	12/18
広島	改正	協	7/11	8/5	864	17	2.01	115.2	114	847	13	750	17	無	10/30	○	12/31
山口	改正	協	7/7	8/5	850	17	2.04	118.9	135	833	13	715	14	有	-	-	12/15
福岡	改正	協	6/27	8/19	865	17	2.00	119.0	138	848	13	727	15	有	-	-	12/10
大分	改正	協	7/9	8/26	817	16	2.00	120.7	140	801	13	677	13	有	-	-	12/25
					842	15		114.7									

20

秋田	非鉄金属	改正	協	6/20	8/11	804	14	1.77	118.4	125	790	11	679	14	有	-	-	12/27
福島	非鉄金属	改正	協	7/17	7/30	802	13	1.65	116.4	113	789	11	689	14	有	-	-	11/28
埼玉	非鉄金属	改正	協	7/10	8/1	854	12	1.43	106.5	52	842	10	802	17	無	9/30	○	12/1
神奈川	電線・ケーブル	新設	協	7/14	-	-	-	-	-	-	-	-	887	19	-	-	-	-
三重	電線・ケーブル	改正	協	6/19	8/8	833	13	1.59	110.6	80	820	12	753	16	無	10/22	○	12/20
大阪	非鉄・電線	改正	公	6/25	9/8	840	14	1.69	100.2	2	826	10	838	19	有	-	-	12/14
大分	非鉄金属	改正	協	7/9	8/26	807	14	1.77	119.2	130	793	11	677	13	無	10/24	▲	12/25
						823	13		111.9									

7

都道府 県名	申 出	申 出 ケ-ス	申 出 日	必要 性答 申日	14年度特定(産業別)		最低賃金		13年度産別		14年度地賃		採決 状況	本審 採決	6条 5項	採決 状況	効力 発生日 (予定)	
					時間額	引上額	引上率	対地賃 比率	対地賃 格差	時間額	引上額	時間額						引上額
三重	改正	協	7/8	8/5	829	13	1.59	110.1	76	816	11	753	16	10/22	無	10/21	○	12/20
京都	改正	協	7/24	8/18	854	12	1.43	108.2	65	842	8	789	16	10/21	無	10/16	○	12/19
広島	改正	公	7/11	8/5	827	15	1.85	110.3	77	812	10	750	17	10/28	無	10/30	○	12/31
					837	13	109.5											

3

山形	改正	公	7/25	9/8	768	14	1.86	112.9	88	754	9	680	15	10/14	無	10/21	○	12/25
茨城	改正	公	7/14	9/8	811	13	1.63	111.2	82	798	9	729	16	10/29	有	-	-	12/31
栃木	改正	公	6/27	8/21	821	12	1.48	112.0	88	809	10	733	15	10/29	有	-	-	12/31
群馬	改正	公	7/28	8/11	817	13	1.62	113.3	96	804	10	721	14	10/28	有	-	-	12/27
千葉	改正	公	7/23	7/31	855	12	1.42	107.1	57	843	10	798	21	10/22	有	-	-	12/25
東京	改正	協	7/31	-	-	-	-	-	-	-	-	888	19	-	-	-	-	-
神奈川	新設	公	7/14	-	-	-	-	-	-	-	-	887	19	-	-	-	-	-
石川	改正	公	7/18	8/27	836	10	1.21	116.4	118	826	6	718	14	10/21	有	-	-	12/31
福井	改正	公	7/22	8/26	810	10	1.25	113.1	94	800	6	716	15	10/20	有	-	-	12/24
長野	改正	公	7/25	8/21	821	12	1.48	112.8	93	809	8	728	15	9/29	有	-	-	11/27
愛知	改正	公	6/30	7/31	870	12	1.40	108.8	70	858	9	800	20	10/1	無	10/15	○	12/16
滋賀	改正	公	7/28	8/12	847	12	1.44	113.5	101	835	7	746	16	10/16	無	10/28	○	12/27
大阪	改正	公	6/25	7/31	862	12	1.41	102.9	24	850	8	838	19	9/12	有	-	-	11/13
兵庫	改正	公	6/26	7/30	858	11	1.30	110.6	82	847	7	776	15	9/30	有	-	-	12/1
奈良	改正	協	7/22	8/7	820	10	1.23	113.3	96	810	7	724	14	10/7	無	10/28	△	12/27
島根	改正	公	8/1	8/7	778	17	2.23	114.6	99	761	11	679	15	10/24	有	-	-	12/24
岡山	改正	公	6/26	8/1	835	15	1.83	116.1	116	820	11	719	16	10/15	無	10/27	▲	12/26
広島	改正	公	7/11	8/5	835	15	1.83	111.3	85	820	11	750	17	10/27	無	10/30	○	12/31
徳島	改正	公	6/26	8/20	827	11	1.35	121.8	148	816	9	679	13	10/9	有	-	-	12/21
香川	改正	公	7/7	8/5	836	13	1.58	119.1	134	823	10	702	16	10/24	有	-	-	12/25
愛媛	改正	協	6/18	8/5	820	13	1.61	120.6	140	807	9	680	14	10/22	無	10/24	●	12/25
佐賀	改正	公	7/31	8/26	782	12	1.56	115.3	104	770	9	678	14	10/22	有	-	-	12/20
長崎	改正	協	7/2	9/8	800	12	1.52	118.2	123	788	9	677	13	10/14	有	-	-	12/13
					824	12	113.6											

23

都道府 県名	電機機械	申請	申請 ケース	申出 日	必要 性答 申日	14年度特定(産業別)最低賃金			13年度産別		14年度地質		部会 採決	採決 状況	6条 5項	本審 採決	採決 状況	効力 発生日 (予定)	
						時間額	引上額	引上率	対地賃 比率	対地賃 格差	時間額	引上額							時間額
北海道	電機機械	改正	協	7/15	8/12	794	10	1.28	106.1	46	784	8	748	14	10/2	○	有	—	12/1
青森	電機機械	改正	公	7/28	9/25	735	14	1.94	108.2	56	721	9	679	14	10/9	○	無	10/21	12/21
岩手	電機機械	改正	公	7/24	8/26	728	10	1.39	107.4	50	718	9	678	13	10/14	○	無	10/20	12/18
宮城	電機機械	改正	公	7/16	8/21	769	12	1.59	108.3	59	757	8	710	14	10/21	○	有	—	12/19
秋田	電機機械	改正	協	7/28	8/11	738	13	1.79	108.7	59	725	10	679	14	10/20	○	有	—	12/27
山形	電機機械	改正	公	7/25	9/8	753	13	1.76	110.7	73	740	9	680	15	10/16	○	無	10/21	12/25
福島	電機機械	改正	公	7/17	7/30	753	12	1.62	109.3	64	741	11	689	14	10/14	○	有	—	12/13
茨城	電機機械・精密	改正	協	7/15	9/8	806	13	1.64	110.6	77	793	11	729	16	10/27	○	有	—	12/31
栃木	電機機械	改正	協	7/14	8/21	822	13	1.61	112.1	89	809	10	733	15	10/24	●	無	10/30	12/31
群馬	電機機械	改正	公	7/28	8/11	815	13	1.62	113.0	94	802	10	721	14	10/28	○	有	—	12/27
埼玉	電機機械	改正	協	7/10	8/1	859	13	1.54	107.1	57	846	10	802	17	9/11	○	無	9/30	12/1
千葉	電機機械	改正	協	7/24	7/31	859	13	1.54	107.6	61	846	10	798	21	10/10	○	有	—	12/25
東京	電機機械	新設	協	7/28	—	—	—	—	—	—	—	—	888	19	—	—	—	—	—
神奈川	電機機械	改正	協	7/14	11/28	890	17	1.95	100.3	3	873	19	887	19	12/25	○	有	—	3/1
新潟	電機機械	改正	協	7/14	8/26	822	14	1.73	115.0	107	808	8	715	14	10/29	○	有	—	12/28
富山	電機機械	改正	協	7/25	8/5	760	10	1.33	104.4	32	750	5	728	16	10/10	○	有	—	12/11
石川	電機機械	改正	協	7/3	8/27	781	11	1.43	108.8	63	770	7	718	14	10/22	○	有	—	12/31
福井	電機機械	改正	協	7/25	8/26	776	13	1.70	108.4	60	763	9	716	15	10/14	○	有	—	12/24
山梨	電機機械	改正	公	7/30	8/21	819	13	1.61	113.6	98	806	8	721	15	10/27	○	有	—	12/26
長野	電機機械・精密	改正	公	7/25	8/21	810	12	1.50	111.3	82	798	8	728	15	9/30	○	有	—	11/28
岐阜	電機機械	改正	協	7/18	8/4	804	12	1.52	108.9	66	792	7	738	14	10/16	○	有	—	12/21
静岡	電機機械	改正	協	7/3	8/11	836	13	1.58	109.3	71	823	13	765	16	10/7	○	有	—	12/13
愛知	電機機械	改正	協	6/30	7/31	837	14	1.70	104.6	37	823	8	800	20	10/2	●	無	10/15	12/16
三重	電機機械	改正	協	6/10	8/5	819	14	1.74	108.8	66	805	12	753	16	10/15	●	無	10/22	12/20
滋賀	電機機械・精密	改正	公	7/28	8/12	830	12	1.47	111.3	84	818	8	746	16	10/22	▲	無	10/28	12/27
京都	電機機械	改正	協	7/24	8/18	853	13	1.55	108.1	64	840	9	789	16	10/9	○	無	10/21	12/19
大阪	電機機械	改正	協	6/25	9/4	840	13	1.57	100.2	2	827	7	838	19	10/7	○	有	—	12/6
兵庫	電機機械	改正	協	6/26	7/30	821	11	1.36	105.8	45	810	6	776	15	9/29	○	有	—	12/1
奈良	電機機械	改正	協	7/15	8/7	818	10	1.24	113.0	94	808	6	724	14	10/21	▲	無	10/28	12/27
鳥取	電機機械	改正	協	7/23	9/18	743	5	0.68	109.7	66	738	2	677	13	10/24	○	有	—	12/25
島根	電機機械	改正	公	8/7	8/7	718	11	1.56	105.7	39	707	7	679	15	10/28	○	有	—	12/27
岡山	電機機械	改正	公	6/26	8/1	771	15	1.98	107.2	52	756	11	719	16	10/16	○	有	—	12/17
広島	電機機械	改正	協	7/11	8/5	796	16	2.05	106.1	46	780	11	750	17	10/20	○	無	10/30	12/31
山口	電機機械	改正	協	7/7	8/5	776	16	2.11	108.5	61	760	12	715	14	10/15	○	有	—	12/15
徳島	電機機械	改正	公	6/27	8/20	792	15	1.93	116.6	113	777	11	679	13	10/8	○	有	—	12/21
香川	電機機械	改正	公	7/8	8/5	790	13	1.67	112.5	88	777	10	702	16	10/14	○	有	—	12/15

都道府 県名	申請 出	申 出 ケ-ス	申 出 日	必要 性答 申日	14年度特定(産業別)最低賃金			13年度産別		14年度地賃		部会 採決	採決 状況	6条 5項	本審 採決	採決 状況	効力 発生日 (予定)				
					時間額	引上額	引上率	対地賃 比率	対地賃 格差	時間額	引上額							時間額	引上額		
愛媛	電気機械	改正	協	6/12	8/5	792	14	1.80	116.5	112	778	11	680	14	10/14	○	有	-	-	12/25	
高知	電気機械	改正	協	7/16	10/29	750	5	0.67	110.8	73	745	4	677	13	10/22	○	有	-	-	12/30	
福岡	電気機械	改正	協	7/3	8/19	821	15	1.86	112.9	94	806	13	727	15	10/7	○	有	-	-	12/10	
佐賀	電気機械	改正	協	7/25	8/26	746	12	1.63	110.0	68	734	9	678	14	10/27	○	有	-	-	12/26	
長崎	電気機械	改正	公	7/2	9/8	734	8	1.10	108.4	57	726	9	677	13	10/27	▲	無	10/30	▲	12/31	
熊本	電気機械	改正	協	6/13	7/30	725	8	1.12	107.1	48	717	7	677	13	10/10	○	有	-	-	12/15	
大分	電気機械	改正	公	7/15	8/26	735	12	1.66	108.6	58	723	10	677	13	10/22	●	無	10/24	●	12/25	
宮崎	電気機械	改正	公	7/14	9/4	716	9	1.27	105.8	39	707	8	677	13	11/6	●	無	11/17	●	1/15	
鹿児島	電気機械	改正	協	7/17	9/9	720	10	1.41	106.2	42	710	10	678	13	10/29	●	無	11/5	●	1/4	
						788	12	109.0													

45

岩手	精密機械	改正	公	7/31	8/26	743	14	1.92	109.6	65	729	12	678	13	10/10	○	無	10/20	○	12/18	
福島	精密機械	改正	公	7/17	7/30	787	13	1.68	114.2	98	774	11	689	14	10/20	●	無	10/28	●	12/27	
栃木	精密機械	改正	公	6/27	8/21	821	12	1.48	112.0	88	809	10	733	15	10/23	○	有	-	-	12/31	
埼玉	精密機械	改正	協	7/10	8/1	870	13	1.52	108.5	68	857	12	802	17	9/2	○	無	9/30	○	12/1	
千葉	精密機械	改正	公	7/23	7/31	841	12	1.45	105.4	43	829	10	798	21	10/9	○	有	-	-	12/25	
愛知	精密機械	改正	協	6/30	7/31	827	14	1.72	103.4	27	813	9	800	20	10/10	○	無	10/15	○	12/16	
兵庫	精密機械	改正	協	6/26	7/30	822	10	1.23	105.9	46	812	7	776	15	9/26	○	有	-	-	12/1	
						816	13	108.4													

7

都道府 県名	輸送機械(車)・ 一般機械	申 出	申出 ケ-ス	申出 日	必要 性答 申日	14年度特定(産業別) 最低賃金			13年度産別		14年度地賃		採決 状況	本審 採決	6条 5項	採決 状況	効力 発生日 (予定)		
						時間額	引上額	引上率	対地賃 比率	対地賃 格差	時間額	引上額						時間額	引上額
北海道	輸送機械(船)	改正	協	7/9	8/12	799	12	1.52	106.8	51	787	10	748	14	10/4	○	有	—	12/4
秋田	輸送機械(車)	改正	協	7/25	8/11	776	13	1.70	114.3	97	763	12	679	14	10/21	○	有	—	12/27
山形	輸送機械(車)	改正	公	7/25	9/8	769	13	1.72	113.1	89	756	9	680	15	10/7	○	無	10/21	12/25
福島	輸送機械	改正	協	7/17	7/30	789	13	1.68	114.5	100	776	11	689	14	10/21	●	無	10/28	12/27
栃木	輸送機械(車)	改正	協	7/22	8/21	825	13	1.60	112.6	92	812	10	733	15	10/29	○	有	—	12/31
群馬	輸送機械	改正	公	7/28	8/11	817	13	1.62	113.3	96	804	10	721	14	10/28	○	有	—	12/27
埼玉	輸送機械	改正	協	7/10	8/1	870	13	1.52	108.5	68	857	10	802	17	9/16	○	無	9/30	12/1
東京	輸送機械	改正	協	7/31	—	—	—	—	—	—	—	—	888	19	—	—	—	—	—
神奈川	輸送機械(車)	新設	協	7/14	—	—	—	—	—	—	—	—	887	19	—	—	—	—	—
富山	輸送機械(車)・ 一般機械	改正	協	7/18	7/25	820	10	1.23	112.6	92	810	6	728	16	9/18	○	有	—	11/19
石川	輸送機械(車)	改正	協	7/18	8/27	836	10	1.21	116.4	118	826	6	718	14	10/21	○	有	—	12/31
山梨	輸送機械(車)	改正	協	7/30	8/21	828	13	1.60	114.8	107	815	9	721	15	10/27	○	有	—	12/26
岐阜	輸送機械(車)	改正	協	6/26	8/4	842	12	1.45	114.1	104	830	7	738	14	10/15	○	有	—	12/21
岐阜	輸送機械(航)	改正	協	6/18	7/28	890	11	1.25	120.6	152	879	6	738	14	10/20	○	有	—	12/21
静岡	輸送機械・一般 機械	改正	公	7/3	8/11	864	13	1.53	112.9	99	851	13	765	16	10/1	▲	無	10/10	12/13
愛知	輸送機械	改正	協	6/30	7/31	877	14	1.62	109.6	77	863	9	800	20	10/9	●	無	10/15	12/16
三重	輸送機械	改正	協	7/1	8/5	854	13	1.55	113.4	101	841	12	753	16	10/17	○	無	10/22	12/20
滋賀	輸送機械(車)	改正	公	7/28	8/12	851	12	1.43	114.1	105	839	9	746	16	10/21	○	無	10/28	12/27
京都	輸送機械	改正	協	7/24	8/18	860	11	1.30	109.0	71	849	9	789	16	10/10	○	無	10/21	12/19
大阪	輸送機械(車)	改正	公	6/25	8/27	860	12	1.42	102.6	22	848	9	838	19	9/26	○	有	—	11/30
兵庫	輸送機械	改正	協	6/26	7/30	892	10	1.13	114.9	116	882	6	776	15	9/11	○	有	—	12/1
島根	輸送機械(車)	改正	公	8/1	8/7	772	12	1.58	113.7	93	760	9	679	15	10/21	○	有	—	12/19
岡山	輸送機械(車)	改正	公	6/26	8/1	823	16	1.98	114.5	104	807	11	719	16	10/21	●	無	10/27	12/26
岡山	輸送機械(船)	改正	協	6/26	8/1	853	16	1.91	118.6	134	837	10	719	16	10/17	○	有	—	12/28
広島	輸送機械(車)	改正	協	7/11	8/5	817	16	2.00	108.9	67	801	11	750	17	10/29	●	無	10/30	12/31
広島	輸送機械(船)	改正	公	7/11	8/5	858	16	1.90	114.4	108	842	11	750	17	10/27	○	無	10/30	12/31
山口	輸送機械	改正	協	7/7	8/5	822	16	1.99	115.0	107	806	11	715	14	10/15	○	有	—	12/15
香川	輸送機械(船)	改正	公	7/4	8/5	844	14	1.69	120.2	142	830	9	702	16	10/15	○	有	—	12/19
愛媛	輸送機械(船)	改正	公	7/4	8/5	830	12	1.47	122.1	150	818	9	680	14	10/20	▲	無	10/24	12/25
福岡	輸送機械	改正	協	7/4	8/19	844	16	1.93	116.1	117	828	12	727	15	10/2	○	有	—	12/10
長崎	輸送機械(船)	改正	協	7/2	9/8	810	10	1.25	119.6	133	800	9	677	13	10/29	▼	無	10/30	12/31
熊本	輸送機械	改正	協	6/1	7/30	775	8	1.04	114.5	98	767	8	677	13	10/10	○	有	—	12/15
大分	輸送機械	改正	協	7/28	8/26	785	12	1.55	116.0	108	773	10	677	13	10/23	○	有	—	12/25

831 13 113.9

33

都道府 県名	申請 内容	申 出 ケ-ス	申出 日	必要 性答 申日	14年度特定(産業別)		最低賃金		13年度産別		14年度地賃		採決 状況	本審 採決	6条 5項	採決 状況	効力 発生日 (予定)		
					引上額	引上率	対地賃 比率	対地賃 格差	時間額	引上額	時間額	引上額							
青森	自動車小売	改正	7/30	9/25	766	13	1.73	112.8	87	753	10	679	14	10/15	○	無	10/21	○	12/21
岩手	自動車小売	改正	7/31	8/26	765	14	1.86	112.8	87	751	12	678	13	10/2	○	無	10/20	○	12/18
宮城	自動車小売	改正	7/16	8/21	778	15	1.97	109.6	68	763	9	710	14	10/14	○	有	-	-	12/15
秋田	自動車小売	改正	7/25	8/11	765	15	2.00	112.7	86	750	12	679	14	10/21	○	有	-	-	12/27
福島	自動車小売	改正	7/17	7/30	785	13	1.68	113.9	96	772	11	689	14	10/16	○	有	-	-	12/17
埼玉	自動車小売	改正	7/22	8/1	869	12	1.40	108.4	67	857	10	802	17	9/17	○	無	9/30	○	12/1
千葉	自動車小売(新)	改正	7/18	7/31	850	12	1.43	106.5	52	838	11	798	21	10/10	○	有	-	-	12/25
神奈川	自動車小売	新設	7/14	-	-	-	-	-	-	-	-	887	19	-	-	-	-	-	-
新潟	自動車小売(新)	改正	7/24	8/26	827	14	1.72	115.7	112	813	12	715	14	10/22	○	有	-	-	12/20
愛知	自動車小売	改正	6/30	7/31	859	13	1.54	107.4	59	846	10	800	20	10/14	○	無	10/15	○	12/16
京都	自動車小売	改正	7/24	8/18	790	22	2.86	100.1	1	768	-	789	16	10/21	○	無	10/28	○	12/19
大阪	自動車小売	改正	6/25	8/27	850	12	1.43	101.4	12	838	9	838	19	10/10	○	有	-	-	12/11
兵庫	自動車小売	改正	6/26	7/30	830	6	0.73	107.0	54	824	4	776	15	10/2	○	有	-	-	12/1
奈良	自動車小売	改正	7/22	8/7	820	10	1.23	113.3	96	810	6	724	14	10/23	○	有	-	-	12/27
広島	自動車小売	改正	7/11	8/5	813	15	1.88	108.4	63	798	11	750	17	10/21	○	無	10/30	○	12/31
島根	自動車小売	改正	8/1	8/7	749	17	2.32	110.3	70	732	12	679	15	10/29	○	有	-	-	12/28
福岡	自動車小売	改正	7/18	8/19	834	15	1.83	114.7	107	819	12	727	15	10/3	○	有	-	-	12/10
大分	自動車小売	改正	7/28	8/26	747	13	1.77	110.3	70	734	11	677	13	10/21	○	有	-	-	12/25
宮崎	自動車小売	改正	7/14	9/4	742	11	1.50	109.6	65	731	11	677	13	10/9	○	有	-	-	12/10
鹿児島	自動車小売	改正	7/22	9/9	748	13	1.77	110.3	70	735	11	678	13	10/16	○	有	-	-	12/17
沖縄	自動車小売	改正		8/26	705	12	1.73	104.1	28	693	12	677	13	9/29	○	有	-	-	11/27
					795	13		109.5											
山形	自動車整備	改正	7/25	9/8	772	14	1.85	113.5	92	758	9	680	15	10/20	○	無	10/21	○	12/25
					772	14		113.5											

21

1

都道府 県名	申出	申出 ケ-ス	申出 日	必要 性答 申日	14年度特定(産業別)			最低賃金		13年度産別		14年度地質		採決 状況	本審 採決	6条 5項	採決 状況	効力 発生日 (予定)	
					引上額	引上率	対地賃 比率	対地賃 格差	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額						引上額
青森	改正	公	7/28	9/25	727	13	1.82	107.1	48	714	9	679	14	10/14	○	無	10/21	○	12/21
岩手	改正	協	7/31	8/26	741	12	1.65	109.3	63	729	9	678	13	10/17	○	無	10/20	○	12/18
茨城	改正	協	7/17	9/8	780	13	1.69	107.0	51	767	11	729	16	10/24	○	有	-	-	12/31
栃木	改正	協	7/11	8/21	786	13	1.68	107.2	53	773	10	733	15	10/27	○	有	-	-	12/31
埼玉	改正	協	7/23	8/1	821	11	1.36	102.4	19	810	8	802	17	9/2	○	無	9/30	○	12/1
千葉	改正	公	7/16	7/31	819	12	1.49	102.6	21	807	12	798	21	10/6	○	有	-	-	12/25
新潟	改正	公	8/4	8/26	773	14	1.84	108.1	58	759	12	715	14	10/23	○	有	-	-	12/21
富山	改正	協	7/30	8/5	790	20	2.60	108.5	62	770	-	728	16	9/16	○	有	-	-	11/15
石川	改正	公	7/17	8/27	790	9	1.15	110.0	72	781	6	718	14	10/21	▲	無	10/27	▲	12/31
福井	改正	協	7/30	8/26	773	10	1.31	108.0	57	763	8	716	15	10/14	▲	無	10/22	▲	12/24
長野	改正	協	7/25	8/21	773	10	1.31	106.2	45	763	7	728	15	10/20	○	有	-	-	12/31
静岡	改正	協	7/3	8/11	810	11	1.38	105.9	45	799	12	765	16	10/3	○	有	-	-	12/13
愛知	改正	協	6/30	7/31	810	11	1.38	101.3	10	799	7	800	20	10/7	○	無	10/15	○	12/16
滋賀	改正	公	7/28	8/12	775	10	1.31	103.9	29	765	8	746	16	10/14	○	無	10/28	○	12/27
京都	改正	協	7/24	8/18	803	13	1.65	101.8	14	790	9	789	16	10/14	○	無	10/21	○	12/19
兵庫	改正	公	6/26	7/30	786	5	0.64	101.3	10	781	6	776	15	9/16	○	有	-	-	12/1
和歌山	改正	公	7/25	8/20	765	11	1.46	107.0	50	754	7	715	14	10/21	○	有	-	-	12/30
鳥取	改正	協	7/24	9/18	700	3	0.43	103.4	23	697	-	677	13	10/14	○	有	-	-	-
岡山	改正	公	6/27	8/1	778	16	2.10	108.2	59	762	10	719	16	10/2	○	有	-	-	11/30
広島	改正	協	7/11	8/5	790	20	2.60	105.3	40	770	-	750	17	11/7	○	無	11/17	○	1/15
山口	改正	協	7/24	8/5	737	27	3.80	103.1	22	710	-	715	14	10/10	○	有	-	-	12/15
愛媛	改正	公	6/27	8/5	725	11	1.54	106.6	45	714	9	680	14	10/20	●	無	10/24	●	12/25
福岡	改正	協	7/3	8/19	790	15	1.94	108.7	63	775	11	727	15	10/7	○	有	-	-	12/10
熊本	改正	協	6/13	7/30	707	4	0.57	104.4	30	703	3	677	13	10/10	○	有	-	-	-
大分	改正	協	7/29	8/26	704	7	1.00	104.0	27	697	6	677	13	10/23	●	無	10/24	●	12/25
宮崎	改正	公	7/14	9/4	695	8	1.16	102.7	18	687	6	677	13	10/20	○	有	-	-	12/18
鹿児島	改正	協	7/18	9/9	693	8	1.17	102.2	15	685	5	678	13	10/27	○	有	-	-	12/28
沖縄	改正	公		8/26	692	7	1.02	102.2	15	685	9	677	13	10/2	○	有	-	-	11/30
					762	12		105.3											

28

北海道	食品	改正	公	7/7	8/12	802	11	1.39	107.2	54	791	10	748	14	9/26	○	有	-	-	12/1
千葉	食品	改正	公	7/22	7/31	839	12	1.45	105.1	41	827	10	798	21	10/15	○	有	-	-	12/25
香川	食品	改正	公	7/29	8/5	748	3	0.40	106.6	46	745	2	702	16	10/15	○	有	-	-	12/15
宮崎	食品	改正	公	7/14	9/4	678	8	1.19	100.1	1	670	7	677	13	10/27	○	有	-	-	12/26
沖縄	食品(糖)	改正	公		8/26	700	7	1.01	103.4	23	693	7	677	13	9/24	○	有	-	-	11/23
						753	8		104.5											

5

都道府 県名	申 出	申 出 ケ-ス	申 出 日	必要 性答 申日	14年度特定(産業別)		最低賃金		13年度産別		14年度地賃		採決 状況	本審 採決	6条 5項	採決 状況	効力 発生日 (予定)	
					引上額	引上率	対地賃 比率	対地賃 格差	時間額	引上額	時間額	引上額						
石川	改正	公	7/17	8/27	735	9	1.24	102.4	726	5	718	14	10/15	○	有	○	—	12/31
	改正	公	7/30	8/26	732	7	0.97	102.2	725	5	716	15	10/15	○	有	○	—	12/24
	改正	公	6/30	—	—	—	—	—	—	—	800	20	—	—	—	—	—	—
	改正	公	7/28	8/12	760	10	1.33	101.9	750	8	746	16	10/24	○	無	10/28	○	12/27
	改正	公	6/26	8/21	742	9	—	102.2	768	6	776	15	—	—	—	—	—	—
5																		
沖縄 新聞	改正	公		8/26	775	7	0.91	114.5	768	9	677	13	9/26	○	有	○	—	11/27
					775	7	—	114.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
徳島 木材	改正	公	7/4	8/20	798	10	1.27	117.5	788	8	679	13	9/29	○	有	○	—	12/21
					798	10	—	117.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
静岡 製紙	改正	協	7/3	8/11	772	14	1.85	100.9	758	14	765	16	10/8	●	無	10/10	●	12/13
	改正	公	6/27	8/5	810	14	1.76	119.1	796	12	680	14	10/22	○	有	—	—	12/25
2																		
栃木 塗料	改正	協	7/22	8/21	875	10	1.16	119.4	865	9	733	15	10/7	○	有	○	—	12/31
	改正	協	7/14	11/28	—	—	—	—	884	7	887	19	—	—	—	—	—	—
大阪 塗料	改正	協	6/27	7/31	880	10	1.15	105.0	870	9	838	19	9/1	○	有	○	—	10/31
	改正	協	6/26	7/30	894	10	1.13	115.2	884	7	776	15	9/30	○	有	○	—	12/1
4																		
静岡 ゴム	改正	公	7/3	8/11	819	12	1.49	107.1	807	12	765	16	10/8	○	有	○	—	12/13
					819	12	—	107.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三重 カラス	改正	協	7/3	8/5	814	14	1.75	108.1	800	12	753	16	10/16	○	無	10/22	○	12/20
	改正	公	7/28	8/12	848	12	1.44	113.7	836	9	746	16	10/17	○	無	10/28	○	12/27
岡山 窯業	改正	公	6/26	8/1	842	16	1.94	117.1	826	11	719	16	10/20	○	有	—	—	12/18
	改正	公	7/31	8/26	679	14	2.11	100.1	665	11	678	14	10/17	○	有	—	—	12/18
4																		
高知 一般貨物	改正	協	7/29	—	—	—	—	—	910	—	677	13	—	—	—	—	—	—
					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1																		

決定状況表示=○：全会一致、●：使用者側反対、▲：労働者側反対、■：使用者側退席、◆：労働者側退席、—：6条5項適用

